

本資料のうち、枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

## 補足説明

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機  
工事計画認可申請に係る論点整理について

2020年6月

東京電力ホールディングス株式会社

## 目次

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 設置許可変更当時の火災感知器の配置方針と火災防護審査基準の改正内容との比較について	3
津波への配慮に関する説明書に係る補足説明資料	238
浸水防護施設の耐震性に関する説明書の補足説明資料	662
地震荷重と風荷重の組合せの影響評価について	687

## 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 設置変更許可当時の火災感知器の配置方針と火災防護審査基準の改正内容との比較について

### 1. 目的

2019 年 2 月 13 日に火災防護審査基準が改正され、異なる 2 種類の火災感知器の配置方法について、消防法に準拠すること等が追加要求となっている。柏崎刈羽原子力発電所 7 号機については、火災防護審査基準の改正以前より、異なる 2 種類の火災感知器の設置にあたっては消防法施行規則に定められる設置方法に準拠していたが、その適合性については工事計画認可申請の中で審査いただいているところである。

一方、本資料では、火災区域及び火災区画の設定方針、並びに火災感知器の配置方針について、改正後の基準に対する現設計状況と適合方針について説明する。

### 2. 設置変更許可における火災感知器の配置方針

#### (1) 申請書類等の記載内容

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の設置変更許可申請書類について、火災区域及び火災区画の設定方針、並びに火災感知器の配置方針に関する記載部分を抜粋する。また、これらの記載部分以外も踏まえた火災防護対策の全体像を（2）節に示す。

#### ●設置変更許可申請書（本文）（抜粋）

##### (c) 火災による損傷の防止

火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区画に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。

設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。

##### (c-1-1) 火災区域及び火災区画の設定

建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁、天井、床により隣接する他の火災区域と分離するよう設定する

##### (c-1-2) 火災防護対策を講じる安全機能を有する構築物、系統及び機器の抽出

発電用原子炉施設は、火災によりその安全性が損なわれることがないように、適切な火

災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として設計基準対象施設を設定する。

その上で、上記構築物、系統及び機器の中から、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための構築物、系統及び機器を抽出し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。抽出した構築物、系統及び機器を「安全機能を有する構築物、系統及び機器」という。

なお、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする

### ●設置変更許可申請書（添付書類八）（抜粋）

#### 1.6.1.3.1 火災感知設備

##### (2) 固有の信号を発する異なる火災感知器の設置

火災感知設備の火災感知器は、「(1) 火災感知器の環境条件等の考慮」の環境条件等を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。炎感知器は非アナログ式であるが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知に優位性がある。ここで、アナログ式とは「平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ、火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握することができる」ものと定義し、非アナログ式とは「平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視することはできないが、火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇等）を把握することができる」ものと定義する。

以下に、上記に示す火災感知器の組み合わせのうち、特徴的な火災区域又は火災区画を示す。

###### a. 原子炉建屋オペレーティングフロア

原子炉建屋オペレーティングフロアは天井が高く大空間となっているため、火災による熱が周囲に拡散することから、熱感知器による感知は困難である。

このため、アナログ式の光電分離型煙感知器と非アナログ式の炎感知器をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。

###### b. 原子炉格納容器

原子炉格納容器内には、アナログ式の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。

運転中の原子炉格納容器は、閉鎖した状態で長期間高温かつ高線量環境となることから、アナログ式の火災感知器が故障する可能性がある。このため、通常運転中、窒素ガス封入による不活性化により火災が発生する可能性がない期間については、原子炉格納容器

内に設置する火災感知器は、起動時の窒素ガス封入後に作動信号を除外する運用とし、プラント停止後に速やかに取り替える設計とする。

c. 非常用ディーゼル発電機燃料移送系ケーブルトレンチ

非常用ディーゼル発電機燃料移送系ケーブルトレンチは、ハッチからの雨水の浸入によって高湿度環境になりやすく、一般的な煙感知器による火災感知に適さない。このため、防湿対策を施したアナログ式の煙吸引式検出設備、及び湿気の影響を受けにくいアナログ式の光ファイバケーブル式熱感知器を設置する設計とする。

対して、以下に示す火災区域又は火災区画は、環境条件等を考慮し、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。

d. 非常用ディーゼル発電機燃料移送系ポンプ区域

屋外開放の区域である非常用ディーゼル発電機燃料移送系ポンプ区域は、区域全体の火災を感知する必要があるが火災による煙が周囲に拡散し煙感知器による火災感知は困難であること、及び降水等の浸入により火災感知器の故障が想定されることから、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。

e. 非常用ディーゼル発電軽油タンク区域

屋外開放の区域である非常用ディーゼル発電機軽油タンク区域は、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難である。加えて、軽油タンク内部は燃料の気化による引火性又は発火性の雰囲気を形成している。このため、非常用ディーゼル発電機軽油タンク区域は、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器を監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置することに加え、タンク内部の空間部に非アナログ式の防爆型熱感知器を設置する設計とする。

f. 主蒸気管トンネル室

放射線量が高い場所（主蒸気管トンネル室）は、アナログ式の火災感知器を設置する場合、放射線の影響により火災感知器の故障が想定される。このため、放射線の影響を受けないよう検出器部位を当該区画外に配置するアナログ式の煙吸引式検出設備を設置する設計とする。加えて、放射線の影響を考慮した非アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。

g. 蓄電池室

水素ガス等による引火性又は発火性の雰囲気を形成するおそれのある場所（蓄電池室）は、万一の水素濃度の上昇を考慮し、火災を早期に感知できるよう、非アナログ式の防爆型で、かつ固有の信号を発する異なる種類の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。

これらの非アナログ式の火災感知器は、以下の環境条件等を考慮することにより誤動作を防止する設計とする。

- ・煙感知器は蒸気等が充満する場所に設置しない。

- ・熱感知器は作動温度が周囲温度より高い温度で作動するものを選定する。
- ・炎感知器は平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握でき、感知原理に「赤外線3波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検知した場合にのみ発報する）を採用するものを選定する。さらに、屋内に設置する場合は外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、屋外仕様を採用するとともに、太陽光の影響に対しては視野角への影響を考慮した遮光板を設置することで誤作動を防止する設計とする。

また、以下に示す火災区域又は火災区画は、火災の影響を受けるおそれがあると考えにくいことから、火災感知器を設置しない、若しくは消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置する設計とする。

#### **h. 格納容器機器搬出入用ハッチ室**

格納容器機器搬出入用ハッチ室は、発火源となるようなものが設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とするうえ、通常コンクリートハッチにて閉鎖されていることから、火災の影響を受けない。また、ハッチ開放時は通路の火災感知器にて感知が可能である。

したがって、格納容器機器搬出入用ハッチ室には火災感知器を設置しない設計とする。

#### **i. 給気処理装置室、冷却器コイル室及び排気ルーバ室**

給気処理装置室、冷却器コイル室及び排気ルーバ室は、発火源となるようなものが設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とするうえ、コンクリートの壁で囲われていることから、火災の影響を受けない。

したがって、給気処理装置室、冷却器コイル室及び排気ルーバ室には火災感知器を設置しない設計とする。

#### **j. 排気管室**

排気管室は、排気を屋外に通すための部屋であり、発火源となるようなものが設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とするうえ、コンクリートの壁で囲われていることから、火災の影響を受けない。

したがって、排気管室には火災感知器を設置しない設計とする。

#### **k. フィルタ室**

フィルタ室に設置されているフィルタは難燃性であり、発火源となるようなものが設置されておらず、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とするうえ、コンクリートの壁で囲われていることから、火災の影響を受けない。

したがって、フィルタ室には火災感知器を設置しない設計とする。

#### **l. 使用済燃料プール、復水貯蔵槽、使用済樹脂槽**

使用済燃料プール、復水貯蔵槽、使用済樹脂槽については内部が水で満たされており、火災が発生するおそれはない。

したがって、使用済燃料プール、復水貯蔵槽、使用済樹脂槽には火災感知器を設置しない設計とする。

- m. 不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された火災防護対象機器のみを設けた火災区域又は火災区画

火災防護対象機器のうち、不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された配管、容器、タンク、手動弁、コンクリート構築物については流路、バウンダリとしての機能が火災により影響を受けることは考えにくいため、消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設ける設計とする。

- n. フェイルセーフ設計の火災防護対象機器のみが設置された火災区域又は火災区画

フェイルセーフ設計の設備については火災により動作機能を喪失した場合であっても、安全機能が影響を受けることは考えにくいため、消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設ける設計とする。

- o. 気体廃棄物処理設備エリア排気モニタ検出器設置区画

放射線モニタ検出器は隣接した検出器間をそれぞれ異なる火災区画に設置する設計とする。これにより火災発生時に同時に監視機能を喪失することは考えにくく、重要度クラス 3 の設備として火災に対して代替性を有することから、消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設ける設計とする。

なお、上記の監視を行う事故時放射線モニタ監視盤を設置する中央制御室については火災発時の影響を考慮し、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。

### ●設置変更許可まとめ資料（抜粋）

<PP. 8 条・別添 1・資料 7-4~5>

#### 4. 相互の系統分離の考え方

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な安全機能を有する構築物、系統及び機器における「その相互の系統分離」を行う際には、單一火災（任意の一つの火災区域で発生する火災）の発生によって、相互に分離された安全系区分のすべての安全機能が喪失することのないよう、原則、安全系区分 I・II の境界を火災区域の境界として 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁・隔壁等で分離する。すなわち、**安全系区分 I の機器等**を設置する区域を火災区域として 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁・隔壁等で囲う。（第 7-1 図）

区分 I・II の境界を  
火災区域の境界とし  
て 3 時間以上の耐火  
能力を有する隔壁等  
で分離

単一火災によっても  
区分 I・II が同時に  
機能喪失することを  
回避し、高温停止・  
低温停止を達成

安全系区分	区分 I	区分 II	区分 III
高温停止	原子炉隔離時冷却系 [RCIC]	高圧炉心注水系 (B) [HPCF (B)]	高圧炉心注水系 (C) [HPCF (C)]
低温停止	自動減圧系 (A) [SRV (ADS (A))]	自動減圧系 (B) [SRV (ADS (B))]	—
	残留熱除去系 (A) [RHR (A)]	残留熱除去系 (B) [RHR (B)]	残留熱除去系 (C) [RHR (C)]
	原子炉補機冷却水系 (A) [RCW (A)]	原子炉補機冷却水系 (B) [RCW (B)]	原子炉補機冷却水系 (C) [RCW (C)]
動力電源	非常用ディーゼル発電機 (A) [DG (A)]	非常用ディーゼル発電機 (B) [DG (B)]	非常用ディーゼル発電機 (C) [DG (C)]
	非常用交流電源 (C) 系	非常用交流電源 (D) 系	非常用交流電源 (E) 系
	非常用直流電源 (A) 系	非常用直流電源 (B) 系	非常用直流電源 (C) 系

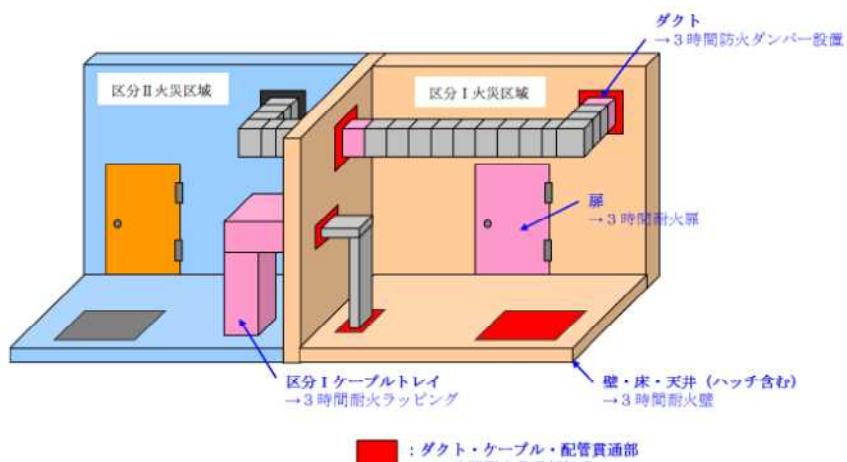
※ 区分 III 機器のうち、DG (C) の監視制御盤、RCW (C) のサーチタンク水位計等、一部の機器は区分 I 側の火災区域に設置

第 7-1 図：3 時間耐火能力を有する隔壁等による系統分離の概要

## 5. 火災の影響軽減対策

火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」(1)及び(2)a.では、「原子炉の高温停止及び低温停止に関わる安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域」及び「互いに相違する系列の火災防護対象機器等の系列間」を、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は隔壁等により分離することが要求されている。

柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉では、相互の系統分離が必要な箇所については中央制御室床下フリーアクセスフロアを除き、すべて「3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は隔壁等」により分離することとしている。柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉に設置する「3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は隔壁等」を以下に示す。(第 7-2 図)



第 7-2 図：火災の影響軽減対策の全体イメージ

<PP.8 条・別添 1・資料 9・1>

### 3.2. 火災時に放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統の確認

3.1 項で示した「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能」に対し、火災によってこれらの機能に影響を及ぼす系統を、以下のとおり「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」(JEAG4612-2010)（以下「重要度分類指針」という。）から抽出する。

まず、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めを達成するための系統を、重要度分類指針を参考に抽出すると下表のとおりとなる。（第 9・1 表）

第 9・1 表：放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	左記機能を達成するための系統
(1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・原子炉格納容器</li><li>・原子炉格納容器隔離弁</li><li>・原子炉格納容器スプレイ冷却系</li><li>・原子炉建屋</li><li>・非常用ガス処理系</li><li>・可燃性ガス濃度制御系</li></ul>
(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・放射性廃棄物処理系※（放射能インベントリの大きいもの）</li><li>・使用済燃料プール（使用済燃料ラックを含む）</li><li>・新燃料貯蔵庫</li></ul>
(3) 使用済燃料プール水の補給機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・非常用補給水系（残留熱除去系）</li></ul>
(4) 放射性物質放出の防止機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・放射性気体廃棄物処理系の隔離弁</li><li>・主排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能以外）</li><li>・燃料集合体落下事故時放射能放出を低減する系（原子炉建屋、非常用ガス処理系）</li></ul>
(5) 放射性物質の貯蔵機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・圧力抑制室プール水排水系</li><li>・復水貯蔵槽</li><li>・放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）</li><li>・焼却炉建屋</li><li>・新燃料貯蔵庫</li><li>・使用済燃料輸送容器保管建屋</li></ul>

※：「緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能」における放射線監視設備のうち、気体廃棄物処理系設備エリア排気放射線モニタを含む

### 3.3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機器等の特定

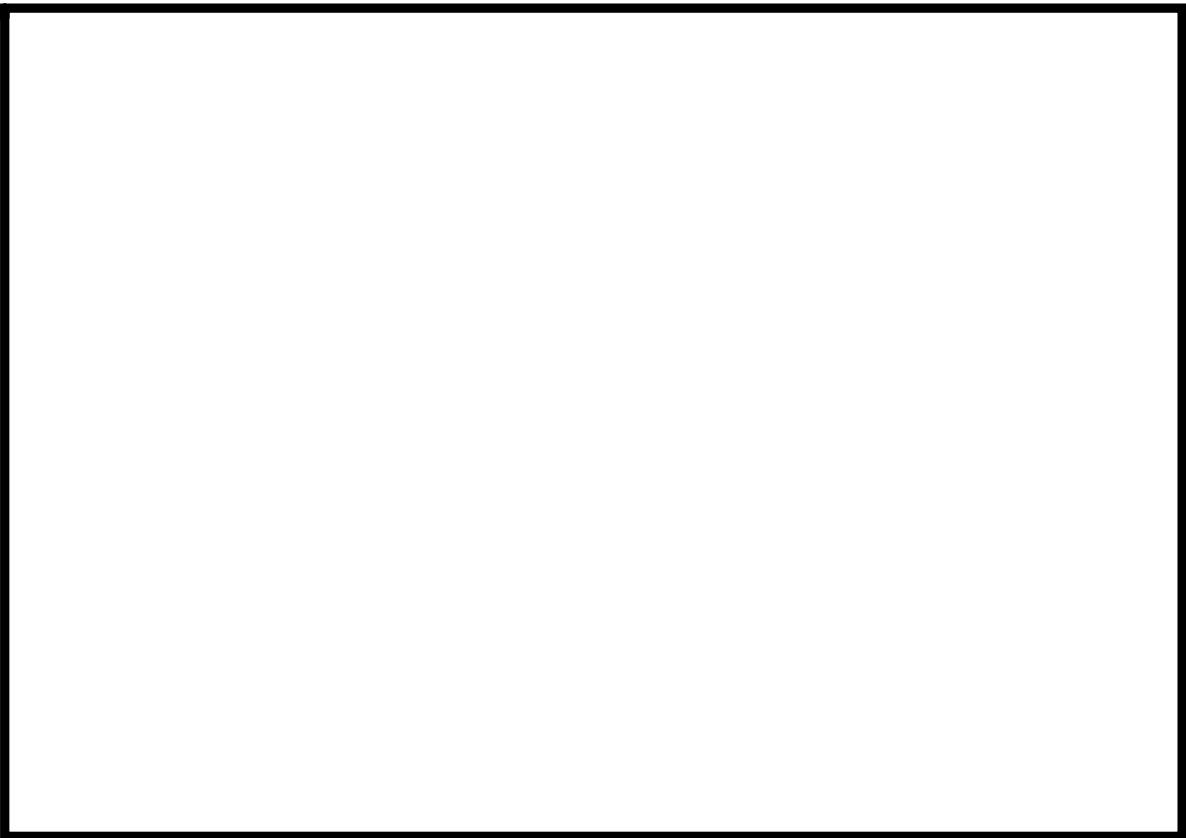
3.2. での検討の結果、添付資料 2 に示すとおり、火災時に「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能」が喪失する系統はない。

ただし、火災時における原子炉建屋の負圧維持の観点から、非常用ガス処理系については「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。また、気体廃棄物処理系設備エリア排気放射線モニタについては、監視機能を有する中央制御室の事故時放射線モニタ盤に対して「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。

#### 4. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災区域設定

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。火災区域については設置された構築物、系統及び機器の重要度に応じて火災の影響軽減対策を行う設計とする。原子炉建屋の負圧維持の観点から、非常用ガス処理系を設置する建屋並びに非常用ガス処理系設置区域に対して、以下の要求事項に従って3時間以上の耐火性能を有する耐火壁で隣接する他の火災区域と分離する設計とし、その他の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の設置区域については、火災によりこれらの機能が喪失することはないが、隣接する他の火災区域と3時間以上の耐火性能を有するコンクリート壁により分離する設計とする。

<PP. 8条・別添1・資料3・添付2-25,33,45> 枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。



枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

## (2) 火災防護に係る全体像

(1) 節で示した申請書記載の部分を含め、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の火災防護に係る全体像をまとめると図 1 となる。また、火災区域及び火災区画の概念は図 2 となる。

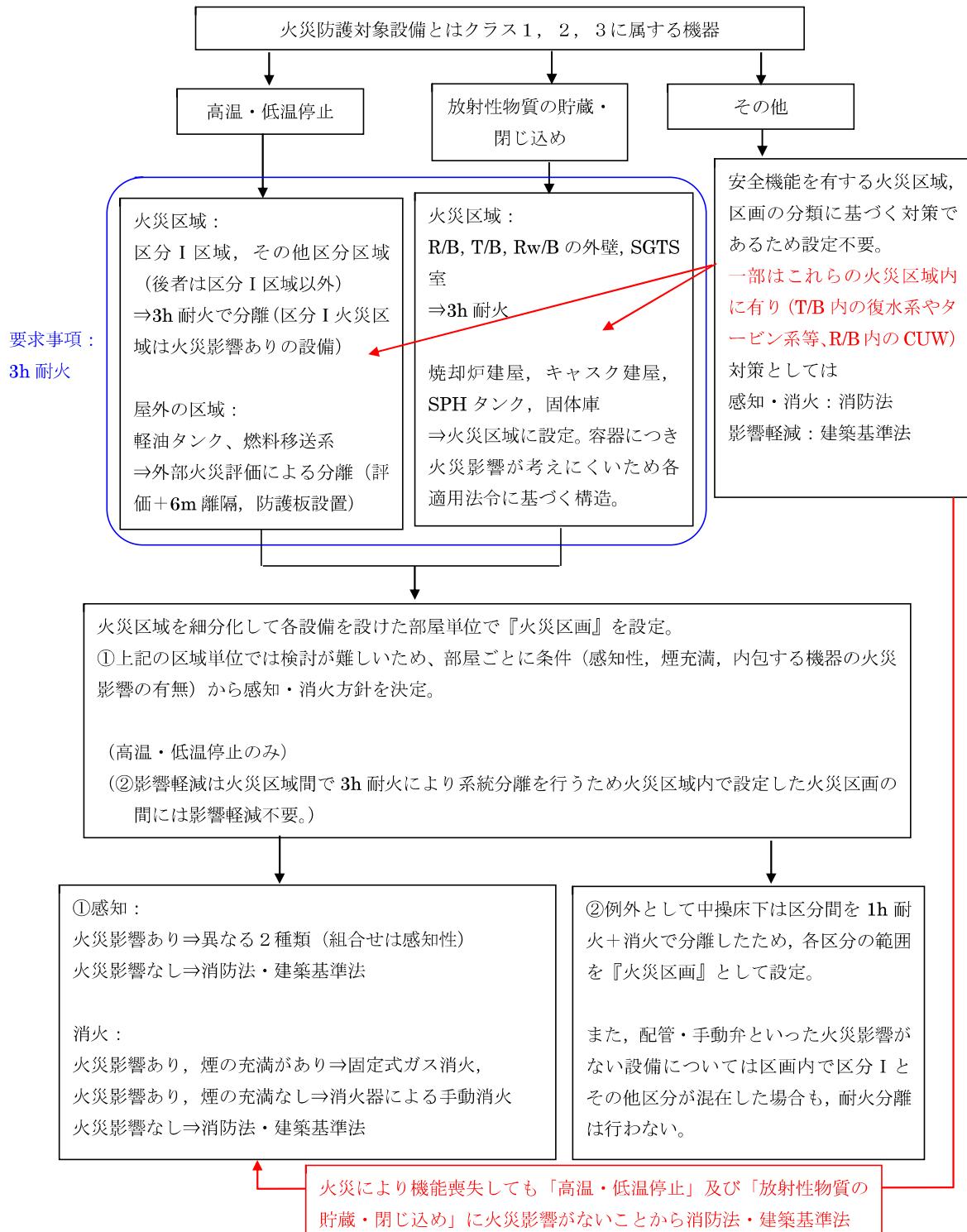


図 1. 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の火災防護に係る全体像

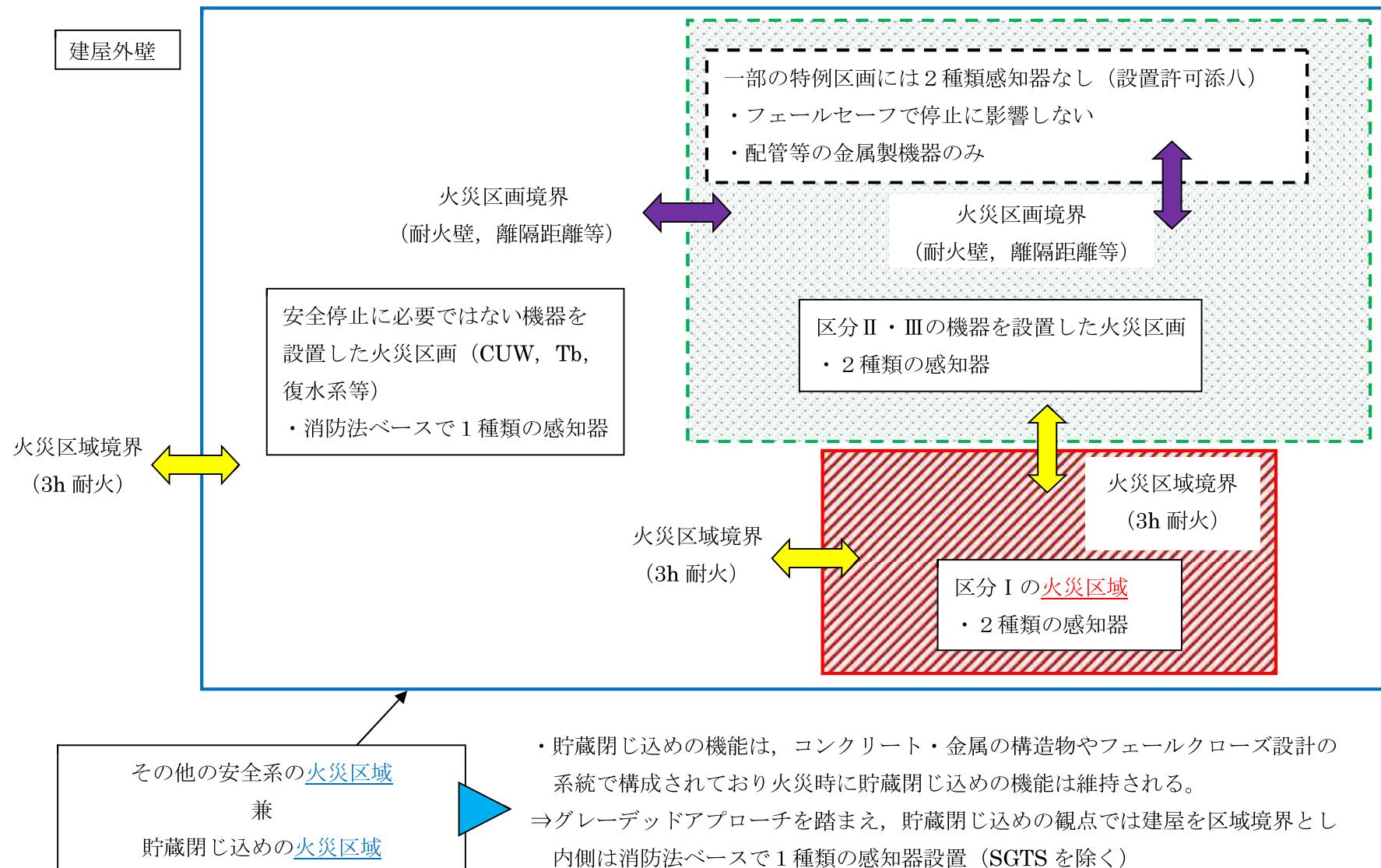
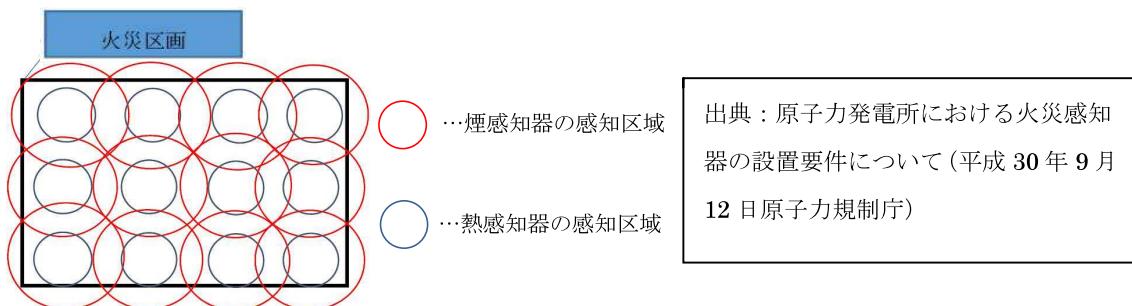


図 2. 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の火災区域及び火災区画の概念図

### 3. 火災防護審査基準の改正内容

#### (1) 背景及び主旨

2018年1月四半期に実施された他社原子力発電所の保安検査において、火災区画として設定されたエリアの異なる2種類の火災感知器（煙・熱感知器）のうち、熱感知器の配置が消防法に準拠しておらず、必要数に満たない例が確認された。このような背景を踏まえ、2019年2月13日に火災防護審査基準が改正され、異なる2種類の火災感知器の配置においては、消防法に準拠すること等が追加要求となった。



#### (2) 主な改正箇所

改 正 後	改 正 前
<p>2.2 火災の感知・消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>① 各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等（感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）をそれぞれ設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。</p> <p>② 感知器については消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第23条第4項に従い、感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 中央制御室で適切に監視できる設計であること。</p>	<p>2.2 火災の感知・消火</p> <p>2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>① 各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できる場所に設置すること。</p> <p>② 火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の感知器又は同等の機能を有する機器を組合せて設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講じること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 中央制御室等で適切に監視できる設計であること。</p>

### (3) 改正に伴う許認可要否

改正に伴う申請手続きについては、下記のとおり、工事計画の認可申請が必要であるものの、火災感知器の設置方針は設置許可段階で確認されるものであり、設置変更許可申請は不要とされる。

#### I 4. (1) 改正後に必要な申請手続き

今回の改正は、火災感知設備の設置要件を明確化するものであり、この規制要求への適合性を確認するためには事業者から火災区域・区画に対する火災感知設備の設置状況が各々示される必要があるが、火災区域・区画が具体的に確定するのは、工事計画段階となるため、工事計画に係る認可申請に対する審査において適合性を確認していくこととする。

なお、工事計画の認可に当たっては、法第43条の3の9第3項において、その工事の計画が設置（変更）許可を受けたところによることと定められており、設置許可段階においては、早期に火災を感知するために異なる種類の火災感知設備をそれぞれ設置する方針であることを確認していることから、今回の規制要求に対する設置変更許可申請は要しないものとする。

## 4. 柏崎刈羽原子力発電所 7号機の方針との比較

柏崎刈羽原子力発電所 7号機の設置変更許可当時の火災区域及び火災区画の設定方針、並びに火災感知器の配置方針は、火災防護審査基準の改正内容を踏まえても適合性に問題はないと考える。ただし、設置許可では、火災区域内における異なる 2 種類の火災感知器を設置しない個々の火災区画について、内包する設備名称と、異なる 2 種類の火災感知器を設置しなくとも良いとする具体的な理由を明示できていなかった。また、図1にて「その他」と分類した常用系機器のみを設置する火災区画の配置を明確にしていなかった。この点については、内包する設備名称とともに、以下に示す常用系機器のみを設置する火災区画（1）、又は設置変更許可申請書添付書類八で示す火災区画（2）（3）のいずれに当てはまるのかを整理した図面を添付資料（1）に示す。

（1）常用系機器のみを設置することから消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置する火災区画（p）

（2）火災感知器を設置しない火災区画

- h. 格納容器機器搬出入用ハッチ室
- i. 給気処理装置室冷却器コイル室及び排気ルーバ室
- j. 排気管室
- k. フィルタ室
- l. 使用済燃料プール、復水貯蔵槽、使用済樹脂槽

（3）消防法又は建築基準法に基づく火災感知器を設置する火災区画

- m. 不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された火災防護対象機器のみを設けた火災区域又は火災区画

- n. フェイルセーフ設計の火災防護対象機器のみが設置された火災区域又は火災区画
- o. 気体廃棄物処理設備エリア排気モニタ検出器設置区画

## 5. 常用系機器からの安全系Ⅱ・Ⅲへの影響評価

柏崎刈羽原子力発電所 7号機の火災区域及び火災区画の設定方針では、安全系区分Ⅱ・Ⅲの機器を設置する区画と常用系機器を設置する隣接区画の境界を原則 3時間耐火相当の厚み（123mm 以上）を有する耐火壁（コンクリート壁）で構成しているが、配管・ケーブル等の貫通孔については一部隙間が存在している（図3）。これらの隙間があることにより、安全系区分Ⅱ・Ⅲの機器が隣接区画の常用系機器の火災影響を受けるおそれがあるかどうかを評価する。



図3. 貫通孔の隙間の例

なお、原子炉建屋中4階における火災区画（R-M4F-20）では、一部、3時間耐火相当の厚み（123mm 以上）を有する耐火壁（コンクリート壁）ではなく、1時間耐火性能を有する耐火ボードを使用しているが、当該火災区画には蛍光灯以外の可燃物が存在せず、1時間を超えて継続する火災が発生するおそれはない（添付資料（2））。

### （1）現設計方針に対する評価

#### ①隣接区画からの延焼等の火災影響

安全系区分Ⅱ・Ⅲの機器を設置する区画と、常用系機器を設置する隣接区画は、添付資料（3）に示すとおり、可燃物が存在しており、等価火災時間が1時間を超える箇所も存在する。ただし、これらの可燃物については常用系機器も含め、以下に示すとおり、火災の発生防止対策を図っているため、大規模な火災が発生することは考えにくい。

<火災の発生防止対策の例（常用系機器も含む）>

- ・発火性又は引火性物質に対する漏えい・拡大防止のための堰の設置
- ・水素内包設備への溶接構造、シール構造の採用
- ・発火源となるおそれのある設備を金属製の筐体内へ収納
- ・難燃ケーブルの使用

添付資料（4）に、柏崎刈羽原子力発電所7号機の設置変更許可申請書類のうち、火災の発生防止に係る部分を添付する。また、上述の例に関する部分を以下に抜粋する。

●設置変更許可まとめ資料（抜粋）

<PP.8条・別添1・資料1-9~42>

2.1.1.1. 発電用原子炉施設内の火災発生防止

(1) 発火性又は引火性物質

発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域には、以下の火災発生防止対策を講じる設計とする。（中略）

① 漏えいの防止、拡大防止

本要求は、「発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域」に対して要求していることから、該当する設備を設置する火災区域に対する漏えいの防止対策、拡大防止対策について以下に示す。

○ 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備

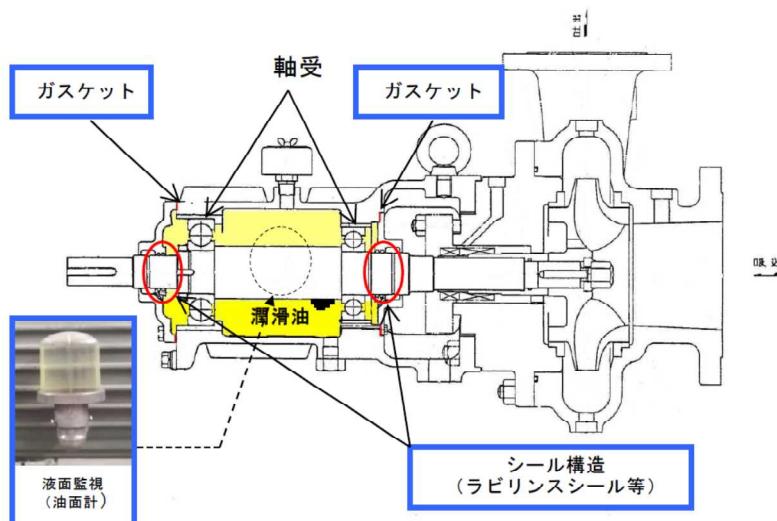
火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えい防止対策を講じる設計とともに、堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。なお、設備の軸受には潤滑油が供給されており過熱することはない。万一、軸受が損傷した場合には、当該設備は過負荷等によりトリップするため軸受は異常加熱しないこと、オイルシールにより潤滑油はシールされていることから、潤滑油が漏えいして発火するおそれはない。（第1-1表、第1-1～1-2図）

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する拡大防止対策を添付資料1に示す。

以上より、火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備については、漏えい防止対策を講じているとともに、添付資料1に示すとおり拡大防止対策を講じていることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。

第 1・1 表：火災区域内の発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備の漏えい防止、拡大防止対策

発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備のある火災区域	漏えい防止、拡大防止対策
原子炉建屋	堰
タービン建屋	堰
コントロール建屋	堰
廃棄物処理建屋	堰
軽油タンク区域	堰



第 1・1 図：溶接構造、シール構造による漏えい防止対策概要図



第 1・2 図：堰による拡大防止対策概要図

○ 発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備は、以下に示す溶接構造等による水素ガスの漏えいを防止する設計とする。

なお、充電時に水素ガスが発生する蓄電池については、機械換気を行うとともに、蓄電池設置場所の扉を通常閉運用とすることにより、水素ガスの拡大を防止する設計とする。また、これ以外の発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備についても、「③換気」に示すとおり、機械換気を行うことによって水素ガスの拡大を防止する設計とする。

- ・ 気体廃棄物処理設備

气体廃棄物処理設備の配管等は雰囲気への水素ガスの漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から雰囲気への水素ガス漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素ガスの漏えいを考慮しベローズ弁等を用いた構造とする。

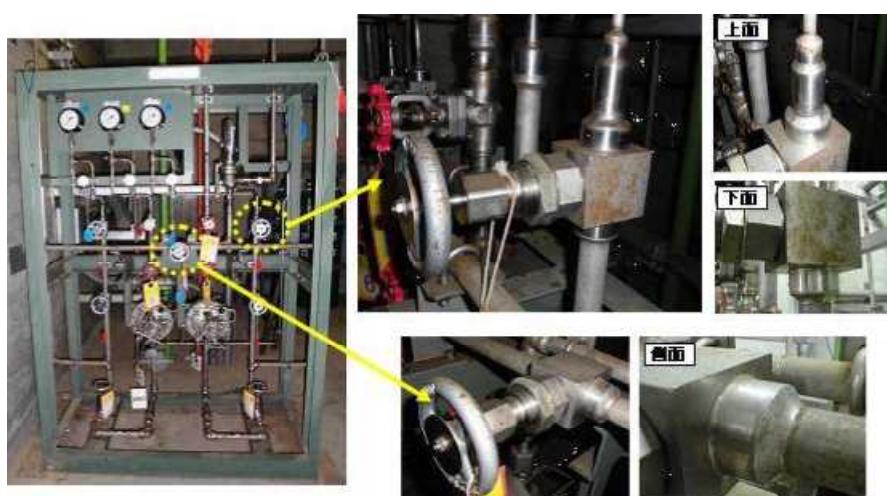
- ・ 発電機水素ガス供給設備

発電機水素ガス供給設備の配管等は雰囲気への水素ガスの漏えいを考慮した溶接構造を基本とし、弁グランド部から雰囲気への水素ガス漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素ガスの漏えいを考慮しベローズ弁等を用いた構造とする。(第 1-3 図)

- ・ 水素ガスボンベ

「⑤貯蔵」に示す格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ガスボンベは、ボンベ使用時に作業員がボンベ元弁を開操作し、通常時は元弁を閉とする運用とするよう設計する。

以上より、火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備については、漏えい防止対策を講じているとともに、「③換気」に示すとおり拡大防止対策を講じていることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。



第 1-3 図：溶接構造・ベローズ弁の例（発電機水素ガス供給装置）

(中略)

### (3) 発火源への対策

発電用原子炉施設には金属製の筐体内に収納する等の対策を行い、設備外部に出た火花が発火源となる設備を設置しない設計とする。

また、発電用原子炉施設には高温となる設備があるが、設計上の最高使用温度が 60°C を超える系統については保温材で覆うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。(第 1・4 表)

以上より、発電用原子炉施設には設備外部に火花を発生する設備を設置しないこと、高温となる設備に対しては発火源とならないよう対策を行うことから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。

第 1・4 表：高温となる設備と接触防止・過熱防止対策

高温となる設備	最高使用温度	過熱防止 対策
主蒸気系配管	302°C	保温材設置
原子炉圧力容器バウンダリ	302°C	保温材設置
ほう酸水注入系配管	66°C	保温材設置
残留熱除去系配管	182°C	保温材設置
高圧炉心注入系配管	104°C	保温材設置
原子炉隔離時冷却系機器、配管	302°C	保温材設置
原子炉冷却材浄化系配管	302°C	保温材設置
所内蒸気系、所内蒸気戻り系配管	204°C	保温材設置
原子炉給水系配管	230°C	保温材設置
所内温水系配管	85°C	保温材設置

(中略)

#### 2.1.1.2. 不燃性・難燃性材料の使用

##### (1) 主要な構造材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料、又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。

(第 1・13 図) (中略)



ポンプ、配管、支持構造物の例

ケーブルトレイ、電線管の例



電源盤の例

第 1・13 図：主要な構造材に対する不燃性材料の使用状況

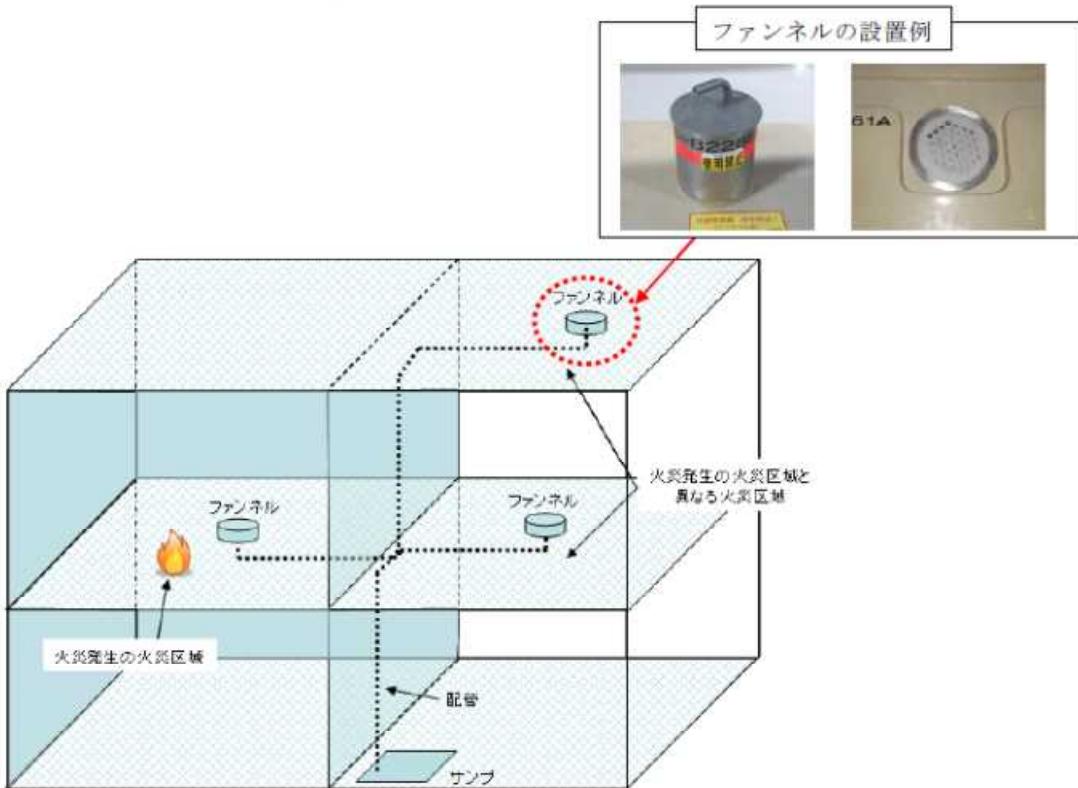
### (3) 難燃ケーブルの使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器に使用するケーブルには、実証試験により自己消火性（UL 垂直燃焼試験）及び延焼性（IEEE383（光ファイバケーブルの場合は IEEE1202）垂直トレイ燃焼試験）を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。

<PP.8 条・別添 1・資料 3・添付 3-1~2>

### 2. 建屋内排水系統について

柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉の原子炉建屋等における各火災区域には、管理区域外への放射性液体廃棄物の流出防止等を目的として、ファンネル、配管及びサンプタンク等から構成される「建屋内排水系統」を設置している。建屋内排水系統概要を第 1 図に示す。



第1図：建屋内排水系統概要

### 3. 煙等の流入防止対策について

火災区域は、その位置付けを考慮すると、火災が発生した他の火災区域の煙により原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が影響を受け、これらの機能が同時に喪失しないよう設計することが必要である。そこで、安全機能への影響防止を目的としてファンネルに対して第2図に示す設備を設置することで、煙の流入防止措置を実施する設計とする。

なお、当該設備は、内部溢水評価における排水量を満足するものを設置する。



第2図：煙流入防止対策治具（例）

また、常用系機器を設置する区画の火災に対しては、火災防護審査基準に定義される火災区画（耐火壁、離隔距離等）の境界を設定することで、影響軽減を図っている。具体的な影響軽減対策としては、安全系区分Ⅱ・Ⅲの機器を設置する区画と常用系機器のみを設置する隣接区画の境界は、原則として3時間耐火相当の厚み（123mm以上）を有する耐火壁（コンクリート壁）で構成するとともに、ケーブルについてはIEEE規格に基づく離隔距離の確保を図っている。したがって、常用系機器の火災が安全系区分Ⅱ・Ⅲの機器に影響することは考えにくい。なお、当該設計方針については、添付資料（5）に示すとおり、設置許可基準規則 第十二条（安全施設）へ適合するための設計方針と同様である。

以上より、常用系機器を設置する火災区画の火災によって、安全系区分Ⅱ・Ⅲの機器に延焼等による火災影響を受けるおそれは考えにくい。

## ②貫通孔からの煙・熱の流出入による感知性への影響

柏崎刈羽原子力発電所7号機の原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋、コントロール建屋は、各部屋（火災区画）を適正な室内温度に保つこと、放射性物質を拡散しないこと等を目的として空調設備を設置しており、各部屋に給・排気口がある（図4）。

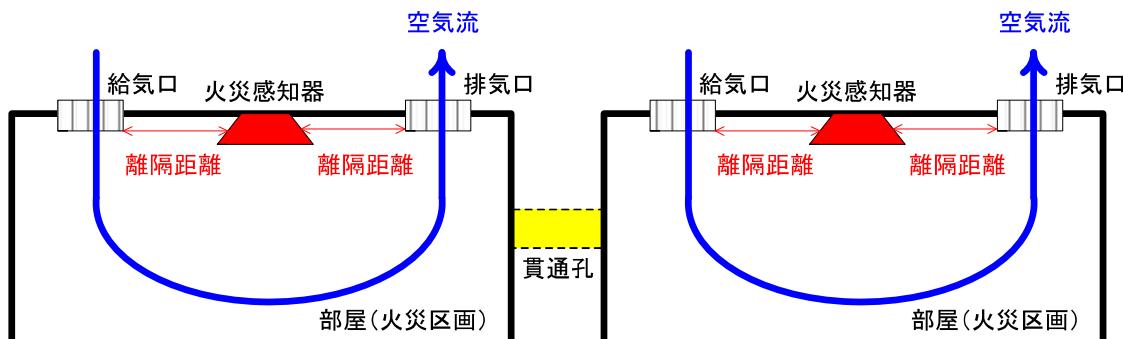


図4. 各部屋（火災区画）の給・排気口を踏まえた火災感知器の設置方針

火災防護審査基準では、3.(2)節に示したとおり、改正以前より、火災感知器の設置に際しては「空気流等」の環境条件を考慮するよう要求があるため、柏崎刈羽原子力発電所7号機の火災感知器の設置に際しては、消防法施行規則に則り、給・排気口からは適切な離隔距離を取ることとしている。このとき、空調設備は、各部屋の送風量と排風量が等しくなるよう設計している。空気流は、給・排気口を介して生じるよう設計しており、配管の貫通孔等の隙間から著しいバイパス流が生じるものではない。しかしながら、火災発生時には、発生区画の内圧が上昇し、エアバランスが崩れる可能性もあることから、以下のように検討する。

### (a) FDTs を用いた解析

火災発生時の煙・熱の挙動について、米国 NRC が公開している火災解析ツール FDTs を用いて検討を行う。

#### ●熱の挙動解析：解析条件

熱の挙動が火災感知器の動作に与える影響として、貫通孔から隣接区画に熱が抜ける影響よりも、空調設備が機械換気を行うことにより熱が拡散される影響が支配的であると考えられる。したがって、熱の挙動解析は機械換気モデルとする（図5）。

発電所内における発火源にはケーブル、制御盤、電動機、ポンプ等が考えられるが、ポンプ、電動機については潤滑油が金属製の筐体に納められ、漏えい防止が図られており、定期的なパトロールも行われることから初期に大火災が発生する可能性は考え難い。その他のケーブル、制御盤については制御盤火災で代表するものとし、火災影響評価ガイドから HRR（発熱速度）を 702kW（※）と設定する。また、火災区画の諸元については、一般的な 2 種類の感知器（煙・熱）を設けた区画として表1のとおり設定する。

（※） 702kW：2 束以上の認定ケーブルを有するキャビネットの 98%信頼限界値

なお、ここで機械換気下においても、火炎ブルームが天井面に急速に上昇し、天井面に衝突しジェット流で同心円状に高温ガス層が拡散、堆積するという火災挙動が考えられ、これらが機械換気下で攪拌されることによる事象進展（温度上昇等）の遅れが主たる感知性への影響と想定される。換気影響が支配的かつ、圧力上昇等により配管スリーブ等の貫通孔から流出する空気も初期状態では貫通口近傍の熱・煙を含まないものが主となり、上記の事象進展において大きな影響を及ぼさないと判断されたため、本モデル上考慮せず、その影響は煙の挙動解析にて検証する。

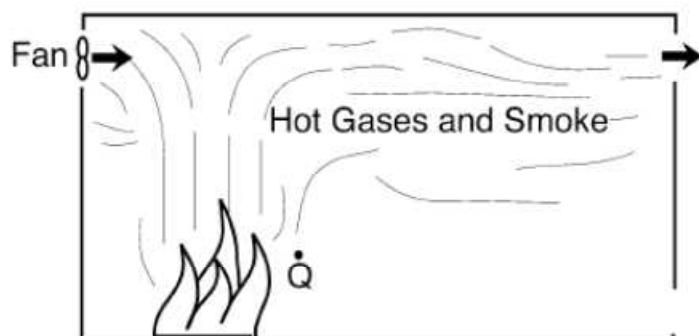


図5. 機械換気モデル

表 1. 熱の挙動解析における設定値

諸元	設定値	設定根拠
火災区画容積	床 20m×20m 高さ 8m	非安全系の火災区画と接する安全系を有する火災区画は、比較的大きい火災区画が多いため、RCW (B) - Hx を例に想定する。
軀体厚さ	250mm	最小軀体厚から設定
換気風量	3 m3/sec	実際の部屋と同程度の空調風量を想定。

### ●熱の挙動解析：解析結果

評価対象区画の高温ガス層温度を図 6 に示す。機械換気下においても、発火から 5 分程度で高温ガス層の温度が熱感知器の動作温度 (60°C) に到達する結果となった。したがって、機械換気下で熱が拡散されても、室内の熱感知器動作には影響はないと考えられる。

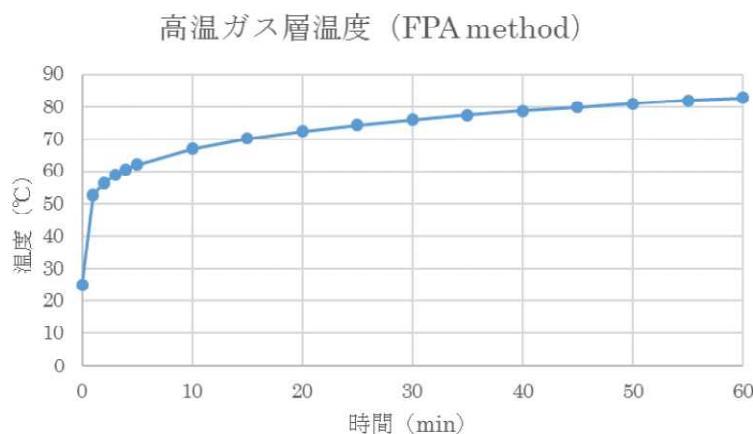


図 6. 熱の挙動解析結果

なお、熱感知器の動作に関し、一例ではあるが、総務省消防庁が発行する「平成 20 年 大阪市浪速区 個室ビデオ店火災関係資料集」において個室ビデオ店を想定した火災実験が行われており、熱感知器の動作時間が 1~5 分程度との実験結果がある(参考資料(3))。火災規模等により一概には言えないものの、今回の解析結果は、一般的な火災時の挙動と大きな差はなく、妥当なものと考えられる。

### ●煙の挙動解析：解析条件

機械換気モデルによる評価では、煙の挙動を把握することが困難であるため、自然換気モデルによる評価を行う。解析の設定値については、表 1 と同様とする。

貫通孔の位置及び大きさには、各火災区画を貫通する配管貫通部等の状態を想定する。

配管貫通部は、通常、配管サポートの設置や施工スペースの確保の観点から天井面より50～100cm程度下がった位置より下方にあるものが主である。また、貫通部の隙間については、特に大きいもので、600Aのスリーブに400A程度の配管が通っているケースがあることから、 $0.15\text{m}^2$ 程度となる。これらの状況を踏まえ、貫通孔の設定値は、 $0.4\text{m} \times 0.4\text{m}$ の大きさで、天井面から $0.5\text{m}$ 下がった位置とする（図7）。

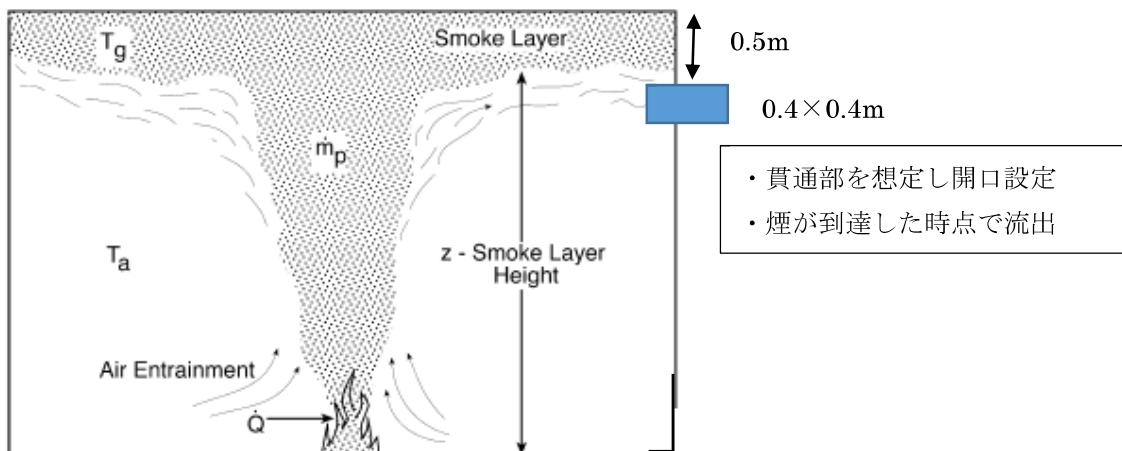


図7. 自然換気モデル（貫通孔設定）

### ●煙の挙動解析：解析結果

評価対象区画の煙層高さを表2に示す。火災発生後、貫通孔位置に煙が到達するのは1分後という結果になっている。よって、貫通孔を介して隣接区画に煙が流出したとしても、隣接区画の火災感知器の動作が、火災区画の火災感知器の動作に先行するような悪影響が生じることは考えにくい。なお、一部 $0.5\text{m}$ 以上の位置に小径管のスリーブ（100A～200A程度のスリーブに50A程度の配管）を有するものが存在するが、これらは後述する東京消防庁監修「予防事務審査・検査基準」に定める基準を踏まえ評価する。本モデルにおいて考慮した場合、火災の挙動に大きな変化はないものの隣接への流出時間が少々早まる可能性があるが、日本建築学会「建築物の火災荷重及び設計火災性状指針（案）」に示す評価式にて試算すると1～2秒で天井面にプルームが到達するという時間オーダであることを踏まえれば当該区画の感知器の優位性は変わらないものであると判断する。

表2. 煙の挙動解析結果

Time (min)	$\rho_g$ (kg/m <sup>3</sup> )	Constant (k) (kW/m·K)	Smoke Layer Height z (m)	Smoke Layer Height z (ft)	
0	1.18	0.064	8.00	26.25	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
1	0.75	0.101	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
2	0.72	0.105	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
3	0.70	0.108	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
4	0.69	0.110	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
5	0.68	0.112	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
10	0.64	0.118	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
15	0.62	0.122	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
20	0.61	0.125	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
25	0.60	0.127	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
30	0.59	0.129	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
35	0.58	0.130	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
40	0.58	0.132	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
45	0.57	0.133	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
50	0.56	0.135	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
55	0.56	0.136	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT
60	0.56	0.137	7.50	24.61	CAUTION: SMOKE IS EXITING OUT VENT

(b) 強制換気下における火災性状

空調設備が設置された区画で火災が発生した場合を想定した火災解析が、参考資料（4）に示すとおり、（一財）電力中央研究所によって行われており、その結果によると、隣接区画の温度・酸素濃度が変化するのは、火災発生区画よりも時間的に遅れることが確認されている。解析における諸条件は下記であり、必ずしも柏崎刈羽原子力発電所7号機の構造と一致はしないが、物理的な事象の傾向として差異は生じないと考える。

<（一財）電力中央研究所における火災解析条件>

- ・評価区画：幅 4.9m × 奥行 5.9m × 高さ 3.88m, 3部屋
- ・ドア開口：幅 0.79m × 高さ 2.1m
- ・火源：面積 0.5m<sup>2</sup>, 高さ 0.35m, 最大発熱速度：435kW
- ・換気条件：給気側 1200m<sup>3</sup>/h, 排気側 3600m<sup>3</sup>/h

●BRI2002 を用いた複数火源条件下の火災性状に関する研究（抜粋）

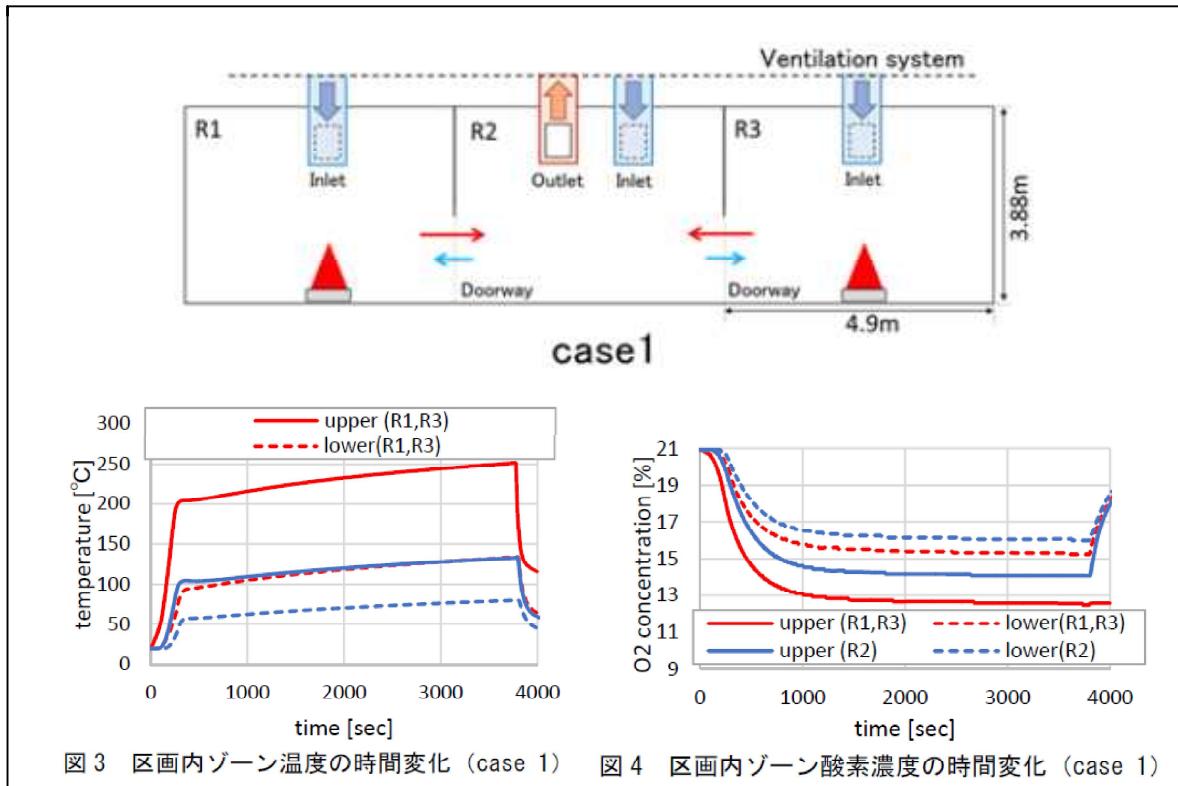


図 3 区画内ゾーン温度の時間変化 (case 1)

図 4 区画内ゾーン酸素濃度の時間変化 (case 1)

(c) 消防法関連の技術基準との比較

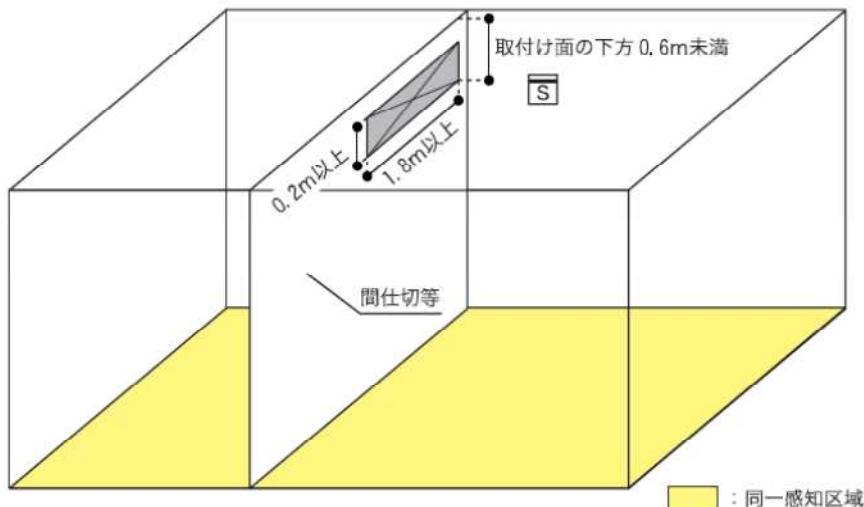
東京消防庁監修の「予防事務審査・検査基準」によれば、以下のとおり、隣接区画に天井から 0.6m までの開口部 (0.2m 以上 × 1.8m 以上, すなわち  $0.36\text{m}^2$ ) がある場合には、同一の感知区域とみなされる。これに対し、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の安全系区分 II ・ III の機器を設置する区画と、常用系機器を設置する隣接区画の壁面上部 (天井面から 60cm 以内) の開口寸法は、添付資料 (6) に示すとおり、 $0.36\text{m}^2$  よりも十分小さくなっている。同一の感知区域とみなされることはなく、隣接区画の火災感知器が先行して動作する可能性は非常に小さいものと考えられる。なお、調査の結果、隣接区画側の感知器は貫通部を有する境界面から 0.3m 以内に存在しないことを確認している。本評価では貫通部の合計面積で比較しているが、一箇所に大型開口を想定している基準に比べ、小さな貫通部が点在する実際の壁面では貫通部位置ごとに圧力や煙の濃度も異なり、基準で示した状態よりも煙が抜けにくい状態であると考えられる。前述した煙の挙動評価における時間スケールを踏まえ、これらの高所の小径管の貫通部も感知器の優位性に影響するものではないと判断する。

●予防事務審査・検査基準（東京消防庁監修）（抜粋）

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

●さいたま市消防用設備等に関する審査基準（抜粋）

シ 煙感知器の感知区域を構成する間仕切等の上方（取付け面の下方0.6m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付け面の下方0.2m以上×1.8m以上の間隙）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができます。（第10-100図参照）



第10-100図

（d）安全系Ⅱ・Ⅲの機器を設置する火災区画

安全系Ⅱ・Ⅲの機器を設置する火災区画（異なる2種類の火災感知器を設置する火災区画）の内、常用系機器を設置する火災区画と隣接する火災区画は以下の特徴を有している。

- 原子炉建屋内の周回通路やT/Bの熱交換器エリア等、比較的広い火災区画が多く、火災が発生したとしても急激な圧力上昇等が発生する可能性は小さいと考えられる。このた

め、当該の火災区画内へ火災の影響が拡大する前に、貫通口等を通して隣接の火災区画に火災の影響が拡大する可能性は小さいものと考えられる。(添付資料 (6) (7))

- 安全系 II・III の機器を設置する火災区画と隣接する常用系機器を設置する火災区画の間における貫通口については、1つ1つの開口面積は小さく、天井面近傍 (60cm 以内) に設置されているものは少ない。
- 異なる2種類の火災感知器が設置されていると共に、消防法に基づく火災感知器も設置されており、同じ箇所に3台の火災感知器が設置されている。このため、消防法に基づく火災感知器のみが設置されている隣接する常用系機器を設置する火災区画よりも火災感知性は優れていると考えられる。

以上 (a) ~ (c) の評価結果に加え、(d) の安全系 II・III の機器を設置する火災区画の特徴を踏まえると、安全系 II・III の機器を設置する火災区画で火災が発生した際に、隣接する常用系機器を設置する火災区画の火災感知器よりも、安全系 II・III の機器を設置する火災区画の火災感知器の感知動作が遅れることは考えにくい。したがって、現在の火災感知器の配置方針にて、改正後の火災防護審査基準の要求にも適合していると考える。なお、火災感知器の具体的な設置状況については、別途、補足説明資料に示す。

## (2) 消火及び影響軽減対策への影響

火災感知以外の消火、影響軽減に対しても、以下の設計としており、配管の貫通孔等の開口がこれらの性能に影響を及ぼすものではない。

- ・ガス消火設備は消防法に基づき、適切に開口補正を行う設計としており、閉止が必要な貫通部に対しては閉止処置を行う。
- ・影響軽減については区分 I の火災区域とその他の区分の火災区域に分離する。その他の区分の火災区域中の貫通部に該当するため、影響軽減の対策には影響しない。

## (3) 事業者の自主保安としての対策

(1) (2) 節で示した通り、現設計方針においても、常用系機器からの火災によって安全系 II・III へ影響が生じるおそれは考えにくい。しかしながら、仮に、区内全ての可燃物が燃焼し、大規模な火災に発展した場合を想定すると、各部屋（火災区画）のエアバラансがくずれ、貫通孔から熱・煙が流出入することにより、安全機能に悪影響を及ぼす可能性も否定できないことから、自主保安として対策を行うものとする。ここで、常用系機器を設置する隣接区画の可燃物量は、添付資料 (3) に示したとおりであり、以下の 2 パターンに分類される。

- (a) 等価火災時間が 0.1 時間以下の区画
- (b) 等価火災時間が 0.1 時間を超える区画

上記のうち、(a)に関しては、内包する可燃物量が少ないとことから、区画内全ての可燃物が燃焼したとしても、大規模な火災に発展するおそれはない。したがって、(a)に関しては追加安全対策を不要と整理し、(b)に関して、追加安全対策として建築基準法に定められる防火区画相当の貫通孔の耐火処理を行うものとする。

事業者の自主保安としての対策については、別途工事量を精査し、計画的に実施する。

- (a) 等価火災時間が 0.1 時間以下の区画：貫通孔は現状のまま
- (b) 等価火災時間が 0.1 時間を超える区画：貫通孔の耐火処理（防火区画相当）

## 6. 添付資料

- (1) 異なる 2 種類の火災感知器の配置方針明示図
- (2) **火災区画 (R-M4F-20) の現場状況**
- (3) 異なる 2 種類の火災感知器を設置しない区画の隣接区画の等価火災時間
- (4) 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 設置変更許可まとめ資料 8 条 別添 1 資料 1
- (5) 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 設置変更許可まとめ資料 12 条 【補足】区分分離について
- (6) 安全系区分 II・III の隣接区画の上部貫通孔リスト
- (7) 各火災区画の床面積一覧
- (8) 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 設置変更許可まとめ資料 8 条 別添 1 資料 9

## 7. 参考資料

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（抜粋）
- (2) 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（抜粋）
- (3) 平成 20 年大阪市浪速区 個室ビデオ店火災関係資料集
- (4) BRI2002 を用いた複数火源条件下の火災性状に関する研究

以上

添付資料(1)

-8条-別添1-資料10-添付1-27

枠囲みの内  
容は機密事  
項に属しま  
すので公開  
できません。

1

枠囲みの内  
容は機密事  
項に属しま  
すので公開  
できません。

柏崎刈羽原子力発電所7号機 異なる2種類の火災感知器を設置しない区画の可燃物リスト(例)

火災区画番号	火災区画名称	火災荷重【MJ/m <sup>2</sup> 】	等価火災時間【min】	可燃物
T-B2F-01	階段室(T/B 北西)	93	6.6	ガス消火設備制御盤用蓄電池 端子盤(TBX-TD127)
T-B2F-17	CD陰イオン・陽イオン再生塔室	32	2.4	端子盤(TBX-TD130) 端子盤(TBX-TD139) チエンブロック
T-B2F-18	配管室(T/B B2F 南東)	95	6.6	後水脱塩装置樹脂面監視用照明分電盤 端子箱(TBX-TD141)
T-B2F-19	低圧給水加熱器ドレンポンプ室	13	1.2	低圧ドレンポンプ(A) 低圧ドレンポンプ(B) 低圧ドレンポンプ(C) 低圧ドレンポンプ(A)用チエンブロック 低圧ドレンポンプ(B)用チエンブロック 低圧ドレンポンプ(C)用チエンブロック 低圧ドレンポンプ(A)用電動機(負荷側軸受) 低圧ドレンポンプ(A)用電動機(反負荷側軸受) 低圧ドレンポンプ(B)用電動機(負荷側軸受) 低圧ドレンポンプ(B)用電動機(反負荷側軸受) 低圧ドレンポンプ(C)用電動機(負荷側軸受) 低圧ドレンポンプ(C)用電動機(反負荷側軸受) 低圧ドレンポンプ(A)吸込弁 低圧ドレンポンプ(B)吸込弁 低圧ドレンポンプ(C)吸込弁 低圧ドレンポンプ過装置出口側注入弁 低圧ドレン復水脱塩装置出口側注入弁 低圧ドレンポンプ(A)用チップロック 低圧ドレンポンプ(B)用チップロック 低圧ドレンポンプ(C)用チップロック
T-B2F-21	ラック室(T-B2F-21)	35	2.4	排ガス放射線モニタ(除湿装置出口)サンブル操作盤(W0.35×L0.6×H2.1) 排ガス放射線モニタ(除湿装置出口)バアルサンブル操作盤(W0.5×L0.8×H2.1) 排ガス放射線モニタ(ホールドアップ塔出口)バアルサンブル操作盤(W0.5×L0.8×H2.1) 排ガス放射線モニタ(ホールドアップ塔出口)サンブル操作盤(W0.5×L0.8×H2.1) 蓄電池内蔵照明(K7-T-B2F-005)
T-B2F-23	サンプリングラック室(T-B2F-23)	130	9	排ガス放射線モニタ(除湿冷却器出口)サンブルチキンパラック(W0.9×L0.65×H1.9) 排ガス放射線モニタ(排ガス除湿冷却器出口)サンブルラック(W1.2×L0.8×H2.1) 排ガス放射線モニタ(排ガス除湿冷却器出口)サンブルポンプラック(W0.8×L0.6×H1.7) 排ガス放射線モニタ(排ガス除湿冷却器出口)バアルサンブルラック(W2.0×L0.8×H2.1) 排ガス放射線モニタ(除湿ホールドアップ塔出口)バアルサンブルラック(W2.0×L0.8×H2.1) 排ガス放射線モニタ(除湿ホールドアップ塔出口)サンブルラック(W1.6×L0.8×H2.1) 排ガス放射線モニタ(活性炭ホールドアップ塔出口)ガスサンブルラック(A)(W0.9×L0.9×H1.442) 排ガス放射線モニタ(活性炭ホールドアップ塔出口)ガスサンブルラック(B)(W0.9×L0.9×H1.442) 排ガス分析系OGモニタラック(W1.4×L0.4×H0.65) 蓄電池内蔵照明(K7-T-B2F-002) 蓄電池内蔵照明(K7-T-B2F-003) 蓄電池内蔵照明(K7-T-B2F-004) 蓄電池内蔵照明(K7-T-B2F-006)
T-B2F-25	海水サンプ室、SDサンプ室	295	19.8	復水器水室抜きポンプ現場操作箱 復水器水室圧力計装ラック 第3.4給水加熱器(A)器内圧力計器架台 第3.4給水加熱器(B)器内圧力計器架台 第3.4給水加熱器(C)器内圧力計器架台 復水器系給水加熱器ドレン系電空交換器計器架台-2 復水器(A)第1水室入口圧力 復水器(B)第1水室入口圧力 復水器(C)第1水室入口圧力 復水器(A)第2水室入口圧力 復水器(B)第2水室入口圧力 復水器(C)第2水室入口圧力 復水器(A)第1水室出口圧力 復水器(B)第1水室出口圧力 復水器(C)第1水室出口圧力 復水器(A)第2水室出口圧力 復水器(B)第2水室出口圧力 復水器(C)第2水室出口圧力 ターピン建屋ストームドレンサンプポンプ(A)(ペアリングケース) ターピン建屋ストームドレンサンプポンプ(A)(電動機負荷側軸受) ターピン建屋ストームドレンサンプポンプ(A)(電動機反負荷側軸受) ターピン建屋ストームドレンサンプポンプ(C)(ペアリングケース) ターピン建屋ストームドレンサンプポンプ(C)(電動機負荷側軸受) ターピン建屋ストームドレンサンプポンプ(C)(電動機反負荷側軸受) 復水器水室水抜ポンプ用電動機(負荷側軸受) 復水器水室水抜ポンプ用電動機(反負荷側軸受) CO2消防設備制御盤 チエンブロック チエンブロック ケーブルトレイ ケーブルトレイ
H-B2F-04	階段室(南側)(H/A 南)	48	3.6	蓄電池内蔵照明(K7-T-B1F-023)
H-B2F-05	循環水配管室(H-B2F-05)	176	12	作業用電源箱 ターピン建屋海水熱交換器エリフ非放射性ストームドレンサンフポンプ(ヘアリングケース) ターピン建屋海水熱交換器エリフ非放射性ストームドレンサンフポンプ(電動機負荷側) ターピン建屋海水熱交換器エリフ非放射性ストームドレンサンフポンプ(電動機反負荷側) ターピン建屋海水熱交換器エリフ海水ストームドレンサンフポンプ(ヘアリングケース) ターピン建屋海水熱交換器エリフ海水ストームドレンサンフポンプ(電動機負荷側) ターピン建屋海水熱交換器エリフ海水ストームドレンサンフポンプ(電動機反負荷側) 循環水ポンプ(A)(B)(C)吐出連絡弁 循環水ポンプ(B)(C)吐出連絡弁 蓄電池内蔵照明(K7-T-B2F-011) 蓄電池内蔵照明(K7-T-B1F-012) チエンブロック FRP配管(150A) FRP配管(150A) FRP配管(150A) FRP配管(100A) FRP配管(100A) FRP配管(100A)
H-B2F-06	電解鉄イオン供給装置室	59	4.2	鉄イオン海水供給ポンプ(海水供給ポンプ) FRP配管(125A) FRP配管(100A) FRP配管(100A) FRP配管(100A) FRP配管(100A) FRP配管(100A) FRP配管(100A)
H-B2F-08	階段室(H/A 北)	117	7.8	蓄電池内蔵照明(K7-T-B2F-007) 0蓄電池内蔵照明(K7-T-B1F-011)
H-B2F-12	ダクトスペース(H-B2F-12)	0	0	0なし
H-B2F-14	ダクトスペース(H-B2F-14)	0	0	0なし
-	バルブスペース	0	0	0なし

火災区画 現場状況

7 号機

R/B 建屋

区域：管理区域

M4F 階

部屋名称：パイプスペース(R-M4F-20)

枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

位置情報並びに全景



貫通部状況

壁面写真(PS側から)

壁面写真(CAMS室側から)



貫通部写真①(PS側から)

貫通部写真①(CAMS室側から)



貫通部写真②(PS側から)

貫通部写真②(CAMS室側から)



枠囲みの内  
容は機密事  
項に属しま  
すので公開  
できません。

## 2.1.1. 火災発生防止

### 2.1.1.1. 発電用原子炉施設内の火災発生防止

#### [要求事項]

2.1.1.1.1. 原子炉施設は火災の発生を防止するために以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。

(1) 発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域は、以下の事項を考慮した、火災の発生防止対策を講じること。

#### ① 漏えいの防止、拡大防止

発火性物質又は引火性物質の漏えいの防止対策、拡大防止対策を講じること。ただし、雰囲気の不活性化等により、火災が発生するおそれがない場合は、この限りでない。

#### ② 配置上の考慮

発火性物質又は引火性物質の火災によって、原子炉施設の安全機能を損なうことがないように配置すること。

#### ③ 換気

換気ができる設計であること。

#### ④ 防爆

防爆型の電気・計装品を使用するとともに、必要な電気設備に接地を施すこと。

#### ⑤ 貯蔵

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域における発火性物質又は引火性物質の貯蔵は、運転に必要な量にとどめること。

(2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある火災区域には、滞留する蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けるとともに、電気・計装品は防爆型とすること。また、着火源となるような静電気が溜まるおそれのある設備を設置する場合には、静電気を除去する装置を設けること。

(3) 火花を発生する設備や高温の設備等発火源となる設備を設置しないこと。ただし、災害の発生を防止する附帯設備を設けた場合は、この限りでない。

(4) 火災区域内で水素が漏えいしても、水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように、水素を排気できる換気設備を設置すること。また、水素が漏えいするおそれのある場所には、その漏えいを検出して中央制御室にその警報を発すること。

(5) 放射線分解等により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。

(6) 電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流による過熱防止のため、保護継電器と遮断器の組合せ等により故障回路の早期遮断を行い、過熱、焼損の防止する設計であること。

(参考)

(1) 発火性又は引火性物質について

発火性又は引火性物質としては、例えば、消防法で定められる危険物、高圧ガス保安法で定められる高圧ガスのうち可燃性のもの等が挙げられ、発火性又は引火性気体、発火性又は引火性液体、発火性又は引火性固体が含まれる。

(5) 放射線分解に伴う水素の対策について

BWR の具体的な水素対策については、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」に基づいたものとなっていること。

発電用原子炉施設内の火災の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素ガスに対する換気及び漏えい検知対策、放射線分解等により発生する水素ガスの蓄積防止対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。

(1) 発火性又は引火性物質

発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域には、以下の火災発生防止対策を講じる設計とする。

ここでいう発火性又は引火性物質としては、消防法で定められている危険物のうち「潤滑油」及び「燃料油」、並びに高圧ガス保安法で高圧ガスとして定められている水素ガス、窒素ガス、液化炭酸ガス及び空調用冷媒等のうち可燃性である「水素ガス」を対象とする。

## ① 漏えいの防止，拡大防止

本要求は、「発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域」に対して要求していることから、該当する設備を設置する火災区域に対する漏えいの防止対策，拡大防止対策について以下に示す。

### ○ 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備

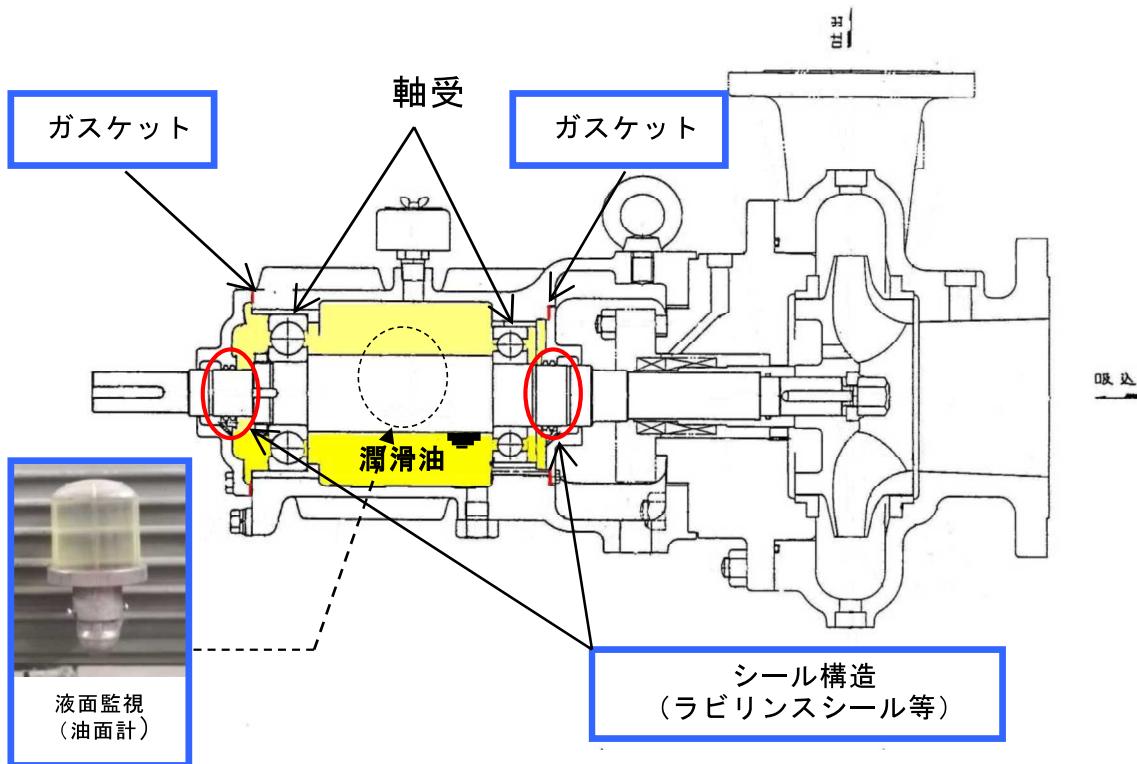
火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えい防止対策を講じる設計とともに、堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。なお、設備の軸受には潤滑油が供給されており過熱することはない。万一、軸受が損傷した場合には、当該設備は過負荷等によりトリップするため軸受は異常加熱しないこと、オイルシールにより潤滑油はシールされていることから、潤滑油が漏えいして発火するおそれはない。(第1-1表、第1-1～1-2図)

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する拡大防止対策を添付資料1に示す。

以上より、火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備については、漏えい防止対策を講じているとともに、添付資料1に示すとおり拡大防止対策を講じていることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。

第1-1表：火災区域内の発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備の漏えい防止、拡大防止対策

発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備のある火災区域	漏えい防止、拡大防止対策
原子炉建屋	堰
タービン建屋	堰
コントロール建屋	堰
廃棄物処理建屋	堰
軽油タンク区域	堰



第 1-1 図：溶接構造、シール構造による漏えい防止対策概要図



第 1-2 図：堰による拡大防止対策概要図

○ 発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備は、以下に示す溶接構造等による水素ガスの漏えいを防止する設計とする。

なお、充電時に水素ガスが発生する蓄電池については、機械換気を行うとともに、蓄電池設置場所の扉を通常閉運用とすることにより、水素ガスの拡大を防止する設計とする。また、これ以外の発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備についても、「③換気」に示すとおり、機械換気を行うことによって水素ガスの拡大を防止する設計とする。

・ 気体廃棄物処理設備

气体廃棄物処理設備の配管等は雰囲気への水素ガスの漏えいを考慮した溶接構造とし、弁グランド部から雰囲気への水素ガス漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素ガスの漏えいを考慮しベローズ弁等を用いた構造とする。

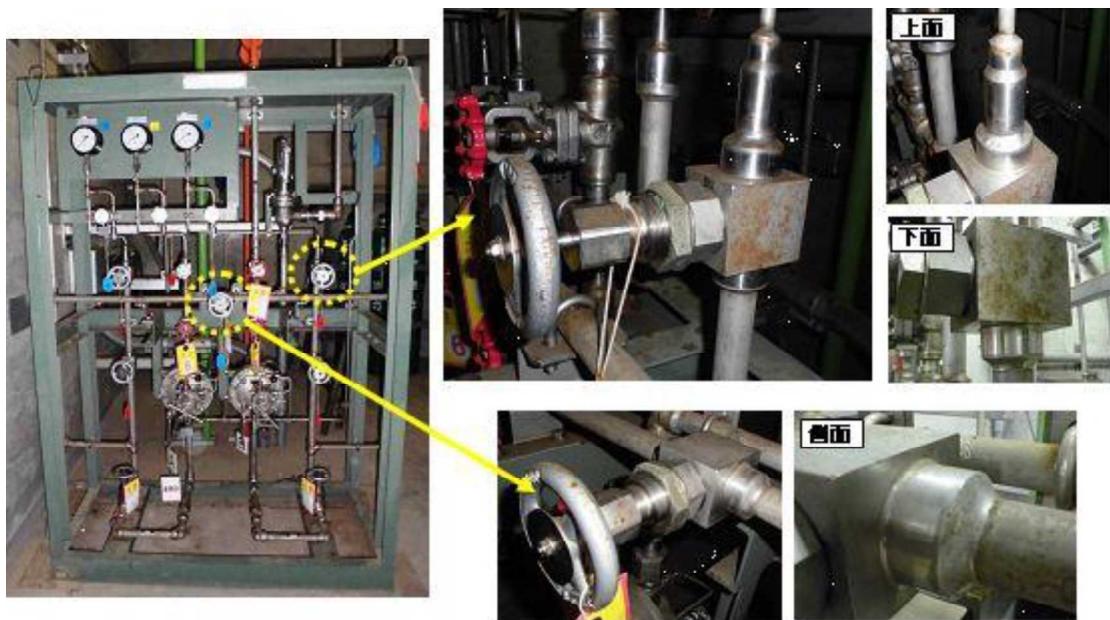
・ 発電機水素ガス供給設備

発電機水素ガス供給設備の配管等は雰囲気への水素ガスの漏えいを考慮した溶接構造を基本とし、弁グランド部から雰囲気への水素ガス漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素ガスの漏えいを考慮しベローズ弁等を用いた構造とする。(第1-3図)

・ 水素ガスボンベ

「⑤貯蔵」に示す格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ガスボンベは、ボンベ使用時に作業員がボンベ元弁を開操作し、通常時は元弁を閉とする運用とするよう設計する。

以上より、火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備については、漏えい防止対策を講じているとともに、「③換気」に示すとおり拡大防止対策を講じていることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。



第 1-3 図：溶接構造・ベローズ弁の例（発電機水素ガス供給装置）

## ② 配置上の考慮

本要求は、「発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域」に対して要求していることから、該当する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備、発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備を設置する火災区域に対する配置上の考慮について以下に示す。

### ○ 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよう、発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器は、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備の配置状況を資料3の添付資料2に示す。

### ○ 発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよう、発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器は、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備の配置状況を資料3の添付資料2に示す。

以上より、火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備及び発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備については、多重化された発電用原子炉施設の安全機能がすべて損なわれないよう配置上の考慮がなされていることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。

### ③ 換気

本要求は、「発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域」に対して要求していることから、該当する設備を設置する火災区域又は火災区画に対する設備の換気について以下に示す。

#### ○ 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備

発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域を有する建屋等は、火災の発生を防止するために、原子炉区域・タービン区域送風機及び排風機等の空調機器による機械換気を行う設計とする。また、屋外開放の火災区域（非常用ディーゼル発電機軽油タンク区域、燃料移送系ポンプ区域及び非常用ディーゼル発電機燃料移送系ケーブルトレーニング）については自然換気を行う設計とする。各発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備に対する換気設備を添付資料1に示す。

添付資料1において、安全機能を有する構築物、系統及び機器（詳細は資料2参照）は耐震Sクラスで設計すること、かつ2.1.1.1(1)①「漏えいの防止、拡大防止」に示すように漏えい防止対策を実施するため基準地震動によっても油が漏えいするおそれはないこと、潤滑油を内包する設備については、万一、機器故障によって油が漏えいしても引火点が十分高く火災が発生するおそれは小さいことから、これらの機器を設置する場所の換気設備の耐震性は、基準地震動に対して機能を維持（以下「Ss機能維持」という。）する設計とはしない。

なお、安全機能を有し、軽油を内包する非常用ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク、安全機能を有する原子炉補機冷却水系ポンプ、原子炉補機冷却海水系ポンプについては、これらを設置する場所の環境温度を維持するため、換気空調設備については非常用電源から給電するとともに、火災防護対象機器として耐震Sクラスの設計とする。

以上より、火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備については、機械換気ができる設計とすること、潤滑油内包機器の換気設備については機能が喪失しても安全機能に影響を及ぼすおそれは小さいこと、軽油内包機器の換気設備については非常用電源から給電するとともに防護対象機器と同等の耐震性を確保していることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。

○ 発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備

発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備である蓄電池, 気体廃棄物処理設備, 発電機水素ガス供給設備及び水素ガスボンベを設置する火災区域又は火災区画は, 火災の発生を防止するために, 以下に示すとおり, 火災防護対象設備を設置する火災区域については非常用電源から供給される送風機及び排風機, それ以外の火災区域又は火災区画については非常用電源又は常用電源から供給される送風機及び排風機による機械換気を行う設計とする。(第 1-2 表)

・ 蓄電池

蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は機械換気を行うことによって, 水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する(2.2 (3) 参照)。安全機能を有する蓄電池を設置する火災区域又は火災区画の換気設備は, 安全機能を有する蓄電池及び非常用直流電源設備等を設置する場所の環境温度を維持するため, 地震等の異常時でも換気できるよう非常用電源から給電する設計とともに, 耐震 S クラス設計としている。それ以外の蓄電池を設置する火災区域又は火災区画の換気設備は, 非常用電源又は常用電源から給電されるコントロール建屋常用電気品区域送排風機による機械換気を行う設計とし, 異常時に送排風機が停止した場合は, 送排風機が復帰するまで蓄電池に充電しない運用とする。

・ 気体廃棄物処理設備

気体廃棄物処理設備は, 空気抽出器から抽出された水素ガスと酸素ガスが燃焼限界濃度とならないよう, 排ガス再結合器によって設備内の水素濃度が燃焼限界濃度である 4vol%以下となるよう設計する。加えて, 気体廃棄物処理設備を設置する火災区域又は火災区画は, 常用電源から給電される原子炉区域・タービン区域送風機及び排風機による機械換気を行うことによって, 水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

- ・ 発電機水素ガス供給設備

発電機水素ガス供給設備を設置する火災区域又は火災区画は、常用電源から給電される原子炉区域・タービン区域送風機及び排風機による機械換気を行うことによって、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

- ・ 水素ガスボンベ

格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ガスボンベを設置する火災区域又は火災区画は、常用電源から給電される原子炉区域・タービン区域送風機及び排風機による機械換気を行うことによって、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

第1-2表：水素ガスを内包する設備を設置する火災区域又は火災区画の換気設備

水素ガスを内包する設備		換気設備		
設備	耐震 クラス	設備	供給 電源	耐震 クラス
直流 125V 蓄電池	S	コントロール建屋直流 125V 蓄電池 6A 室非常用送排風機（6 号炉） コントロール建屋計測制御 電源盤区域送排風機 (6号炉、7号炉)	非常用	S
直流 250V・直流 125V(常用)・ 直流 48V 蓄電池	C	コントロール建屋常用電気品 区域送排風機（6号炉）	非常用	C
直流 250V・直流 125V(常用) 蓄電池室	C	コントロール建屋常用電気品 区域送排風機（7号炉）	非常用	C
廃棄物処理設備蓄電池	C	廃棄物処理建屋電気品区域 送排風機	常用	C
気体廃棄物処理設備	B	原子炉区域・タービン区域 送排風機	常用	C
発電機水素ガス供給設備	C			
格納容器内雰囲気モニタ校 正用水素ガスポンベ	S			

発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備を設置する火災区域又は火災区画の送風機及び排風機は多重化されているため、動的機器の单一故障を想定しても換気は可能である。

気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備、水素ガスボンベは  
2.1.1.1(1)①「漏えいの防止、拡大防止」に示すように水素ガスの漏えい防止、拡大防止対策を実施している。

　しかしながら、万一、水素ガスが漏えいし、かつ換気設備が機能喪失した場合でも、気体廃棄物処理設備は設備内の水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計する。

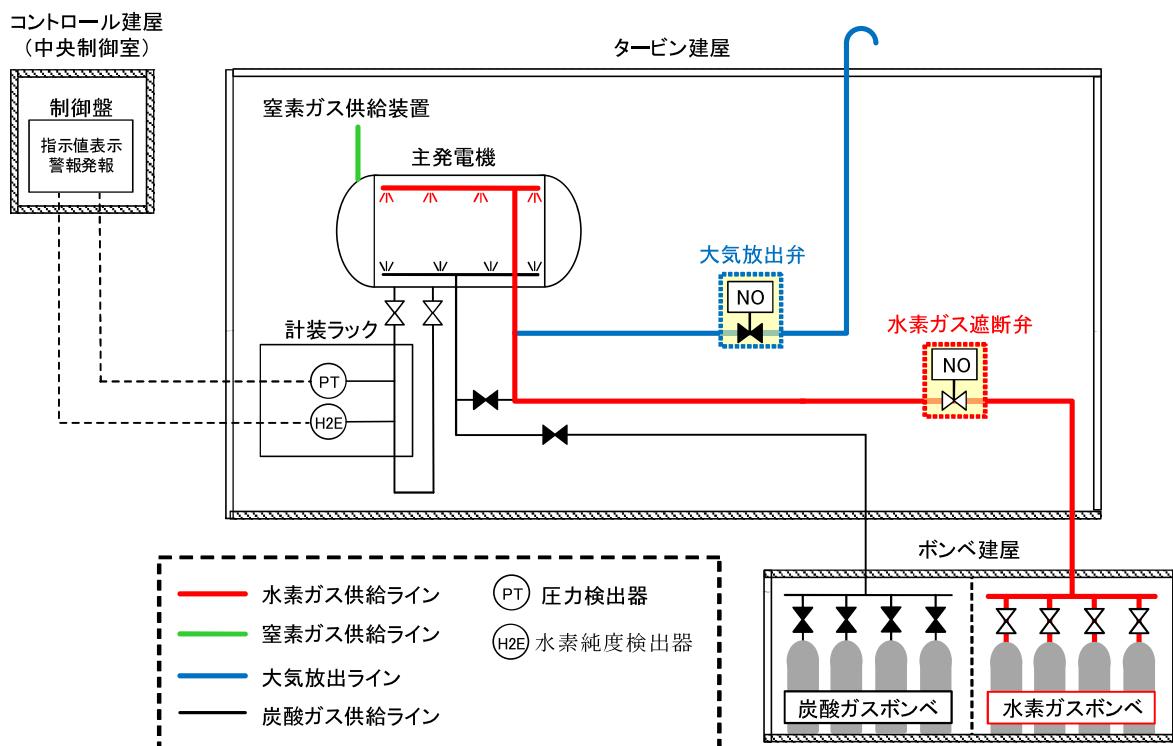
　発電機水素ガス供給設備は、「JEAG4607-2010：原子力発電所の火災防護指針」及び「電気設備の技術基準の解釈」に準じて、第1-4図に示すとおり、水素ガスの圧力、純度の計測及び警報装置、並びに軸封部に窒素ガスを封入できる装置（窒素ガス供給装置）及び水素ガスを安全に外部に放出する装置（炭酸ガスボンベ、水素ガス遮断弁、大気放出弁等）を設置している。さらに、万一、水素ガスが漏えいし、タービン建屋最上階のオペレーティングフロアで爆轟が発生した場合でも、安全機能を有する原子炉補機冷却水系が設置されている火災区域は異なるフロアに設置されており、十分な離隔距離で分離されていることから、安全機能に影響を及ぼすおそれはない。また、水素ガス供給配管を設置する区画については、非常用空調機用の排気ダクトと換気口で接続されていることから、万一、常用空調機が停止した状態において、水素ガス漏えいが発生したとしても、当該区画に水素ガスが滞留して爆発に至るおそれはない。（第1-5図）（第1-3表）

　水素ガスボンベについて、格納容器内雰囲気モニタ用水素ガスボンベはボンベ内の水素濃度を燃焼限界濃度である4vol%程度とする。加えて、通常は元弁を閉として [REDACTED] で固縛し保管していること、元弁を開操作する際は作業員がいるため水素ガスが漏えいした場合でも速やかに元弁を閉操作し漏えいを停止することができるとともに、作業終了時や漏えい確認時には速やかに元弁を開操作することを手順等に定める。

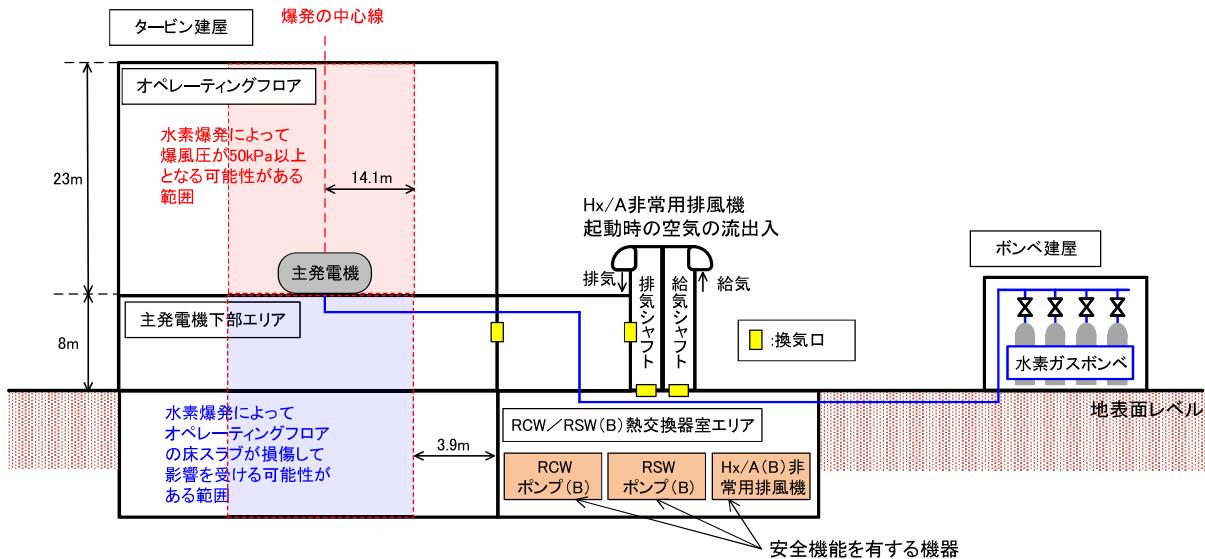
　気体廃棄物処理設備用水素ガスボンベ、フィルタ装置水素濃度校正用水素ガスボンベは、設備の仕様上、ボンベ内の水素濃度を燃焼限界濃度である4vol%程度以下とすることができないことから、常時は建屋外に保管し、ボンベ使用時の建屋内に持ち込みを行う運用とする。さらに、校正の際にはボンベを固縛すること、通常は元弁を閉としていること、元弁を開操作する際は、作業員は携帯型水素濃度計によって水素ガス漏えいの有無を測定することとし、水素ガスが漏えいした場合でも速やかに元弁を閉操作し漏えいを停止することができるとともに、作業終了時や漏えい確認時には速やかに元弁を開操作することを手順に定める。

なお、校正作業において、安全機能への影響を限定するため水素ガスの使用は必要最低限の約30分とし、作業場所は安全機能を有する設備の配置を考慮し6号炉気体廃棄物処理設備は[ ]で、7号炉気体廃棄物処理設備は[ ]で行い、フィルタ装置水素濃度、格納容器内雰囲気モニタは6号及び7号炉とも[ ]で行う設計とする。

以上より、火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備については、機械換気ができる設計としていること、蓄電池室の換気設備については非常用電源から給電するとともに防護対象機器と同等の耐震性を確保していること、その他の発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備の換気設備については機能が喪失しても安全機能に影響を及ぼすおそれは小さいことから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。



第1-4図：発電機水素ガス漏えい防止設備の概要



○主発電機と安全機能を有する機器との離隔距離について

高压ガス保安法では、TNT等価法に基づき、爆風圧と距離の関係が式(1)のように定められる。

$$L = 0.04 \lambda^3 \sqrt{K W_G} \quad (1)$$

ここで、

L: 爆発中心からの距離 (m)

$\lambda$ : 換算距離 ( $m/kg^{1/3}$ ) ※爆風圧 50kPa では  $4.74m/kg^{1/3}$

$W_G$ : 可燃性ガスの流出量 (t)

K: 換算係数 ※水素では 2860000

主発電機に内包される水素ガス量は大気圧 (1atm), 20°Cの状態において約  $1,700m^3$  であり、全てが漏えいしたと仮定すると  $W_G$  は  $0.143t$  となり、水素爆発による爆風圧が 50kPa となる爆発中心からの距離 L は 14.1m となる。したがって、爆発の中心線から 14.1m 以上離れた範囲では、オペレーティングフロアの床スラブが損傷し、下階の設備が影響を受けることはない。これに対して、安全機能を有する機器が設置されるエリア (RCW/RSW 热交換器エリア) は十分な離隔距離 (3.9m) を有することから、水素ガス爆発が生じた場合においても安全機能を有する機器に影響は生じない。

第1-5図：発電機水素ガス供給設備の水素ガス爆発時の影響範囲

第1-3表：爆風圧の影響（「平成25年3月：消防庁特殊災害室  
石油コンビナートの防災アセスメント指針」より抜粋）

圧力 [kPa]	影響
50～55	強化していない厚さ 8～12in (※) のブロックが剪断や撓みにより破損される。

(※) ミリメートルに単位換算すると  $203.2\sim304.8mm$  である。

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の主発電機廻りの床スラブは厚さ 500mm 以上であることから、爆風圧 50kPa では破損しない。

#### ④ 防爆

本要求は、「発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域」に対して要求していることから、爆発性の雰囲気を形成するおそれのある設備を設置する火災区域に対する防爆対策について以下に示す。

##### ○ 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備は、2.1.1.1(1)①「漏えいの防止、拡大防止」で示したように、溶接構造、シール構造の採用による潤滑油又は燃料油の漏えい防止対策を講じる設計とともに、万一、漏えいした場合を考慮し堰を設置することで、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。

なお、潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点は潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気となることはない。引火点等の確認結果を参考資料1に示す。また、燃料油である軽油を内包する設備について、軽油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、軽油を内包する設備を設置する火災区域は、非常用電源から供給する耐震Sクラスの換気設備で換気する設計とすることから、可燃性蒸気が滞留するおそれはない。

したがって、潤滑油又は燃料油が爆発性の雰囲気を形成するおそれはない。

##### ○ 発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備は、2.1.1.1(1)①「漏えいの防止、拡大防止」で示したように、溶接構造等の採用により水素ガスの漏えいを防止する。また、2.1.1.1(1)③「換気」で示したように機械換気を行う設計とともに、水素ガスボンベについては使用時を除き、元弁を閉とする運用とする。

したがって、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とはならないため、当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置する電気・計装品を防爆型とせず、防爆を目的とした電気設備の接地も必要としない設計とする。

なお、電気設備が必要な箇所には、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」第十条、第十一条に基づく接地を施

す。

以上より、発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備及び発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、爆発性雰囲気とならず、防爆型の電気・計装品を使用する必要はない。

## ⑤ 貯蔵

本要求は、「安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域における発火性又は引火性物質の貯蔵」に対して要求していることから、該当する火災区域に設置される発火性又は引火性物質を内包する貯蔵機器について以下に示す。

貯蔵機器とは供給設備へ補給するために設置する機器のことであり、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域内の、発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油の貯蔵機器としては、非常用ディーゼル発電機（3台）の燃料ディタンク（3基）及び軽油タンク（2基）がある。

各燃料ディタンクについては、タンクの容量（約 18 m<sup>3</sup>）に対して、非常用ディーゼル発電機を8時間連続運転するために必要な量（約 12 m<sup>3</sup>）を考慮し、貯蔵量が約 13.8 m<sup>3</sup>～約 14.7 m<sup>3</sup>となるよう管理し、運転上必要な量のみ貯蔵する設計とする。軽油タンクについては、タンクの容量（2基合計約 1432 m<sup>3</sup>）に対して、1基あたり非常用ディーゼル発電機2台を7日間連続運転するために必要な量（約 529 m<sup>3</sup>）を考慮し、貯蔵量が約 529 m<sup>3</sup>～約 565 m<sup>3</sup>となるよう管理し、運転上必要な量のみ貯蔵する設計とする。

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域内の、発火性又は引火性物質である水素ガスの貯蔵機器としては、格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ガスボンベがあり、これらのボンベは供給単位である容器容量 47 L 又は 10 L のボンベごとに、各々の計器の校正頻度（1回/約2ヶ月）及び計器不具合等の故障対応を想定した上で1運転サイクルに必要な量、さらに事故後、ガスボンベを交換せずに一定期間（100日間）連続監視できるよう校正に必要な量を考慮し貯蔵する設計とする。

ガスボンベについては参考資料2に示す。

以上より、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域における発火性又は引火性物質を貯蔵する機器については、運転に必要な量にとどめて貯蔵することとしていることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。

## (2) 可燃性の蒸気又は微粉の対策

本要求は、「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある火災区域における可燃性の蒸気、可燃性の微粉及び着火源となる静電気」に対して要求していることから、該当する設備を設置する火災区域に対する可燃性の蒸気又は可燃性の微粉への対策を以下に示す。

発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備は、「(1)④防爆」に示すとおり、可燃性の蒸気が発生するおそれはない。

また、火災区域には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんのように空気中の酸素ガスが少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん）」のような「可燃性の微粉を発生する設備」を設置しない設計とする。

さらに、火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。

したがって、火災区域には可燃性の蒸気又は微粉を高所に排出するための設備を設置する必要はなく、電気・計装品を防爆型とする必要はない。

なお、電気設備の必要な箇所には、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」第十条、第十一條に基づく接地を施す。

また、火災区域には金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とする。なお、火災区域内で電気設備が必要な箇所には、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」第十条、第十一條に基づく接地を施しており、静電気が溜まるおそれはない。

以上より、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある設備、及び着火源となるような静電気が溜まるおそれのある設備を火災区域に設置しないことから、火災防護に係る審査基準の要求事項は適用されないものと考える。

### (3) 発火源への対策

発電用原子炉施設には金属製の筐体内に収納する等の対策を行い、設備外部に出た火花が発火源となる設備を設置しない設計とする。

また、発電用原子炉施設には高温となる設備があるが、設計上の最高使用温度が 60°C を超える系統については保温材で覆うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。(第 1-4 表)

以上より、発電用原子炉施設には設備外部に火花を発生する設備を設置しないこと、高温となる設備に対しては発火源とならないよう対策を行うことから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。

第 1-4 表：高温となる設備と接触防止・過熱防止対策

高温となる設備	最高使用温度	過熱防止 対策
主蒸気系配管	302°C	保温材設置
原子炉圧力容器バウンダリ	302°C	保温材設置
ほう酸水注入系配管	66°C	保温材設置
残留熱除去系配管	182°C	保温材設置
高圧炉心注入系配管	104°C	保温材設置
原子炉隔離時冷却系機器、配管	302°C	保温材設置
原子炉冷却材浄化系配管	302°C	保温材設置
所内蒸気系、所内蒸気戻り系配管	204°C	保温材設置
原子炉給水系配管	230°C	保温材設置
所内温水系配管	85°C	保温材設置

#### (4) 水素ガス対策

本要求は、「水素が漏えいするおそれのある火災区域」に対して要求していることから、該当する設備を設置する火災区域又は火災区画に対する水素ガス対策について以下に示す。

発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、2.1.1.1(1)①「漏えいの防止、拡大防止」に示すように、発火性又は引火性物質である水素ガスを内包する設備は溶接構造等とすることにより雰囲気への水素ガスの漏えいを防止するとともに、2.1.1.1(1)③「換気」に示すように、機械換気を行うことによって水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計する。また、水素ガスの漏えいを検知できるように水素濃度検出器等を設置する設計とする。

蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、充電時において蓄電池から水素ガスが発生するおそれがあることから、当該区域に可燃物を持ち込まないこととする。また、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。(第1-6～1-7図)

一方、以下の設備については水素濃度検出器とは別の方で水素ガスの漏えいを管理している。

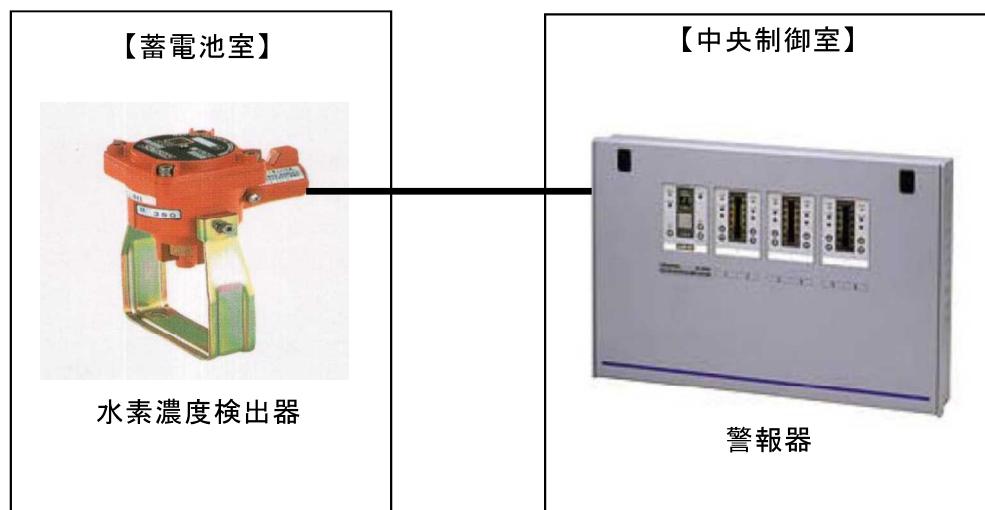
気体廃棄物処理設備は、設備内の水素濃度が燃焼限界濃度以下となるよう設計するが、設備内の水素濃度については水素濃度計により中央制御室で常時監視ができる設計とし、水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。

発電機水素ガス供給設備は、水素ガス消費量を管理するとともに、発電機内の水素純度、水素ガス圧力を中央制御室で常時監視ができる設計としており、発電機内の水素純度や水素ガス圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。

格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ガスボンベを設置する火災区域又は火災区画については、2.1.1.1(1)①「漏えいの防止、拡大防止」に示すように、通常時は本弁を閉とする運用とし、2.1.1.1(1)③「換気」に示すように水素濃度が燃焼限界濃度以下となるよう機械換気を行うことから、水素濃度検出器は設置しない。(第1-5表)

以上より、水素内包設備を設置する火災区域又は火災区画は水素濃度が燃焼限界濃度以下となるよう機械換気を行うとともに、水素ガス漏えいによって水素濃度が燃焼限界濃度以上となる可能性があるものについては、漏えいが発生した場合は中央制御室に警報を発する設計としていることから、火

災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。



第 1-6 図：蓄電池室水素濃度検出器の概要



第 1-7 図：蓄電池室内の水素濃度検出器設置状況

第 1-5 表：水素濃度検出器の設置状況

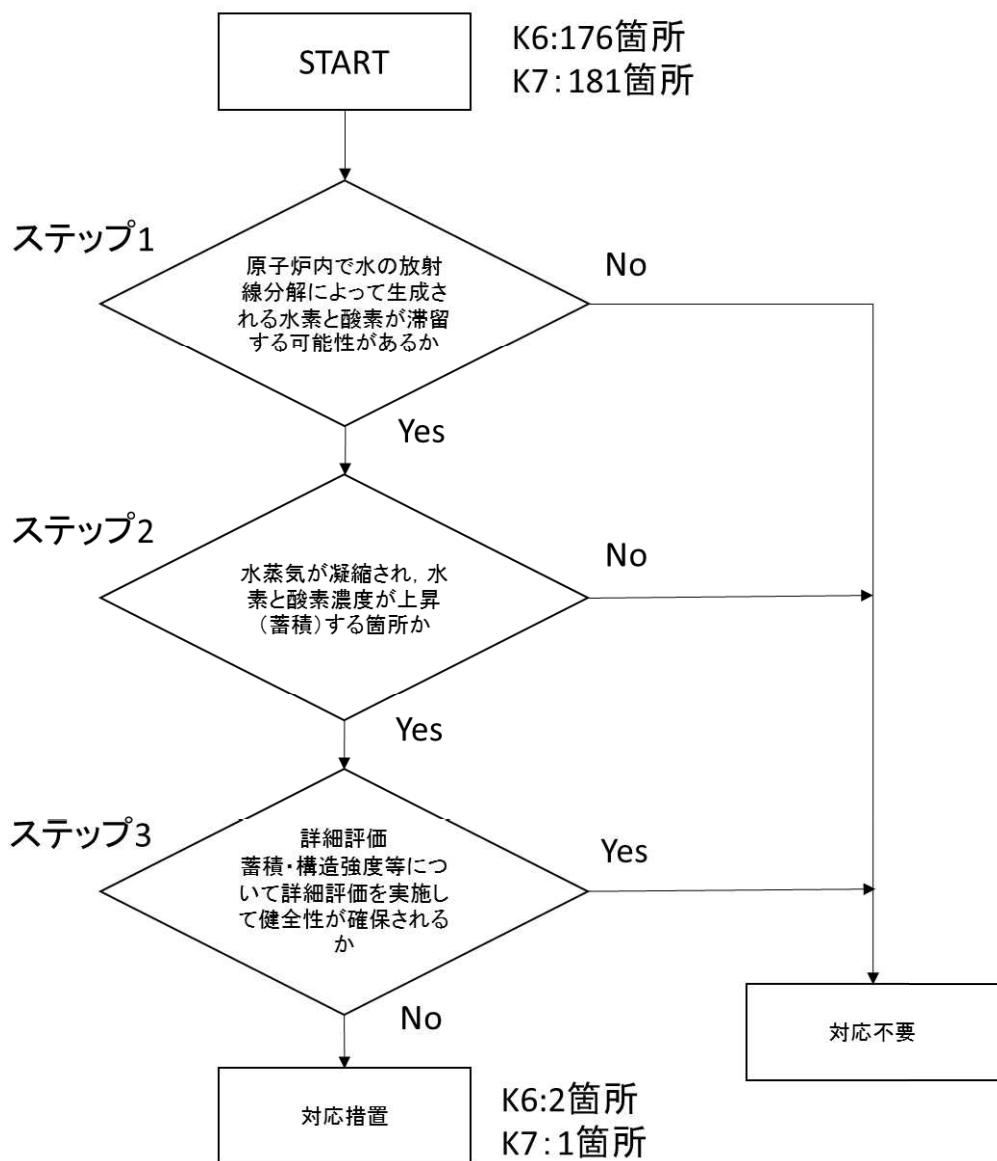
水素を内包する設備を設置する場所	水素ガス検出方法	水素濃度検出器の設置個数
区分 I 直流 125V 蓄電池 A 室	水素濃度検出器を設置	1 個
区分 I 直流 125V 蓄電池 A - 2 室	水素濃度検出器を設置	1 個
区分 II 直流 125V 蓄電池 B 室	水素濃度検出器を設置	1 個
区分 III 直流 125V 蓄電池 C 室	水素濃度検出器を設置	1 個
区分 IV 直流 125V 蓄電池 D 室	水素濃度検出器を設置	1 個
直流 250V・直流 125V（常用）・直流 48V 蓄電池室（6号炉）	水素濃度検出器を設置	1 個
直流 250V・直流 125V（常用）蓄電池室 (7号炉)	水素濃度検出器を設置	1 個
廃棄物処理設備蓄電池室	水素濃度検出器を設置	1 個
气体廃棄物処理設備設置箇所	气体廃棄物処理設備内の 水素濃度監視装置を設置	气体廃棄物処理 設備内の 水素濃度監視装 置を設置
発電機水素ガス供給設備設置箇所	発電機内の水素純度計、 水素ガス圧力計を設置	発電機内の水素 純度計、 水素ガス圧力計 を設置
格納容器内雰囲気モニタ校正用 水素ガスボンベ設置箇所	水素濃度検出器は設置しない (ボンベ内の全量が漏えいして ても設置場所の水素濃度は 0.1%未満)	水素濃度検出器 は設置しない (ボンベ内の全 量が漏えいして も設置場所の水 素濃度は 0.1% 未満)

## (5) 放射線分解等により発生する水素ガスの蓄積防止対策

放射線分解により水素ガスが発生する火災区域又は火災区画における、水素ガスの蓄積防止対策としては、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合ガス（水素・酸素）蓄積防止に関するガイドライン（平成 17 年 10 月）」等に基づき、第 1-6 表のとおり実施する。蓄積防止対策の対象箇所については、ガイドラインに基づき第 1-8 図のフローに従い選定したものである。なお、ガイドライン制定以前に経済産業省指示文書「中部電力㈱浜岡原子力発電所第 1 号機の余熱除去系配管破断に関する再発防止対策について（平成 14 年 5 月）」を受け、水素ガスの蓄積のおそれがある箇所に対して対策を実施している。ガイドライン制定以降、これらの対策箇所はフロー上 STEP1 の水素ガス滞留のおそれがない場所となり、追加の対策が必要な箇所についてはガイドラインに基づき抽出・対策を実施している。（第 1-6 表、第 1-9 図）

蓄電池により発生する水素ガスの蓄積防止対策としては、蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、2.1.1.1(4) 「水素ガス対策」に示すように、機械換気を行うことによって水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計する。

以上より、放射線分解等により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は水素ガスの蓄積防止対策を実施していることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。



第 1-8 図：水素ガス対策の対象選定フロー

第 1-6 表：放射線分解による水素ガス蓄積防止対策の実施状況

対策箇所	対策内容	対策実施根拠	実施状況
原子炉圧力容器 ヘッドスプレイ 配管	・原子炉圧力容器 ヘッドスプレイ 配管にベント 配管を追設	(社)火力原子力発電技術協会 「BWR 配管における混合ガス（水素・ 酸素）蓄積防止に関するガイドライン」 (平成 17 年 10 月)	実施済
主蒸気暖気ライン (K6 のみ)	・主蒸気暖気ライ ンの枝管の隔離 弁位置を変更		
蒸化器入口配管	・温度評価 ・ベント配管の 設置	経済産業省指示文書 「中部電力㈱浜岡原子力発電所第 1 号機の余熱除去系配管破断に関する 再発防止対策について」 (平成 14 年 5 月)	実施済



第 1-9 図：ベント配管の設置例

#### (6) 過電流による過熱防止対策

発電用原子炉施設内の電気系統の過電流による過熱の防止対策について以下に示す。

電気系統は、送電線への落雷等外部からの影響や、地絡、短絡等に起因する過電流による過熱や焼損を防止するために、保護継電器、遮断器により故障回路を早期に遮断する設計とする。

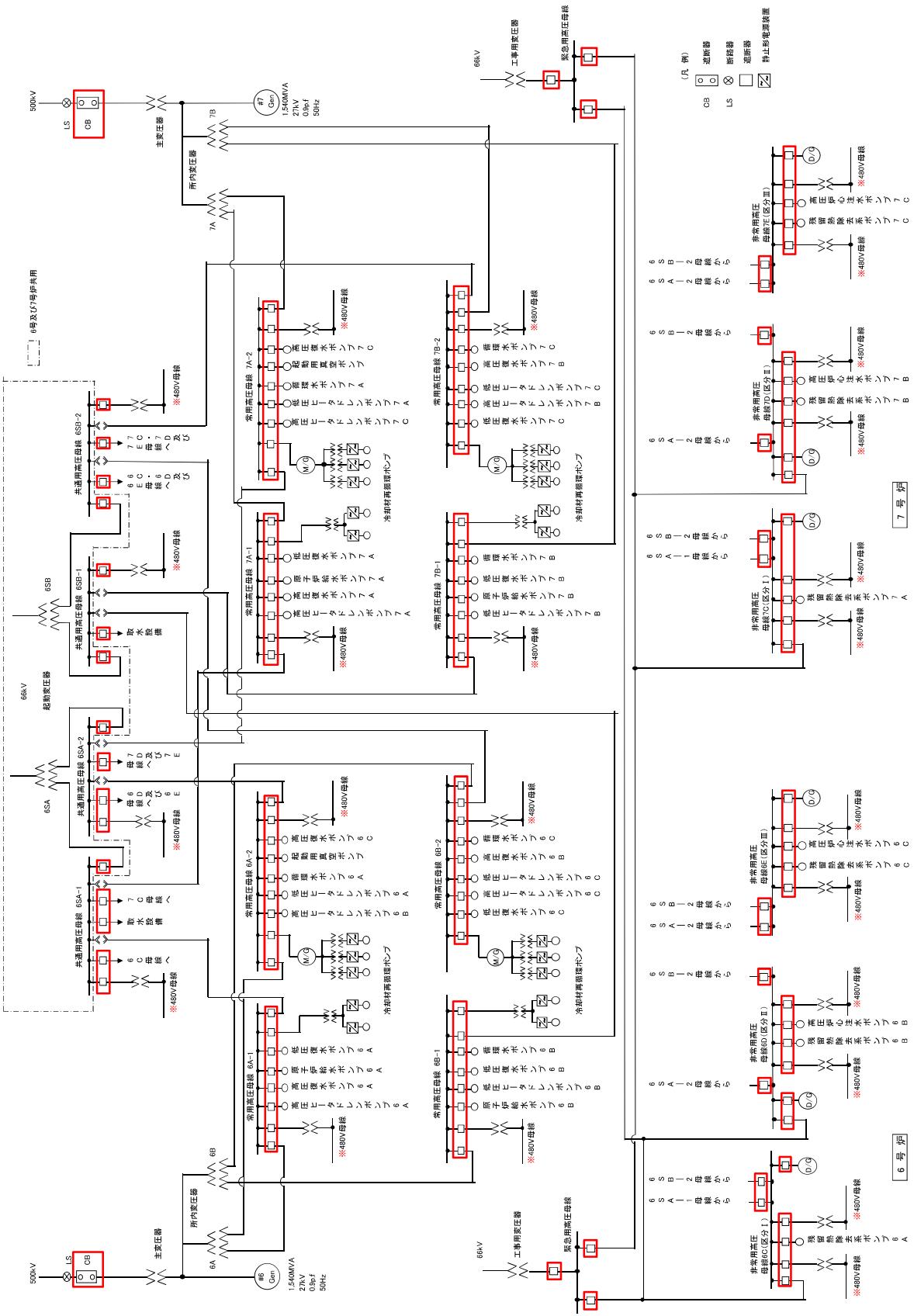
次頁に、発電用原子炉施設内の系統及び機器に電源を供給する電気系統として、柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉の電気系統における保護継電器及び遮断器の設置箇所を示す。(第 1-10～1-12 図)

以上より、発電用原子炉施設内の電気系統は過電流による過熱防止対策を実施していることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。

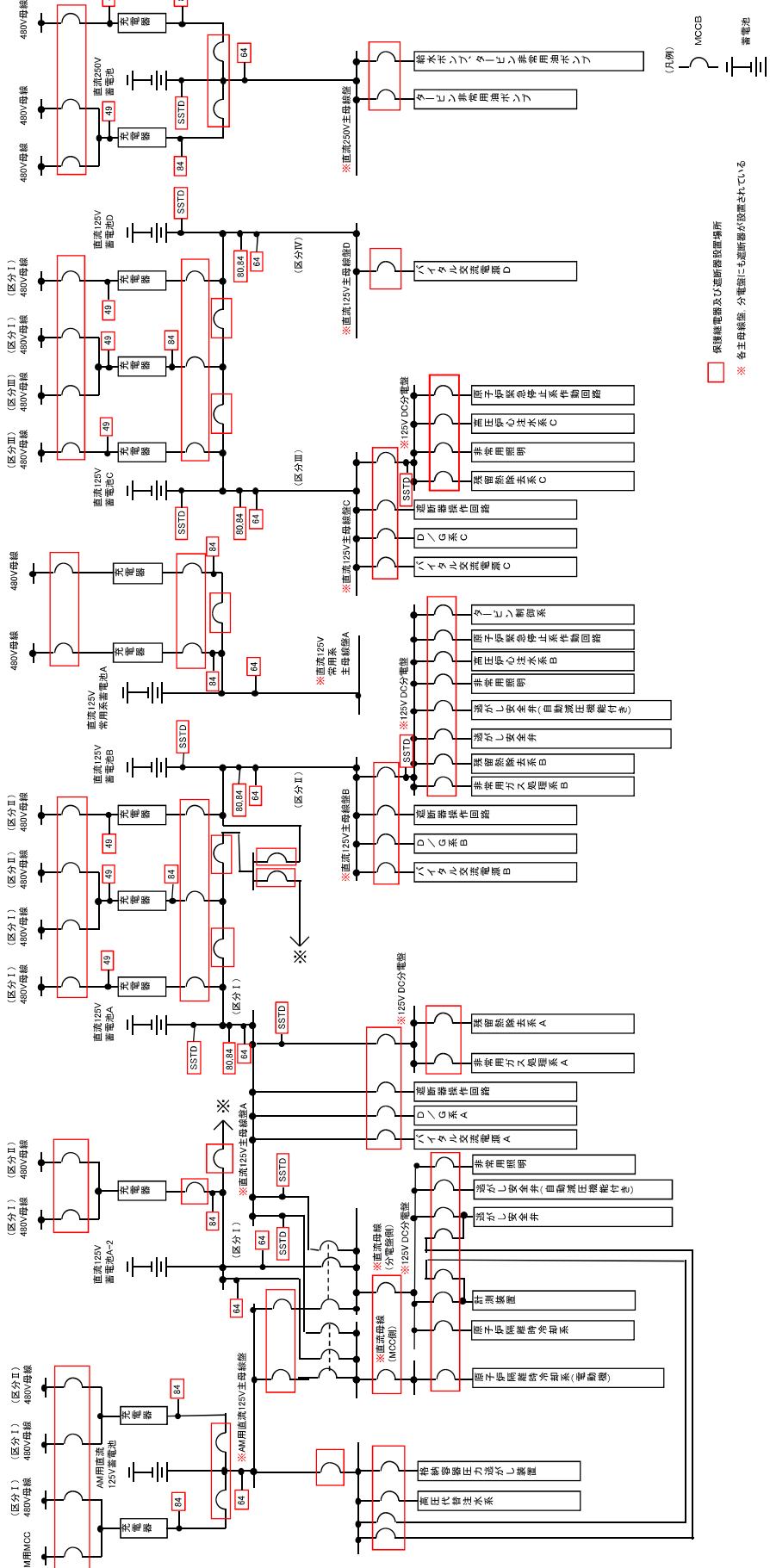
第1-10図：6号及び7号炉 電源系統保護総電器及び遮断器の設置箇所

各480V母線にも保護総電器・遮断器を設置

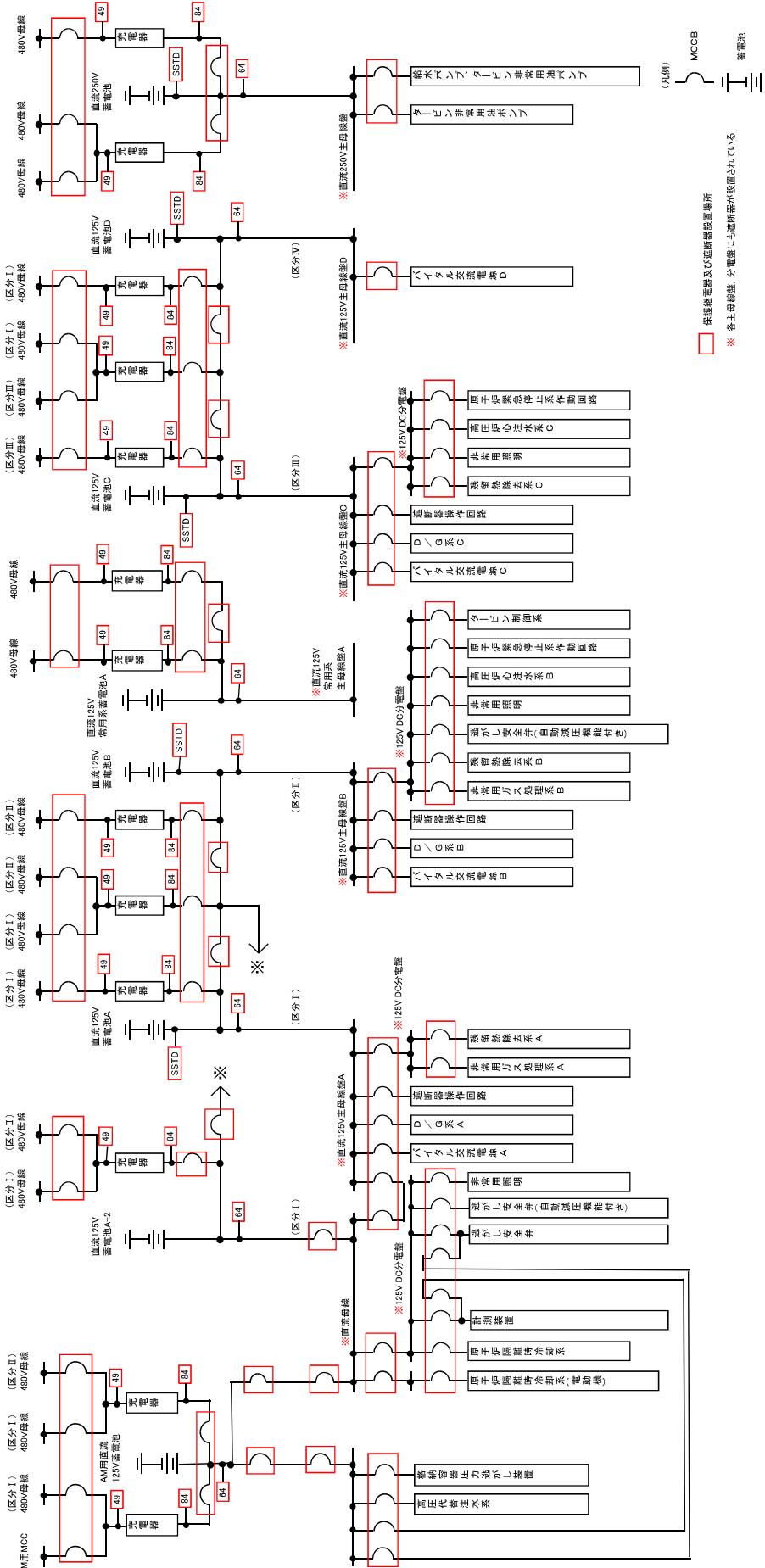
保護総電器及び遮断器設置箇所



第 1-11 図：6 号炉 直流電源系統保護継電器及び遮断器の設置箇所



第 1-12 図：7 号炉 直流電源系統保護継電器及び遮断器の設置箇所



## 2.1.1.2. 不燃性・難燃性材料の使用

### [要求事項]

2.1.2 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合は、この限りではない。

- (1) 機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体、及びこれらの支持構造物のうち、主要な構造材は不燃性材料を使用すること。
- (2) 建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用すること。
- (3) ケーブルは難燃ケーブルを使用すること。
- (4) 換気設備のフィルタは、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし、チャコールフィルタについては、この限りでない。
- (5) 保温材は金属、ロックウール又はグラスウール等、不燃性のものを使用すること。
- (6) 建屋内装材は、不燃性材料を使用すること。

### (参考)

「当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合」とは、ポンプ、弁等の駆動部の潤滑油、機器軸内部に設置される電気配線、不燃材料の表面に塗布されるコーティング剤等、当該材料が発火した場合においても、他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれがある場合をいう。

### (3) 難燃ケーブルについて

使用するケーブルについて、「火災により着火し難く、著しい燃焼をせず、また、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらない性質」を有していることが、延焼性及び自己消火性の実証試験により示されていること。

#### (実証試験の例)

- ・自己消火性の実証試験…UL 垂直燃焼試験
- ・延焼性の実証試験…IEEE383 または IEEE1202

安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する不燃性材料及び難燃性材料の使用について以下(1)～(6)に示す。

ただし、不燃性材料及び難燃性材料が使用できない場合は以下のいずれかの設計とする。

- ・ 不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。
- ・ 構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合には、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

#### (1) 主要な構造材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料、又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。

（第1-13図）

ケーブルトレイ内のケーブルの固縛材は難燃性のものを使用する設計とする。なお、本固縛材は可燃物量がわずかであること、ケーブルは後述のとおり難燃ケーブルを使用していること、万一、火災により固縛材が外れても垂直に敷設されたケーブルはトレイの水平部分等で支持されていることから、他の安全機能を有する機器に影響を及ぼすおそれはない。

また、内部溢水対策で使用している止水材についても難燃性のものを使用する設計とする。水密扉の止水パッキンは、自己発火性がないこと、水密扉は常時閉運用であり扉外周部に設置されたパッキンは扉本体から押えつけられている状態であるため大半は外部に露出していないこと、水密扉は通行部であるため周囲に可燃性物質を内包する設備がないこと、当該構成材の量は微量であることから、他の構築物、系統又は機器に火災を生じさせるおそれは小さいものの、火災発生防止の観点から難燃性の止水パッキンを使用する設計とする。

ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎にさらされることはなく、これにより他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生するおそれはないことから不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。また、金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油（グリス）、並びに金属に覆われた機器軸内部に設置され

る電気配線は、発火した場合でも、他の安全機能を有する構築物、系統及び機器に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。

なお、安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置されている火災区域又は火災区画に設置される、油を内包する耐震 B クラス及び耐震 C クラスの機器は、基準地震動によっても油が漏えいしないよう耐震補強していることから、安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置されている火災区域又は火災区画において、地震随伴による火災は発生しない。

以上より、安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち主要な構造材は不燃性材料を使用していること、これ以外の構築物、系統及び機器は基本的に不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計としていること、一部、配管のパッキン類やポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油（グリス）、盤内部に設置された電気配線は不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用しているものがあるが、発火した場合でも他の安全機能を有する構築物、系統及び機器に延焼しないことを確認していることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。



ポンプ、配管、支持構造物の例



ケーブルトレイ、電線管の例



電源盤の例

第 1-13 図：主要な構造材に対する不燃性材料の使用状況

(2) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油等の内包

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、屋内の変圧器及び遮断器は可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。(第1-14 図)

以上より、安全機能を有する屋内の変圧器及び遮断器は、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。



真空遮断器の例 (M/C)



気中遮断器の例 (P/C)

配線用遮断器の例 (MCC)



配線用遮断器の例 (ブレーカー)

第 1-14 図 : 屋内の遮断器の例

### (3) 難燃ケーブルの使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器に使用するケーブルには、実証試験により自己消火性（UL 垂直燃焼試験）及び延焼性（IEEE383（光ファイバケーブルの場合は IEEE1202）垂直トレイ燃焼試験）を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。難燃ケーブルの使用状況を添付資料 2 に示す。

ただし、一部のケーブルについては製造中止のため自己消火性を確認する UL 垂直燃焼試験を実施できない。このケーブルについては、UL 垂直燃焼試験と同様の試験である ICEA 垂直燃焼試験の結果と、同じ材質のシースを持つケーブルで実施した UL 垂直燃焼試験結果より、自己消火性を確認する設計とする。

また、核計装ケーブルは、微弱電流又は微弱パルスを扱う必要があり、耐ノイズ性を確保するために高い絶縁抵抗を有する同軸ケーブルを使用する設計とする。放射線モニタケーブルについても、放射線検出のために微弱電流又は微弱パルスを扱う必要があり、核計装ケーブルと同様に耐ノイズ性を確保するため、絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチレンを使用することで高い絶縁抵抗を有する同軸ケーブルを使用する設計とする。

これらのケーブルの一部は、自己消火性を確認する UL 垂直燃焼試験は満足するが、延焼性を確認する IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足することが困難である。

このため、核計装ケーブル及び放射線モニタケーブルは、火災を想定した場合にも延焼しないよう、原子炉格納容器外については専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するシール材を処置する設計とする。

耐火性を有するシール材を処置した電線管内は外気から容易に酸素ガスの供給がない閉塞した状態であるため、核計装ケーブル及び放射線モニタケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素ガスが不足し、燃焼の維持ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。このため、専用電線管で収納し、耐火性を有するシール材により酸素ガスの供給防止を講じた核計装ケーブル及び放射線モニタケーブルは、IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。

一方、原子炉格納容器内の原子炉圧力容器下部における核計装ケーブルは、周囲環境が極めて狭隘であり電線管に敷設すると曲げ半径を確保できないこと、機器点検時にケーブルを解線して機器を取り外す必要があることから、一部ケーブルを露出する設計とする。しかしながら、以下のとおり対策することによって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持する機能に影響が及ぶおそれはない。

- ・原子炉格納容器内は、通常運転中については窒素ガスを封入しており火災発生のおそれがないこと。
- ・原子炉の起動中において、原子炉格納容器内点検前に核計装ケーブルから火災が発生し火災感知器が作動した場合は、速やかな消火活動が可能であること。また、原子炉格納容器内点検終了後から窒素ガス封入（酸素濃度約 1%）までの期間は制御棒全挿入状態とし、その期間は原子炉の運転サイクルの中で極めて短期間であること。
- ・原子炉の低温停止中及び起動中において、万一、核計装ケーブルから火災が発生した場合を考慮しても、火災が延焼しないように、核計装ケーブルの露出部分の長さは、ケーブルの曲げ半径の確保及び機器点検時の解線作業に影響のない範囲で 1,200mm 程度と極力短くし、周囲への延焼を防止する設計とともに、当該ケーブルの周囲には実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを敷設する設計とすること。
- ・原子炉格納容器下部に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油を内包する設備としては、再循環ポンプ及び電動駆動制御棒駆動機構の点検時に使用する取扱い装置があるが、通常時は電源を切る運用とし、機器の使用時には監視員を配置して万一、火災が発生しても速やかに消火を行うこと。
- ・原子炉格納容器下部に設置する常用系及び非常用系のケーブル、作業用分電盤、中継端子箱、サンプポンプ等は、金属製の筐体に収納することで、火災の発生を防止する設計とすること。
- ・低温停止中及び起動中において火災が発生した場合には異なる種類の火災感知器で感知し、速やかな消火活動が可能であること。
- ・万一、起動中に核計装ケーブルから火災が発生した場合でも、核計装ケーブルはチャンネルごとに位置的分散を図って設置しており他のチャンネルのケーブルが同時に延焼する可能性が低く、未臨界監視機能を確保できること。
- ・万一、起動中に核計装ケーブルから火災が発生し火災感知器が作動した場合は、原子炉起動操作を中止し停止操作を行うこと。

(資料 8)

以上より、安全機能を有する構築物、系統及び機器に使用するケーブルについては、基本的に火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。一部のケーブルについては、代替する実証試験によって難燃性が確認されており、火災防護に係る審査基準に適合しているものと同等と考える。また、一部の核計装ケーブルは、実証試験により難燃性が確認できないものがあるが、専用電線管への敷設及び難燃性の耐熱シール材処置等によりケーブルの

延焼を防止する対策を実施することから、十分な保安水準が確保されているものと考える。

#### (4) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き下表に示すとおり「JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）」又は「JACA No. 11A（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人 日本空気清浄協会））」（試験概要については添付資料3）を満足する難燃性材料を使用する設計とする。（第1-7表、第1-15図）

難燃性の換気フィルタの使用状況を添付資料3に示す。

なお、下表に示す換気空調設備のフィルタはコンクリート製の室内又は金属製の構造物内に設置しており、フィルタ周辺には可燃物はなく、運用面での管理を実施することから火気作業等によりフィルタ火災が発生することはない。

##### 運用管理の概要

換気設備のフィルタを設置している部屋は下記の運用とする。

- ①点検資機材の仮置き禁止エリアとする。
- ②他エリアの機器を当該エリアに持ち込み点検することを禁止する。
- ③火気取扱い禁止エリアとする。
- ④ただし、当該の部屋又は金属製の構造物の補修等で火気（溶接機）を使用する場合は、当該空調の系統隔離（全停止）、近傍のフィルタを取り外し室外に搬出し火気養生を実施した上で火気作業を行う運用とする。

換気設備のフィルタの廃棄においては下記の運用とする。

- ①チャコールフィルタは、廃棄物として処理を行うまでの間、ドラム缶で収納し保管する。
- ②HEPA フィルタは、廃棄物として処理するまでの間、不燃シートに包んで保管する。

上記運用については、火災防護計画で定めるとともに、関連するマニュアル・ガイド類に反映することとする。

以上より、安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、チャコールフィルタを除く換気空調設備のフィルタは難燃性のフィルタを使用することをしていることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。

第 1-7 表：安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、  
換気空調設備のフィルタ

フィルタの種類 (チャコールフィルタ以外)	材質	性能
プレフィルタ	ガラス繊維	難燃性
HEPA フィルタ	ガラス繊維	難燃性
給気フィルタ	ガラス繊維	難燃性
	不織布	難燃性

※給気フィルタ：バッグフィルタ、中性能粒子フィルタ等、空調内の異物を除去するためのフィルタの総称。



第 1-15 図：6 号炉原子炉建屋 3 階 非常用ディーゼル発電機 (B)  
エアフィルタ室の概要

### (5) 保温材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する保温材は、ロックウール、ガラス繊維、ケイ酸カルシウム、パーライト、金属等、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの、又は建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。保温材の使用状況を添付資料4に示す。

以上より、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する保温材には不燃性材料を使用していることから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと考える。

### (6) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する建屋の内装材は、ケイ酸カルシウム等、建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。また、中央制御室の床のカーペットは、消防法施行規則第四条の三に基づき、第三者機関において防炎物品の試験を実施し、防炎性能を有することを確認した材料を使用する設計とする。

一方、管理区域の床には耐放射線性及び除染性を確保すること、非管理区域の一部の床には防塵性を確保すること、原子炉格納容器内の床、壁には耐放射線性、除染性及び耐腐食性を確保することを目的として、コーティング剤を塗布する設計とする。このコーティング剤は、旧建設省告示第1231号第2試験、米国ASTM規格E84、建築基準法施行令第一条の六又は消防法施行令第四条の三に基づく難燃性が確認された塗料であること、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する安全機能を有する構築物、系統及び機器には不燃性材料又は難燃性材料を使用し周辺には可燃物がないことから、当該コーティング剤が発火した場合においても他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれは小さい。また、原子炉格納容器内に設置する原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器は不燃性材料又は難燃性材料を使用し周辺には可燃物がない。

このため、耐放射線性、除染性、防塵性及び耐腐食性を確保するためにコンクリート表面及び原子炉格納容器内の床、壁に塗布するコーティング剤には、旧建設省告示第1231号第2試験、米国ASTM規格E84、建築基準法施行令第一条の六又は消防法施行令第四条の三に基づく難燃性が確認された塗料を使用する設計とする。

建屋内装材の使用状況を添付資料5に示す。

以上より、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する建屋の内装材について、耐放射線性、除染性又は防塵性を確保するため、一部、不燃性材料ではないコーティング剤を使用するが、発火した場合においても他の構築物、系統又は機器において火災を生じさせるおそれは小さいことから、火災防護に係る審査基準に適合しているものと同等と考える。

## 【補足】区分分離について

「柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設に係る対応について（報告）」（平成28年1月、東京電力株式会社）及び「柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設に係る東京電力からの報告に対する評価及び今後の対応について」（平成28年2月10日、原子力規制庁）を踏まえ、各安全機能において確認を行った独立性の確保を含めて区分分離全体の基本原則について再整理を行った結果を以下に示す。

### 1. 区分分離の種類

設置許可基準規則第12条に基づく区分分離には、

- (A) 多重性又は多様性を確保するために設置した同一の機能を有する安全施設との間において、「单一故障（従属要因による多重故障含む）※<sup>1</sup>」が発生した場合であっても機能できるよう「独立性」を確保

【設置許可基準規則第12条第2項】

- (B) 他の安全施設との間、または非安全施設との間において、「その一方の運転又は故障等」により安全機能が阻害されないように「機能的隔離及び物理的分離」を実施

【設置許可基準規則第12条第1項 及び 重要度分類指針】

の2種類がある。

重要度の特に高い安全機能を有する系統においては(A)(B)の両方を満足する必要があり、その他の安全施設においては(B)を満足する必要がある。この概念図を図1に示す。

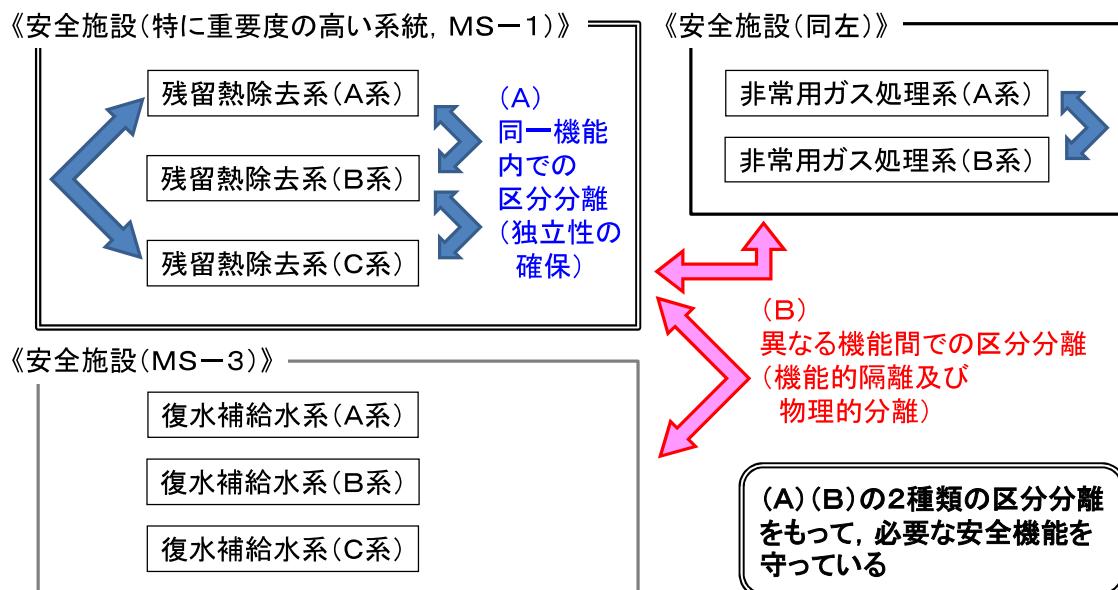


図1 区分分離の概念図

ここで、(A)については、当該系（重要度の特に高い安全機能を有する系統）のみならず、直接関連系も対象となる。間接関連系については(A)を満足する必要はないが、共通要因又は従属要因とならないことが必要となる。（当該系、直接関連系、間接関連系については参考1参照）

また、(B)については、安全施設全てを対象としているが、  
「同位ないし上位の重要度を有する他方に期待される安全機能が阻害され、  
もって原子炉施設の安全が損なわれることのないように」  
することが目的である。

この目的を踏まえると、安全施設のうち、クラス3(PS-3, MS-3)の系統については、影響を与えられる側の系統として見たときには、当該安全機能が阻害された場合においても代替性や復旧性を考慮すると原子炉施設の安全が損なわれることはない、と評価できる。

従って、以降、クラス3の系統については影響を与えられる側の系統としては省略する。

なお、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉においては、これらの区分分離の他に、設置許可基準規則第8条（火災による損傷の防止）※2や同第9条（溢水による損傷の防止等）に基づく区分分離も実施している。

※1 例えば、非常用ディーゼル発電機A系故障により確実に発生する非常用炉心冷却系A系全ての故障を指す。設計基準事故解析においては、このような故障も考慮して、最も厳しくなる单一故障を仮定している。なお、安全機能（例：事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内低圧時における注水機能）別に見れば、单一故障によって複数系統が同時に機能喪失することはない。

※2 火災に対する分離については、設置許可基準規則第12条に基づく分離と第8条に基づく分離で以下のような違いがある。

(A) 同一機能内での区分分離（独立性の確保）【第12条】

火災によっても他区分の設備が損傷しないよう、火災の影響を受ける可能性のある機器について、IEEE384-1992 (IEEE Standard Criteria for Independence of Class 1E Equipment and Circuits)に基づく離隔距離の確保、又は耐火障壁の設置により、同一機能内での区分分離を行う。

(B) 異なる機能間での区分分離（機能的隔離及び物理的分離）

【第12条】

火災によっても他機能の安全設備の機能を確保するよう、火災の

影響を受ける可能性のある機器について、IEEE384-1992 (IEEE Standard Criteria for Independence of Class 1E Equipment and Circuits) に基づく離隔距離の確保、又は耐火障壁の設置により、異なる機能間での区分分離を行う。

(C) 区域又は区画内の安全機能が全喪失することを仮定した区分分離（3時間耐火障壁による物理的分離）【第8条】

上記(A)(B)の区分分離に加え、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する機器については、保守的に、火災により当該機器を設置する区域又は区画内の安全機能が全喪失することを仮定しても、少なくとも1区分以上の原子炉の高温停止及び冷温停止機能が確保されるように、3時間耐火能力を有する耐火障壁等の設置により、原則として、安全系区分I・II間での区分分離を行う。

## 2. 区分分離によって確保すべき安全機能の容量

1. で示した2種類の区分分離において、確保すべき安全機能の容量は以下の通りとなる。

(A) 同一機能内での区分分離（独立性の確保）の場合

共通要因又は従属要因によって、2以上の系列が同時に機能を損なわない設計が必要であるため、同一機能内での分離を脅かすエネルギーを有する事象が発生した場合にも、当該機能が100%容量以上を維持できれば良い。

(B) 異なる機能間での区分分離（機能的隔離及び物理的分離）の場合

1つの系統の運転又は故障等で他の機能を有する系統の“期待される安全機能”を損なわない設計が必要であり、“期待される安全機能”とは当該機能の100%容量、と整理できるため、異なる機能間での分離を脅かすエネルギーを有する事象が発生した場合にも、各機能で100%容量以上が維持できれば良い。<sup>※3</sup>

すなわち、(A)(B)いずれも各機能で100%容量以上が維持できれば良い、ということになる。

※3 新規制基準においては、火災/溢水により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その影響（火災/溢水）を考慮し、安全評価指針に基づき安全解析を行う必要がある、とされていることを踏まえ、分離を脅かす事象によって引き起こされるプラント状態を考慮して維持する容量を決定する必要がある。

### 3. 区分分離の設計方針

2. で示した同一機能内又は異なる機能間での分離を脅かすエネルギーは以下の通りとなる。

#### [プラント内部で発生するエネルギー]

- ・環境条件
- ・火災
- ・溢水
- ・内的エネルギー（配管内のエネルギー、回転機器の回転エネルギー）

#### [プラント外部で発生するエネルギー]

- ・地震
- ・津波
- ・その他自然現象、人為事象（偶発的）

これらのエネルギーを想定した分離設計の考え方について、分離方法毎に整理した結果を表1に示す。（詳細については参考2参照）

表 1 区分分離の設計方針

分離方法	想定事象	機器	分離手段		設計方針
			距離	障壁	
物理的分離	配管の損傷において影響がある機器		○	—	(格納容器内) ・ハイブリップ評価を行い、配管の破断により安全機能が損なわらないような配置設計(必要に応じてハイブリップレストレイントを設置)とする。
			○	○	(格納容器外) ・系統区分を考慮した配置とし、安全上重要な系統及び機器については、原則、各区分ごとに障壁による分離配置を行い、配管の破断配管と分離する設計とする。
	内的エネルギー		○	○	(タービンミサイル) ・「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)に基づきタービンミサイル評価を行 い。 ・使用済燃料フルへの落下確率が $10^{-7}/\text{年}$ 以下であるように配置上の考慮を行う。 ・タービンミサイルが貫通しない障壁を設ける設計とする。
			○	○	(その他ポンプ、モータ等のインターナルミサイル) ・ポンプ、モータ、タービン(RGIC系、給水系)などの異常にによるミサイルが発生する確率が $10^{-7}/\text{年}$ 以下であること。 ・上記が不可能な場合には、安全上重要な系統、機器へのミサイル落下確率(破損に至らしめる確率)が $10^{-7}/\text{年}$ 以下であること。 ・上記が不可能な場合には、離隔壁を追加すること。
	回転機器の損傷において影響がある機器		○	○	・IEEE Std 384-1 1992(IEEE Standard Criteria for Independence of Class 1E Equipment and Circuits)に基づく離隔距離により分離 する設計とする。 ・耐火障壁等により分離する設計とする。
			ケーブル 捕機 盤・ラック	○ ○ ○	各機器は想定される環境条件に耐えうる設計とする。
	環境条件				溢水※
					溢水の発生要因(想定破損、消火等、地震起因)ならびに溢水影響モード(没水、被水、蒸気曝露)それぞれに対し、『溢水の発生 防止』、『溢水の拡大防止』、『溢水の影響防止』の3方策を適切に組み合わせることにより、複数の安全区段が同時に機能喪失しな いよう設計する。
	その他 (想定事象に対する 頑健性の確保)				耐震重要施設は基準地震動に対してその機能を損なわない設計とする。
					設計基準津波が各機器に到達しないよう防護する設計とする。
	津波※				屋内機器は影響を受けないこと、屋外機器は個別に防護する設計とする。
	その他自然現象、人為事象(偶発的)※				
分離方法		分離手段		設計方針	
機能的隔離	隔壁装置				タイラインを有する系統間によって隔離する、計装系において光変換カード等を系統間に介在させる、電気系において遮 断器等を用いた隔壁部分を設ける設計とする。

※想定事象に対する頑健性の確保のため、物理的分離を実施する場合がある。

表1の方針に基づき分離設計を行った具体例として、残留熱除去系（RHR）の例を表2及び図2に示す。（関連する図面については参考3参照）

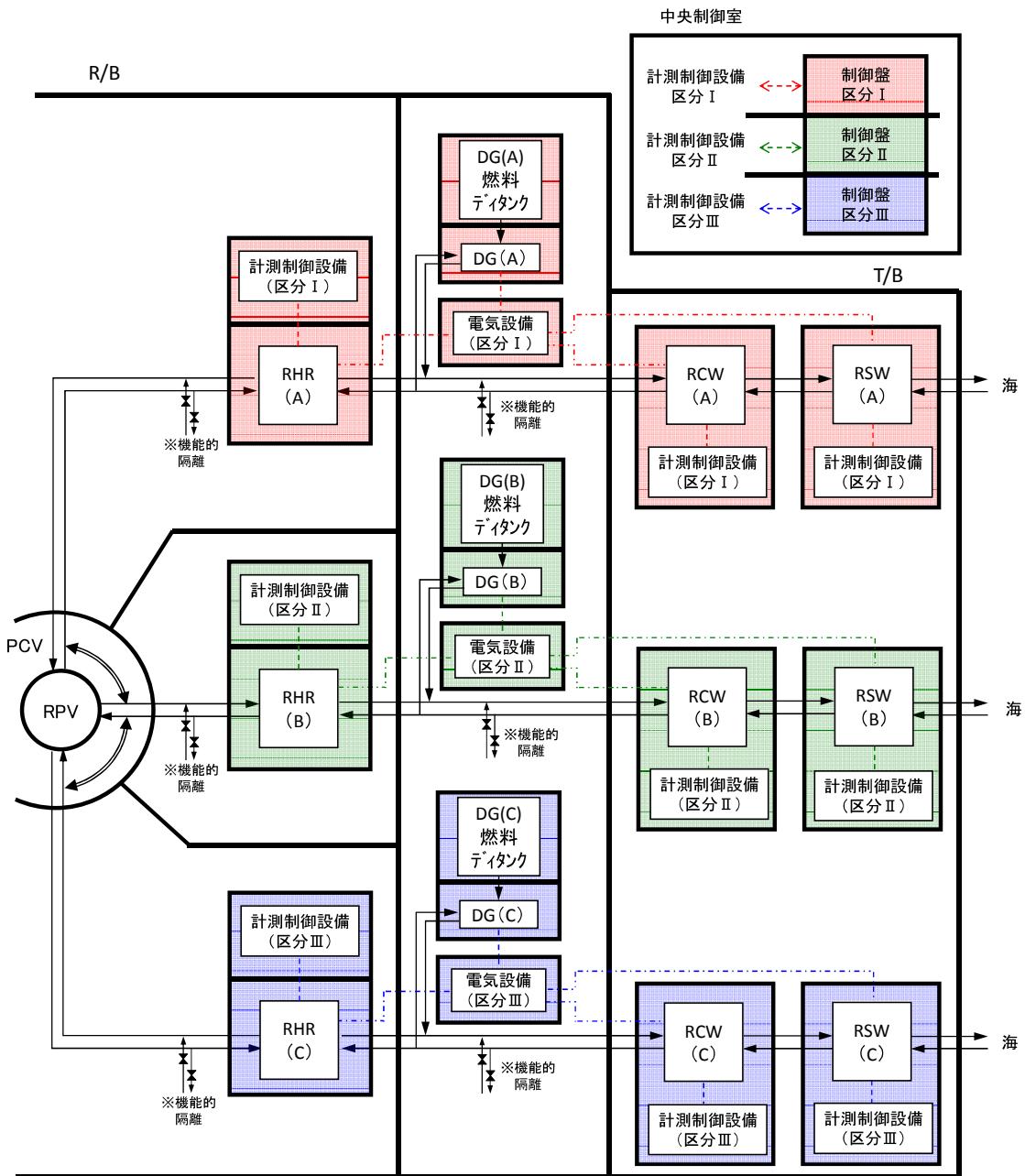
表 2 RHR の分離設計 (1/2)

機械設備	系統	構成機器	物理的分離		機能的隔離	その他 本体強化
			距離	障壁		
RHR系 (SHCモード)	ポンプ(A/B/C)		○	○	-	○
	熱交換器(A/B/C)		○	○	-	○
	配管【PCV内】		○	-	-	○
	配管【PCV外】		○	○	-	○
	弁(A/B/C)【PCV内】※1		○	-	-	○
	弁(A/B/C)【PCV外】※1		○	○	○	○
RCW系	ポンプ(A/B/C)		○	○	-	○
	配管		○	○	-	○
	弁(A/B/C)※1		○	-	○	○
	ポンプ(A/B/C)		○	○	-	○
	配管		○	○	-	○
	弁(A/B/C)※1		○	○	-	○
RSW系	ポンプ(A/B/C)		○	○	-	○
	配管		○	○	-	○
	弁(A/B/C)※1		○	○	-	○
	非常用ディーゼル発電機(A/B/C)		○	○	-	○
	非常用ディーゼル発電機(A/B/C)補機 (始動用空気だめ, 潤滑油冷却器, 清水冷却器等)		○	○	-	○
	軽油タンク(A/B)		○	-	-	○
DGFO系	DG(A/B/C)燃料ディタンク		○	○	-	○
	燃料移送ポンプ(A/B/C)		○	○	-	○
	燃料移送系配管(A/B/C)		○	○	-	○
	弁(A/B/C)※1		○	○	○	○

表2 RHR の分離設計 (2/2)

系統	構成機器	物理的分離		機能的隔離	その他
		距離	障壁		
機械設備つき	HECW ポンプ(A/B)	○	○	—	○
	冷凍機(A/B)	○	○	—	○
	配管	○	○	—	○
	弁(A/B)※1	○	○	○	○
HVAC系	C/B計測制御電源盤区域(A/B/C)送風機	○	○	—	○
	C/B計測制御電源盤区域(A/B/C)排風機	○	○	—	○
	DG(A/B/C)/Z送風機	○	○	—	○
	DG(A/B/C)/Z排風機	○	○	—	○
	DG(A/B/C)非常用送風機	○	○	—	○
	RHR室空調機	○	○	—	○
	中央制御室送風機(A/B)	—	○	—	○
	中央制御室排風機(A/B)	—	○	—	○
	中央制御室再循環送風機(A/B)	—	○	—	○
	配管/ダクト	○	○	—	○
	ダンパ(A/B)※1	○	—	—	○
	電気・計測制御設備	盤・ラック(非常用高压／低压母線、現場多重伝送盤、非常用ディーゼル発電機制御盤、工学的安全施設盤、中央運転監視盤)	○	○	○
	ケーブル	○	—	—	○

※1 弁ならびにダンパについては、SHCモードインサービス時に操作を実施する弁・ダンパ、動作する制御弁、ならびに他の運転モードや他系統との機能的隔離のための弁について記載している。



※電気設備及び計測制御設備の機能的分離としての隔離装置は設備内に設ける。

凡例 ─ : 距離又は障壁による分離    — : 配管    - - - : 動力ケーブル  
 ⇛ : パイプホイップ・レストレイン等による物理的分離    - - - - : 制御・計装ケーブル

図2 RHR（原子炉停止時冷却モード）主要設備 分離設計概要図

#### 4. まとめ

区分分離について再整理した結果、1. で示した2種類が存在し、2. で示した通り各機能で100%容量以上を維持するため、3. で示した考え方に基づき、当該系／関連系（直接関連系、間接関連系）について分離設計を行っていることを確認した。

## 安全系区分Ⅱ・Ⅲの隣接区画の上部貫通孔リスト

壁番号	建屋	火災区画			火災発生防止			貫通口				合計面積 m2
		No.	安全設備側	非安全設備側	主な可燃物	対策内容	No	スリーブ径(配管径)	天井からの距離	各面積m2		
1	R/B B3F	R-B3F-17	B3F周回通路	CUWポンプ室	・CUWポンプ用チェンブロック ・ジャンクションボックス ・CUWポンプ(A)(B)	・金属製の筐体内へ収納	1-①	150A(-)	425	0.018	0.06	
							1-②	150A(-)	425	0.018		
							1-③	150A(50A)	425	0.016		
2	R/B B3F	R-B3F-15	B3F周回通路	RHR/SPCUサンプリングラック室	・RHR熱交換器出口サンプリングラック ・サブレッシュサンプリングラック水排水系サンプリングラック ・超音波レベル計送受信機	・金属製の筐体内へ収納	2-①	150A(25A)	475	0.017	0.04	
							2-②	150A(25A)	475	0.017		
							3-①	150A(-)	425	0.018		
3	R/B B2F	R-B2F-11	B2F周回通路	FPC保持ポンプ室	可燃物なし	・金属製の筐体内へ収納	3-②	150A(-)	575	0.018	0.04	
4	R/B B2F	R-B2F-12	B2F周回通路	RD弁室	・ドライウェルLCW・HCWサンプル出口サンプリングシンク ・RD ドライウェルLCWサンプル外側隔離弁 ・RD ドライウェルHCWサンプル外側隔離弁		4-①	150A(20A)	125	0.017	0.07	
							4-②	150A(20A)	375	0.017		
							4-③	150A(50A)	375	0.017		
							4-④	150A(-)	375	0.018		
5	R/B B1F	R-B1F-16	DG(B)室	NSDサンプル(B)室	R/B(B)エリア非放射性 SDサンプル制御盤	・金属製の筐体内へ収納	5-①	150A(-)	275	0.018	0.02	
6	R/B 3F中間階	R-M4F-15	3F周回通路	ダストモニタ室	・ダスト放射線モニタダストサンプリングラック(B) ・ダスト放射線モニタ吸引ポンプ架台(B) ・ダスト放射線モニタ電磁弁ラック(B)	・金属製の筐体内へ収納	6-①	150A(-)	475	0.018	0.02	
7	T/B B2F	T-B2F-13	RCW配管室	配管室	可燃物なし	・金属製の筐体内へ収納	7-①	350A(200A)	500	0.065	0.13	
							7-②	350A(200A)	500	0.065		
8	Rw/B B3F	RW-B3F-07	周回通路	LCWサンプルポンプ室	・LCWサンプルポンプ(A) ・LCWサンプルポンプ(B) ・K12-AO-F015A用コントロール銅管 ・K12-AO-F015B用コントロール銅管 ・K12-AO-F019用コントロール銅管 ・K12-AO-F039用コントロール銅管 ・低電導度廃液系サンプルポンプ(A)(電動機負荷側) ・低電導度廃液系サンプルポンプ(A)(電動機反負荷側) ・低電導度廃液系サンプルポンプ(B)(電動機負荷側) ・低電導度廃液系サンプルポンプ(B)(電動機反負荷側)		8-①	200A(100A)	300	0.024	0.05	
							8-②	200A(100A)	400	0.024		
9	Rw/B B3F	RW-B3F-18	周回通路	スラッジ移送ポンプ室	可燃物なし	・金属製の筐体内へ収納	9-①	150A(50A)	375	0.016	0.02	
10	Rw/B B3F	RW-B3F-20	周回通路	計装ラック・サンプリングラック室	・7号機復水移送ポンプ出口導電率計ラック ・廃棄物処理系サンプリングフード(D) ・6号機復水貯蔵槽水サンプリングラック		10-①	150A(50A)	130	0.016	0.05	
							10-②	200A(50A)	170	0.029		
11	Rw/B B1F	RW-B1F-14	周回通路	RWバッテリー室	・直流125V/バッテリー(30セル) ・直流125V/バッテリー(30セル)	・蓄電池の水素対策(※)	11-①	150A(25A)	75	0.017	0.02	
12	Rw/B B1F	RW-1F-08	周回通路	CUW樹脂沈降分離槽	・ケーブルリール台車 ・LCW-HCW脱塩装置新樹脂供給槽現場操作箱 ・使用済樹脂槽用スラッジ搅拌ポンプ現場操作箱 ・CUW沈降分離槽用スラッジ搅拌ポンプ現場操作箱 ・除染シングルポンプ洗浄用ホースリール台車 ・K12-AO-F022用コントロール銅管 ・沈降分離槽ハッチ室用電気チェンブロック電源表示箱 ・沈降分離槽ハッチ室用電気チェンブロック5t ギヤボックス(電動トロリ部) ・沈降分離槽ハッチ室用電気チェンブロック5t モータブレーキ ・沈降分離槽ハッチ室用電気チェンブロック5t モータブレーキ(電動トロリ部)	・金属製の筐体内へ収納	12-①	250A(100A)	325	0.041	0.05	

(※)蓄電池の水素対策

蓄電池を設置する火災区画は、送風機及び排風機により機械換気を行う設計とする。

また、水素濃度検出器を設置し、水素ガスの燃焼限界濃度である4vol%の1/4に達する前の濃度にて、中央制御室に警報を発する設計とする。

枠囲みの内  
容は機密事  
項に属しま  
すので公開  
できません。

## 各火災区画の床面積一覧

 : 異なる2種類の火災感知器を設置する区画  
 : 異なる2種類の火災感知器を設置しない区画

場所	区画番号・名称	床面積[m <sup>2</sup> ]
原子炉建屋(地下3階)	R-B3F-01 RHR(A)ポンプ・熱交換器室	150
	R-B3F-02 RCICポンプ・タービン室	109
	R-B3F-03 HPCF(C)ポンプ室	80
	R-B3F-04 RHR(C)ポンプ・熱交換器室	128
	R-B3F-05 HCU室(東側)	93
	R-B3F-06 炉心流量(DIV- III)計装ラック, 感震器(C)室, CRDマスターコントロール室	28
	R-B3F-07 HCW(E)サンプ, LCW(B)サンプ室	26
	R-B3F-08 炉心流量(DIV- II)計装ラック, 感震器(B)室	8
	R-B3F-09 階段室(R/B B3F 南東)	8
	R-B3F-10 RHR(B)ポンプ・熱交換器室	128
	R-B3F-11 HPCF(B)ポンプ室	87
	R-B3F-12 CUW非再生熱交換器室	41
	R-B3F-13 SPCUポンプ室	39
	R-B3F-14 階段室(R/B B3F 南西)	3
	R-B3F-15 RHR・SPCUサンプリングラック室	15
	R-B3F-16 CUW逆洗水受タンク室	53
	R-B3F-17 CUWポンプ室	47
	R-B3F-18 CUW逆洗水移送ポンプ・配管室	31
	R-B3F-19 HCU室(西側)	92
	R-B3F-20 炉心流量(DIV- IV)計装ラック, 感震器(D)室	17
	R-B3F-21 CRD配管室	4
	R-B3F-22 炉心流量(DIV- I)計装ラック, 感震器(A)室	14
	R-B3F-23 HCW(D)サンプ, LCW(A)サンプ室	26
	R-B3F-24 階段室(R/B B3F 北西)	7
	R-B3F-25 R/B地下3階通路	494
	R-B3F-26 配管室(R/B B3F 北西)	145
	R-B3F-27 CUW弁室(R/B B3F)	34
	R-B3F-28 配管室(R/B B3F 南西)	39
	R-B3F-29 配管室(R/B B3F 西)	35
	R-B3F-31 エレベータ室(R/B B3F 西)	6
	R-B3F-32 エレベータ室(R/B B3F 東)	6
	R-B3F-33 ダクトスペース(R-B3F-33)	2
	R-B3F-34 ダクトスペース(R-B3F-34)	2
原子炉建屋(地下2階)	R-B2F-01A R/B地下2階通路(A)	1032
	R-B2F-01B RHR(A)ポンプハッチ室	87
	R-B2F-02 RHR(A)弁室(R/B B2F)	27
	R-B2F-03 RHR(C)弁室(R/B B2F)	20
	R-B2F-04 CRDモータ試験室	34
	R-B2F-05 RIP・CRD補修室	258
	R-B2F-06 機器搬出入用ハッチ室	14
	R-B2F-07 CRD交換装置制御室	22
	R-B2F-08 RHR(B)弁室(R/B B2F)	20
	R-B2F-09 CUW再生熱交換器室・弁室	49
	R-B2F-10 CUW保持ポンプ室	94
	R-B2F-11 FPC保持ポンプ室	33
	R-B2F-12 RD弁室	14
	R-B2F-13 所員用エアロック室	28
	R-B2F-14 HPACポンプ室	36
	R-B2F-15 配管室(R/B B2F 西)	71
	R-B2F-16 FPC F/D配管・弁室	81
	R-B2F-17 SPCUペネ室	36
	R-B2F-18 TIP駆動装置室	21
	R-B2F-19 TIP遮へい容器・バルブアッセンブリ室	46
	R-B2F-20 TIP駆動装置電気盤室	46
	R-B2F-21 配管室・連絡トレーン(R/B B2F)	212
	R-B2F-22 連絡トレーン(R/B B2F)	68
	R-B2F-23 配管室・連絡トレーン2	10
原子炉建屋(地下1階)	R-B1F-01 R/B地下1階通路	434
	R-B1F-02 サプレッションチャンバ室	23
	R-B1F-03 原子炉系(DIV- I)計装ラック室	16
	R-B1F-04 原子炉系(DIV- III)計装ラック室	14
	R-B1F-05 原子炉系(DIV- II)計装ラック室	14
	R-B1F-06 原子炉系(DIV- IV)計装ラック室	17
	R-B1F-07 FPC F/Dサンプリングラック室	15
	R-B1F-08A CUWろ過脱塩器(A)室	8
	R-B1F-08B CUWろ過脱塩器(B)室	10
	R-B1F-09A FPCろ過脱塩器(A)室	8
	R-B1F-09B FPCろ過脱塩器(B)室	9
	R-B1F-10 A系非常用電気品室(R/B)	236
	R-B1F-11 RIP-ASD(A)(B)(C)(D)(E)室	288
原子炉建屋(地下1階)	R-B1F-12 階段室(R/B B1F 北)	10
	R-B1F-13 NSDサンプ(A)室	9
原子炉建屋(地下1階)	R-B1F-14 C系非常用電気品室(R/B)	131

場所	区画番号・名称	床面積[m2]
	R-B1F-15 B系非常用電気品室(R/B)	199
	R-B1F-16 NSDサンプル(B)室	9
	R-B1F-17 RIP-ASD(F)(G)(H)(J)(K)室	279
	R-B1F-18 階段室(R/B_B1F_南)	9
	R-B1F-19 中央制御室外原子炉停止装置盤室	24
	R-B1F-20 多重伝送盤室	8
	R-B1F-21 クリーンアクセス通路(R-B1F-21)	222
	R-B1F-22 RHR(B)弁室(R/B_B1F)	328
	R-B1F-23 RHR(C)弁室(R/B_B1F)	44
	R-B1F-24 原子炉グラブサンプリングラック室	61
	R-B1F-25 配管室・連絡トレーン(R/B_B1F)	90
	R-B1F-26 連絡トレーン(R/B_B1F)	68
	R-B1F-27 エレベータ室(R/B_B1F_北)	4
	R-B1F-28 エレベータ室(R/B_B1F_南)	4
	R-B1F-29 パイプスペース(R/B_東)	28
	R-B1F-30 パイプスペース(R/B_東)	12
原子炉建屋(地上1階)	R-1F-01A R/B地上1階通路(A)	100
	R-1F-01B R/B地上1階通路(B)	424
	R-1F-02 RCW・AC・電気ペネ室	40
	R-1F-03 DG(A)室	149
	R-1F-04 RHR(A)弁室(R/B_1F)	22
	R-1F-05 RHR(C)弁室(R/B_1F)	38
	R-1F-06 配管ペネ室	8
	R-1F-07 DG(A)(C)室前室	62
	R-1F-08 DG(C)室	149
	R-1F-09 大物搬出入口	197
	R-1F-10 電気ペネ室(R/B_1F_東)	33
	R-1F-11 除染パン室	15
	R-1F-12 FCSエアロック室	4
	R-1F-13 FCS再結合装置室	120
	R-1F-14 DG(B)室	150
	R-1F-15 DG(B)室前室	52
	R-1F-16 RHR(B)弁室(R/B_1F)	35
	R-1F-17 SLCペネ、電気ペネ室	39
	R-1F-18 CUW弁室(R/B_1F)	27
	R-1F-19 CUW/FPCろ過脱塩器ハッチ室	84
	R-1F-20 CUWプリコートポンプ・タンク室	41
	R-1F-21 エアロック室(R/B_1F_南西)	7
	R-1F-22 管理区域連絡通路	28
	R-1F-23 事故後サンプリング操作盤室	15
	R-1F-24 SGTSモニタ室	19
	R-1F-25A MSトンネル室(A)	169
	R-1F-25B MSトンネル室(B)	45
	R-1F-26 エアロック室(R/B_1F_北西)	6
	R-1F-28 ダクトスペース(R-1F-28)	2
	R-1F-29 ダクトスペース(R-1F-29)	1
	R-1F-30 ダクトスペース(R-1F-30)	1
	R-1F-31 ダクトスペース(R-1F-31)	1
	R-1F-32 ダクトスペース(R-1F-32)	3
	R-1F-33 ダクトスペース(R-1F-33)	3
原子炉建屋(地上2階)	R-2F-01 R/B地上2階通路	473
	R-2F-02 DG(A)非常用送風機室	56
	R-2F-03 DG(A)非常用排気ルーバ室	24
	R-2F-04 IA・HPINペネ室	13
	R-2F-05 A系北側連絡通路	107
	R-2F-06 電気ペネ室(R/B_2F_北)	23
	R-2F-07 C系北側連絡通路	134
	R-2F-08 DG(C)非常用送風機室	52
	R-2F-09 DG(C)非常用排気ルーバ室	25
	R-2F-10 格納容器機器搬出入用ハッチ室	27
	R-2F-11 格納容器所員用エアロック室	28
	R-2F-12 DG(B)非常用送風機室	56
	R-2F-13 DG(B)非常用排気ルーバ室	26
	R-2F-14 B系南側連絡通路	198
	R-2F-15 電気ペネ室(R/B_2F_南)	46
	R-2F-16 FPC弁室	73
	R-2F-17 FPCポンプ室	47
	R-2F-18 FPC熱交換器室	43
	R-2F-19 フローアウトバルル室	18
	R-2F-20 MSIV機器搬入ハッチ室	16
原子炉建屋(地上3階)	R-3F-01 R/B地上3階通路	598
	R-3F-02 DG(A)燃料ディタンク室	24
	R-3F-03 DG排気管(A)室	10
	R-3F-04 MSIV・SRVラッピング室	172
	R-3F-05 DG(A)補機室	231
	R-3F-06 DG(A)/Z非常用給気処理装置室	47
	R-3F-07 ISI検査室	25
	R-3F-08 ISI試験片室(R/B_3F)	17
	R-3F-09 DG(C)補機室	76
原子炉建屋(地上3階)	R-3F-10 DG(C)/Z非常用給気処理装置室	46

場所	区画番号・名称	床面積[m2]
	R-3F-11 DG(C)燃料ディタンク室	25
	R-3F-12 DG排気管(C)室	8
	R-3F-13 南北連絡通路	15
	R-3F-14 DG(B)燃料ディタンク室	27
	R-3F-15 DG排気管(B)室	8
	R-3F-16 DG(B)/Z非常用給気処理装置室	45
	R-3F-17 DG(B)補機・HWH熱交換器室	345
	R-3F-18 SGTS室	136
	R-3F-19 ダクトスペース(R-3F-19)	4
	R-3F-20 MSトンネル室空調機室	32
原子炉建屋(地上中4階)	R-M4F-02 DG(A)/Z送風機室	62
	R-M4F-03 北側FMCRD制御盤室	191
	R-M4F-04 LDSモニタ室	34
	R-M4F-05 ISI試験片室(R/B M4F)	24
	R-M4F-06 ダストモニタ(A)室	17
	R-M4F-07 CAMS(A)室	19
	R-M4F-08 キャスク除染ピット	24
	R-M4F-09 DG(C)/Z送風機室	57
	R-M4F-10 新燃料検査台ピット	6
	R-M4F-11 新燃料貯蔵庫	13
	R-M4F-12 DG(B)/Z送風機室	73
	R-M4F-13 南側FMCRD制御盤室	226
	R-M4F-14 CAMS(B)室	28
	R-M4F-15 ダストモニタ(B)室	17
	R-M4F-16 DG(B)/Z給気処理装置室	37
	R-M4F-17 DG(A)/Z給気処理装置室	39
	R-M4F-18 DG(C)/Z給気処理装置室	47
	R-M4F-19 ダクトスペース(R-M4F-19)	5
原子炉建屋(地上4階)	R-4F-01 R/Bオペラ	2024
	R-4F-02A ASD(A)/Z送風機室	327
	R-4F-03 DG(C)/Z排風機室	60
	R-4F-04 燃料取替機制御室空調機室	20
	R-4F-05 定検控室	81
	R-4F-06 エレベータ、階段室(R/B南東)前室	3
	R-4F-07 RIP点検室	53
	R-4F-08 SGTS配管室	12
	R-4F-09A ASD(B)/Z送風機室	253
	R-4F-10 燃料取替機制御室	116
	R-4F-11 エアロック室(R/B 4F)	17
	R-4F-12 見学者ギャラリー室(R-4F-12)	39
	R-4F-13 エアロック室前室	17
	R-4F-14 エレベータ機械室(R/B 4F 南東)	13
	R-4F-15 エレベータ機械室(R/B 1F 南)	10
	R-4F-16 エレベータ機械室(R/B 1F 北西)	21
	R-4F-17 エレベータ機械室(R/B 1F 北)	10
	R-4F-18 トレイスペース	5
	R-4F-19 ASD(A)/Z排風処理装置室	31
	R-4F-20 ASD(B)/Z排風処理装置室	29
	R-4F-21 ダクトスペース(R-4F-21)	3
	R-4F-22 R/B～T/B間北側通路	9
タービンエリア(地下2階)	T-B2F-01 階段室(T/B 北西)	10
	T-B2F-02 RCW配管室(T/B B2F 北東)	554
	T-B2F-03 LCW(A)サンプ室, HCW(A)サンプ室	52
	T-B2F-04 階段室(T/B 北)	12
	T-B2F-05 復水回収タンク, VGL復水器室	66
	T-B2F-06 階段室(T/B 北東)	13
	T-B2F-07 高圧給水加熱器ドレンポンプ室	222
	T-B2F-08 計装ラック室(T-B2F-08)	43
	T-B2F-09 階段室(T/B 東)	12
	T-B2F-10 低圧復水ポンプ室	140
	T-B2F-11 階段室(T/B 南東)	10
	T-B2F-12 CF逆洗水ポンプ室	38
	T-B2F-13 配管室(T/B B2F 東)	45
	T-B2F-14 CF逆洗水受タンク室	25
	T-B2F-15 SDサンプ室	54
	T-B2F-16 LCW(B)サンプ室, HCW(B)サンプ室	56
	T-B2F-17 CD陰イオン・陽イオン再生塔室	67
	T-B2F-18 配管室(T/B B2F 南東)	18
	T-B2F-19 低圧給水加熱器ドレンポンプ室	188
	T-B2F-20 RCW配管室(T/B B2F 南東)	548
	T-B2F-21 ラック室(T-B2F-21)	57
	T-B2F-22 階段室(T/B 南)	15
	T-B2F-23 サンプリングラック室(T-B2F-23)	84
	T-B2F-24 配管室(T/B B2F 南)	8
	T-B2F-25 海水サンプ室, SDサンプ室	153
	T-B2F-26 IA・SA空調機室	56
	T-B2F-27 主復水器室	1531
	T-B2F-28 エレベータ室(T/B B2F)	7
タービンエリア(地下中2階)	T-BM2F-01 油清浄機室	40
タービンエリア(地下中2階)	T-BM2F-02 RFPT主油タンク(A)室前室	29

場所	区画番号・名称	床面積[m2]
	T-BM2F-03 RFPT主油タンク(A)室	66
	T-BM2F-04 RFPT主油タンク(B)室	67
	T-BM2F-05 T/A地下中2階通路	845
	T-BM2F-06 EHC高圧制御油圧ユニット室	68
	T-BM2F-07 油受タンク室	71
	T-BM2F-08 HPDP/バルブ室	127
	T-BM2F-09 CD苛性ソーダ計量槽室	37
	T-BM2F-10 CF配管スペース室	98
	T-BM2F-11 LPDP/バルブ室	77
	T-BM2F-12 復水器真空ポンプ室	102
	T-BM2F-13 計装ラック室(T-BM2F-13)	39
	T-BM2F-14 計装ラック室(T-BM2F-14)	48
	T-BM2F-15 排ガス抽出器室	73
	T-BM2F-16 階段室(T/B BM2F 南)	4
	T-BM2F-17 IA・SA空気圧縮装置室	320
	T-BM2F-18 階段室(T/B 南西)	11
	T-BM2F-19 ダクトスペース(T-BM2F-19)	5
	T-BM2F-21 階段室(T/B BM2F 南東)	7
タービンエリア(地下1階)	T-B1F-01 ラック室(T-B1F-01)	48
	T-B1F-02 配管室(T/B B2F 北)	49
	T-B1F-03 タービン駆動原子炉給水ポンプ室	365
	T-B1F-04 T/A地下1階通路	1114
	T-B1F-05 HPDPドレンタンク室	90
	T-B1F-06 原子炉給水系サンプリング室	39
	T-B1F-07 タンクベントフィルタ室(T-B1F-07)	35
	T-B1F-08 グランド蒸気復水器室	66
	T-B1F-09 CF復水ろ過器室	81
	T-B1F-10 CFメンテナンスエリア	21
	T-B1F-11 CD復水脱塩塔, CD樹脂ストレーナ室	239
	T-B1F-12 排ガス復水器室	241
	T-B1F-13 活性炭希ガスホールドアップ塔室	86
	T-B1F-14 ダクトスペース(T-B1F-14)	6
タービンエリア(地上1階)	T-1F-01 主油タンク室	83
	T-1F-02 管理区域トイレ	26
	T-1F-03 T/A地上1階通路	886
	T-1F-04 ダスト放射線モニタ室(T-1F-04)	15
	T-1F-05 復水器室空調機室	36
	T-1F-06 CF復水ろ過器ハッチ室	125
	T-1F-07 固定子冷却装置室	651
	T-1F-08 除染パン・シンク室	22
	T-1F-09 4Sモニタ室	32
	T-1F-10 ダスト放射線モニタ室(T-1F-10)	24
	T-1F-11 SCR盤室	62
	T-1F-12 CF/CD制御盤室	27
	T-1F-13 密封油装置室	35
	T-1F-14 大物搬入口前室	300
	T-1F-15 ダクトスペース(T-1F-15)	7
タービンエリア(地上中2階)	T-M2F-01 パイプスペース(T-M2F-01)	71
タービンエリア(地上2階)	T-2F-01 T/Aオペフロ	3638
	T-2F-02 湿分分離加熱器(A)室	333
	T-2F-03 主油タンクメンテナンスエリア	68
	T-2F-04 湿分分離加熱器(B)室	350
	T-2F-05 グランド蒸気蒸化器室	66
	T-2F-06 配管室(T/B 2F 南東)	45
	T-2F-07 スタックモニタ室	98
	T-2F-08 階段室(T/B 2F 南東)	15
	T-2F-09 配管室(T/B 2F 北東)	14
	T-2F-10 エレベータ機械室(T/B 2F)	24
タービンエリア(地上3階)	T-3F-01 R/A, T/A送風機室	287
	T-3F-02 階段室(T/B 3F 北)	20
	T-3F-03 T/A地上3階通路(A)	31
	T-3F-04 R/A, T/A処理装置室前室	23
	T-3F-05 R/A, T/A排風機室	419
	T-3F-06 階段室(T/B 3F 北東)	10
	T-3F-07 階段室(T/B 3F 南東)	10
	T-3F-08 R/A給気ダクト室	44
	T-3F-09 T/A地上3階通路(B)	172
	T-3F-10 R/A, T/A排風機フィルタ室(A)	36
	T-3F-11 R/A, T/A排風機フィルタ室(B)	25
	T-3F-12 R/A, T/A排風機フィルタ室(C)	28
	T-3F-13 R/A, T/A排風機フィルタ室(D)	26
	T-3F-14 排気フィルタ室通路(A)	17
	T-3F-15 排気フィルタ室通路(B)	13
	T-3F-16 排気フィルタ室通路(C)	13
タービンエリア(屋上階)	T-RF-01 見学者ギャラリー室(T-RF-01)	31
	T-RF-02 T/A屋上階通路	88
	T-RF-03 R/A, T/A送風機フィルタ室	239
	T-RF-04 R/A, T/A送風機給氣室	69
海水熱交換器エリア(地下2階)	H-B2F-01 Hx/A常用電気品室	91
海水熱交換器エリア(地下2階)	H-B2F-02 漏えい検知ピット(南側)(H-B2F-02)	26

場所	区画番号・名称	床面積[m2]
	H-B2F-03 TCWポンプ・熱交換器室	595
	H-B2F-04 階段室(H/B 南)	11
	H-B2F-05 循環水配管室(H-B2F-05)	248
	H-B2F-06 電解鉄イオン供給装置室	264
	H-B2F-07 漏えい検知ピット(北側)(H-B2F-07)	22
	H-B2F-08 階段室(H/B 北)	9
	H-B2F-09 C系RCWポンプ・熱交換器室	371
	H-B2F-10 配管室(T/B B2F 北西)	9
	H-B2F-11 Hx/A(C)非常用送風機フィルタ室	32
	H-B2F-12 ダクトスペース(H-B2F-12)	3
	H-B2F-13 ダクトスペース(H-B2F-13)	1
	H-B2F-14 ダクトスペース(H-B2F-14)	5
海水熱交換器エリア(地下中2階)	H-BM2F-01 B系RSWポンプ室	35
	H-BM2F-02 TSWポンプ室(H-BM2F-02)	12
	H-BM2F-03 TSWポンプ室(H-BM2F-03)	33
	H-BM2F-04 漏えい検知ピット(南側)(H-BM2F-04)	27
	H-BM2F-05 循環水配管室(H-BM2F-05)	558
	H-BM2F-06 循環水配管ハッチ室	265
	H-BM2F-07 C系RSWポンプ室(T/B BM2F)	31
	H-BM2F-08 A系RSWポンプ室	33
	H-BM2F-09 漏えい検知ピット(北側)(H-BM2F-09)	21
	H-BM2F-10 ダクトスペース(H-BM2F-10)	2
海水熱交換器エリア(地下1階)	H-B1F-01 B系非常用電気品室(T/B)	87
	H-B1F-02 配管室(T/B B1F 南西上)	14
	H-B1F-03 配管室(T/B B1F 南西下)	15
	H-B1F-04 B系RCWポンプ・熱交換器室	592
	H-B1F-05 TSWポンプ室(H-B1F-05)	115
	H-B1F-06 循環水ポンプ(C)室	191
	H-B1F-07 循環水ポンプ(B)室	190
	H-B1F-08 循環水ポンプ(A)室	190
	H-B1F-09 A系RCWポンプ・熱交換器室	475
	H-B1F-10 C系RSWポンプ室(T/B B1F)	66
	H-B1F-11 Hx/A(B)非常用送風機フィルタ室	19
海水熱交換器エリア(地上1階)	H-1F-01 TSW・RSWポンプレイダウンスペース	1722
	H-1F-02 A系非常用電気品室(T/B)	82
	H-1F-03 Hx/A(A)送風機フィルタ室	52
	H-1F-04 ダクトスペース(H-1F-04)	6
	H-1F-05 ダクトスペース(H-1F-05)	6
海水熱交換器エリア(地上2階)	H-2F-01 Hx/A(A)非常用送風機室	89
	H-2F-02 Hx/A(A)非常用送風機フィルタ室	21
海水熱交換器エリア(地上3階)	H-3F-01 Hx/A給気室	12
	H-3F-02 Hx/A排気室	8
コントロール建屋(地下2階)	C-B2F-01 7号機HECW冷凍機(B)(D)室	133
	C-B2F-02 7号機HECW冷凍機(A)(C)室	130
コントロール建屋(地下中2階)	C-B2F-03 7号機常用電気品室	716
	C-B2F-04 7号機DC250Vバッテリー室(C/B B2F)	66
	C-B2F-05 階段室(C/B B2F 東側)	10
	C-B2F-08 7号機C/B常用電気品区域送・排風機室	103
	C-B2F-09 7号機C/B計測制御電源盤区域(A)送風機室	83
	C-B2F-10 階段室(C/B B2F 西側)	13
	C-B2F-11 7号機DC250Vバッテリー室(C/B MB2F)	65
	C-B2F-12 6号機C/B計測制御電源盤区域(C)送風機室	125
	C-B2F-13 7号機C/B計測制御電源盤区域(A)送風機 フィルタ室	18
	C-B2F-14 7号機C/B常用電気品区域送・排風機 フィルタ室	29
コントロール建屋(地下1階)	C-B1F-01 7号機C/B計測制御電源盤区域(C)送風機室	231
	C-B1F-02 7号機DC125VバッテリーA室(区分 I)	56
コントロール建屋(地下中1階)	C-B1F-03 7号機DC125VバッテリーD室(区分 IV)	36
	C-B1F-04 7号機DC125VバッテリーB室(区分 II)	55
	C-B1F-05 7号機DC125VバッテリーC室(区分 III)	58
	C-B1F-06 7号機区分 I 計測制御用電源盤室	127
	C-B1F-07 7号機区分 IV 計測制御用電源盤室	105
	C-B1F-08 7号機区分 II 計測制御用電源盤室	149
	C-B1F-09 7号機区分 III 計測制御用電源盤室	179
	C-B1F-10 C/B地下1階通路	206
	C-B1F-11A 7号機ケーブル処理室A	69
	C-B1F-11B 7号機ケーブル処理室B	143
コントロール建屋(地上1階)	C-1F-01 7号機C/B計測制御電源盤区域(B)送風機室	128
	C-1F-02 7号機MCR再循環フィルタ装置室	111
	C-1F-03 トレイ室, ダクト室(南側)	102
	C-1F-04 7号機下部中央制御室	132
	C-1F-05 7号機プロセス計算機室	291
	C-1F-06 トレイ室, ダクト室(北側)	53
	C-1F-07 7号機計算機用無停電電源装置室	96
	C-1F-08 大物搬入口エリア	110
コントロール建屋(地上2階)	C-2F-01 7号機MCR送風機室	227
	C-2F-02 上部中央制御室	843
	C-2F-03 中央制御室	855
	C-2F-05 ギャラリ通路	128
	C-2F-06 7号機MCR送風機給気処理装置室	41
コントロール建屋(屋上階)	C-RF-01 7号機ケーブル処理室	18

場所	区画番号・名称	床面積[m2]
	C-RF-02 紙気ルーバ室	17
	C-RF-03 排気ルーバ室	8
廃棄物処理建屋(地下3階)	RW-B3F-01 HCWサンブルポンプ室	36
	RW-B3F-02 サンプリングラック室(RW-B3F-02)	20
	RW-B3F-03 HCW計装ラック室	12
	RW-B3F-04 HCW蒸留水ポンプ室	19
	RW-B3F-05 階段室(RW/B_B3F_西)	15
	RW-B3F-06 濃縮廃液ポンプ室	43
	RW-B3F-07 LCWサンブルポンプ室	47
	RW-B3F-08 計装ラック、サンプリングラック室(RW-B3F-08)	15
	RW-B3F-09 LCWサンプ室	35
	RW-B3F-10 HSDサンプ室	29
	RW-B3F-11 HSD収集ポンプ室	44
	RW-B3F-12 LCW収集ポンプ室	59
	RW-B3F-13 HCWサンプ室	37
	RW-B3F-14 HCW収集ポンプ室	61
	RW-B3F-15 サンプリングラック室(RW-B3F-15)	17
	RW-B3F-16 使用済樹脂カントポンプ室	26
	RW-B3F-17 スラッジ移送ポンプ室	28
	RW-B3F-18 スラッジ移送ポンプ(予備)室	15
	RW-B3F-19 ダスト放射線モニタ室(RW-B3F-19)	15
	RW-B3F-20 計装ラック、サンプリングラック室(RW-B3F-20)	15
	RW-B3F-21 CUW 粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ室	29
	RW-B3F-22 7号機、6号機 復水移送ポンプ室	300
	RW-B3F-23 配管室(RW/B_B3F_南東)	75
	RW-B3F-24 階段室(RW/B_B3F_東)	9
	RW-B3F-25 RW/B地下3階通路	437
	RW-B3F-26 7号機 HNCW冷凍機室	387
	RW-B3F-27 RW/B～C/B間配管トレーンチ(A)	12
	RW-B3F-28 RW/B～C/B間配管トレーンチ(B)	52
	RW-B3F-29 エレベータ室(RW/B_B3F_西)	4
	RW-B3F-30 エレベータ室(RW/B_B3F_東)	6
廃棄物処理建屋(地下2階)	RW-B2F-01 HCW_蒸留水タンク室	19
	RW-B2F-03 濃縮廃液タンク室	64
	RW-B2F-04 配管室(RW/B_B2F_北東)	312
	RW-B2F-05 RW/B地下2階通路	189
	RW-B2F-07 6号機 HNCW冷凍機室	471
	RW-B2F-08 RW/B～C/B間配管トレーンチ(C)	15
	RW-B2F-09 RW/B～C/B間配管トレーンチ(D)	48
	RW-B2F-10 HCWサンブル槽室	65
廃棄物処理建屋(地下中2階)	—	
廃棄物処理建屋(地下1階)	RW-B1F-01 排水放射線モニタ室	20
	RW-B1F-02 HCW弁室(RW/B_B1F)	35
	RW-B1F-04 RW/B地下1階通路(A)	302
	RW-B1F-05 HCW濃縮装置循環ポンプ室	53
	RW-B1F-06 配管室(RW/B_B1F_南西)	212
	RW-B1F-07 HCW中和装置 流量計ユニット・PH計ラック室	22
	RW-B1F-08 配管室(RW/B_B1F_北西)	158
	RW-B1F-09 RW/B地下1階通路(B)	359
	RW-B1F-10 LCW収集槽、HCW収集タンク室	228
	RW-B1F-11 HSD収集槽室	49
	RW-B1F-13 RW電気品室	192
	RW-B1F-14 RWバッテリー室	19
	RW-B1F-15 RW/B～C/B間クリーンアクセス通路	47
廃棄物処理建屋(地上1階)	RW-1F-02 雜固体集積室	35
	RW-1F-03 トラップエリア(RW-1F-03)	105
	RW-1F-04 LCW弁室(RW_1F)	38
	RW-1F-05 HCW弁・脱塩塔室	33
	RW-1F-06 LCW弁・脱塩塔室	69
	RW-1F-07 HCW弁室(RW/B_1F)	53
	RW-1F-08 沈降分離槽ハッチ室	179
	RW-1F-09 弁室(RW-1F-09)	12
	RW-1F-10 弁室(RW-1F-10)	25
	RW-1F-12 RW計算機室	168
	RW-1F-13 6号機、7号機 MG電気品室	163
	RW-1F-14 RW/B地上1階通路	444
	RW-1F-15 ダクトスペース(RW-1F-15)	2
	RW-1F-16 ダクトスペース(RW-1F-16)	2
	RW-1F-17 ダクトスペース(RW-1F-17)	3
	RW-1F-18 ダクトスペース(RW-1F-18)	1
	RW-1F-19 ダクトスペース(RW-1F-19)	1
廃棄物処理建屋(地上中2階)	RW-M2F-02 HCW濃縮装置復水器室	32
	RW-M2F-03 弁室(RW-M2F-03)	36
	RW-M2F-04 HCW脱塩塔室	6
	RW-M2F-05 LCW弁室(RW_M2F)	54
	RW-M2F-06 LCW(A)脱塩塔室	6
	RW-M2F-07 LCW(B)脱塩塔室	6
	RW-M2F-08 タンクベントフィルタ室(RW-M2F-08)	32
	RW-M2F-09 7号機 復水貯蔵槽弁室	61
廃棄物処理建屋(地上中2階)	RW-M2F-10 7号機 復水貯蔵槽ハッチ室	63

場所	区画番号・名称	床面積[m2]
	RW-M2F-11 6号機 復水貯蔵槽弁室	58
	RW-M2F-12 6号機 復水貯蔵槽ハッチ室	63
	RW-M2F-13 LCWろ過塔・弁室	57
	RW-M2F-14 RW/B地上中2階通路	75

資料9

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における  
放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する  
構築物、系統及び機器の火災防護対策について

## ＜目 次＞

1. 概要
2. 要求事項
3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の選定について
  - 3.1. 重要度分類指針における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の特定
  - 3.2. 火災時に放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統の確認
    - 3.2.1. 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能
    - 3.2.2. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能
    - 3.2.3. 使用済燃料プール水の補給機能
    - 3.2.4. 放射性物質放出の防止機能
    - 3.2.5. 放射性物質の貯蔵機能
  - 3.3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機器等の特定
4. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災区域設定
5. 火災感知設備の設置について
6. 消火設備の設置について

添付資料 1 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに系統の抽出について

添付資料 2 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための機器リスト

添付資料 3 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（抜粋）

## 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する 構築物、系統及び機器の火災防護対策について

### 1. 概要

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉において、単一の内部火災が発生した場合にも、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な機器等を抽出し、その抽出された機器等に対して火災防護対策を実施する。

### 2. 要求事項

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器への要求事項を以下に示す。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）

#### 2. 基本事項

- (1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じること。
  - ① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画
  - ② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域

### 3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の選定について

設計基準対象施設のうち、単一の内部火災が発生した場合に対して放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するために必要となる機器等を選定する。機器等の選定は「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類審査指針」という。)に基づき、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換(ただし、全燃料全取出の期間を除く)のそれにおいて、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器を抽出し、以下のとおり実施する。

#### 3.1. 重要度分類指針における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の特定

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能について、重要度分類審査指針に基づき、以下のとおり抽出した。(添付資料1)

- (1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能
- (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能
- (3) 使用済燃料プール水の補給機能
- (4) 放射性物質放出の防止機能
- (5) 放射性物質の貯蔵機能

### 3.2. 火災時に放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統の確認

3.1 項で示した「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能」に対し、火災によってこれらの機能に影響を及ぼす系統を、以下のとおり「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」(JEAG4612-2010) (以下「重要度分類指針」という。)から抽出する。

まず、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めを達成するための系統を、重要度分類指針を参考に抽出すると下表のとおりとなる。(第 9-1 表)

第 9-1 表：放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	左記機能を達成するための系統
(1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉格納容器</li> <li>・原子炉格納容器隔離弁</li> <li>・原子炉格納容器スプレイ冷却系</li> <li>・原子炉建屋</li> <li>・非常用ガス処理系</li> <li>・可燃性ガス濃度制御系</li> </ul>
(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性廃棄物処理系* (放射能インベントリの大きいもの)</li> <li>・使用済燃料プール (使用済燃料ラックを含む)</li> <li>・新燃料貯蔵庫</li> </ul>
(3) 使用済燃料プール水の補給機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用補給水系 (残留熱除去系)</li> </ul>
(4) 放射性物質放出の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性気体廃棄物処理系の隔離弁</li> <li>・主排気筒 (非常用ガス処理系排気管の支持機能以外)</li> <li>・燃料集合体落下事故時放射能放出を低減する系 (原子炉建屋、非常用ガス処理系)</li> </ul>
(5) 放射性物質の貯蔵機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧力抑制室プール水排水系</li> <li>・復水貯蔵槽</li> <li>・放射性廃棄物処理施設 (放射能インベントリの小さいもの)</li> <li>・焼却炉建屋</li> <li>・新燃料貯蔵庫</li> <li>・使用済燃料輸送容器保管建屋</li> </ul>

\* : 「緊急時対策上重要なものの及び異常状態の把握機能」における放射線監視設備のうち、気体廃棄物処理系設備エリア排気放射線モニタを含む

次に、上記の系統から、火災による放射性物質貯蔵等の機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策について評価した。

### 3.2.1. 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能

重要度分類指針によると、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に該当する系統は「原子炉格納容器、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ冷却系、原子炉建屋、非常用ガス処理系、可燃性ガス濃度制御系」である。

このうち、原子炉格納容器及び原子炉建屋はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する建築物・構造物であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に影響が及ぶおそれはない※。

また、一次系配管、主蒸気管等は金属等の不燃性材料で構成されており火災による機能喪失は考えにくいこと、8条-別添1-資料10の8.で記載のとおり、火災により想定される事象が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはないことから、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ冷却系、非常用ガス処理系及び可燃性ガス濃度制御系は火災発生時には要求されない。さらに、8条-別添1-資料1の参考資料3に示すように、これらの系統については設置許可基準規則第十二条に従い、火災に対する独立性を有している。

したがって、火災によって放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に影響を及ぼす系統はない。したがって、これらの機器については消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。

ただし、非常用ガス処理系は、原子炉区域・タービン区域送排風機とともに、原子炉建屋を負圧にする機能を有しており、火災発生時に原子炉建屋の換気空調設備が機能喪失した場合でも非常用ガス処理系が使用可能であれば原子炉建屋を負圧維持することができる。このため、原子炉建屋の負圧を維持する観点から、非常用ガス処理系については、火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び火災の影響軽減対策を実施することとする。

あわせて、非常用ガス処理系の機能確保のため原子炉建屋給排気隔離弁の閉操作が必要となるが、原子炉建屋給排気隔離弁についてはフェイル・クローズ設計であり、火災によって隔離弁の電磁弁のケーブルが損傷した場合、隔離弁が「閉」動作すること、万一の不動作の場合も多重化されていることから非常用ガス処理系の機能に影響しない。したがって、原子炉建屋給排気隔離弁については消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。

#### ※ 火災の影響で機能喪失のおそれがないもの

金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等は、不燃性材料で構成されている。また、配管、タンク、手動弁、電動弁等（フランジ部等を含む）には内部の液体の漏えいを防止するため不燃性ではないパッキン類が装着されているが、これらは弁、フランジ等の内部に取り付けており、機器外の火災によってシート面が直接加熱されることはない。機器自体が外部からの炎に炙られて加熱されると、パッキンの温度も上昇するが、フランジへの取付けを模擬した耐火試験にて接液したパッキン類のシート面に機能喪失に至るような大幅な温度上昇が生じないことを確認している。仮に、万一、パッキン類が長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配管等の機能が失われることなく、他の機器等への影響もない。

以上より、不燃性材料のうち、金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等で構成されている系統については、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。

### 3.2.2. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能

重要度分類指針によると、原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能に該当する系統は「放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの）、使用済燃料プール（使用済燃料ラックを含む）、新燃料貯蔵庫」である。

放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの）である放射性気体廃棄物処理系（6号炉）の系統概略図を第9-1図に、放射性気体廃棄物処理系（7号炉）の系統概略図を第9-2図に示す。

気体廃棄物処理系のうち、配管、手動弁、排ガス予熱器、排ガス再結合器、排ガス復水器、除熱冷却器、活性炭式希ガスホールドアップ塔、希ガスフィルタは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない\*。

また、6号炉における排ガス抽出器・排ガスプロワ側の空気作動弁（N62-A0-F010, F013）、及び7号炉における排ガス真空ポンプ吸込側の空気作動弁（N62-A0-F016, F017, F027A/B）はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。万一、当該弁が誤動作した場合であっても、上流側に設置された活性炭式ホールドアップ塔によって放射性物質が除去されることから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。

第9-1図、第9-2図より、火災によって上記の弁が閉止すると気体廃棄物処理系の排ガスフィルタより上流側で隔離されることとなり、当該弁より下流側（排ガス真空ポンプ、排ガス循環水タンク、主排気筒等が設置されているライン）に放射性物質が放出されない。

上記の弁以外の空気作動弁、電動弁については、火災による弁駆動部の機能喪失によって当該弁が開閉動作をしても、弁本体は金属等の不燃性材料で構成されており、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない\*。

以上より、気体廃棄物処理系は、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。したがって、これらの機器については消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。

気体廃棄物処理設備エリア排気モニタについては、重要度分類指針においてMS-3「緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能」のうち、放射線監視

設備に該当し、柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉においては設計基準事故時に中央制御室の事故時放射線モニタ盤で監視を行う設備として整理していることから、重要度を踏まえ火災防護対策を行う設計とする。当該の放射線モニタについては、第 9-3 図に示すように隣接した検出器間 (A, B 間並びに C, D 間) をそれぞれ耐火壁により分離する設計とする。したがって、放射線検出器は火災発生時に検出器が同時に機能喪失することは考えにくく、代替性を有する設計であることから、重要度並びに火災影響の有無を踏まえ、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。

一方、火災発生時に事故時放射線モニタ盤が機能喪失すると気体廃棄物処理系の放射線監視機能が喪失する。このため、中央制御室の事故時放射線モニタ盤については、火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び火災の影響軽減対策を実施する設計とする。

また、使用済燃料プール（使用済燃料ラックを含む）、新燃料貯蔵庫はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する構造物であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない※。

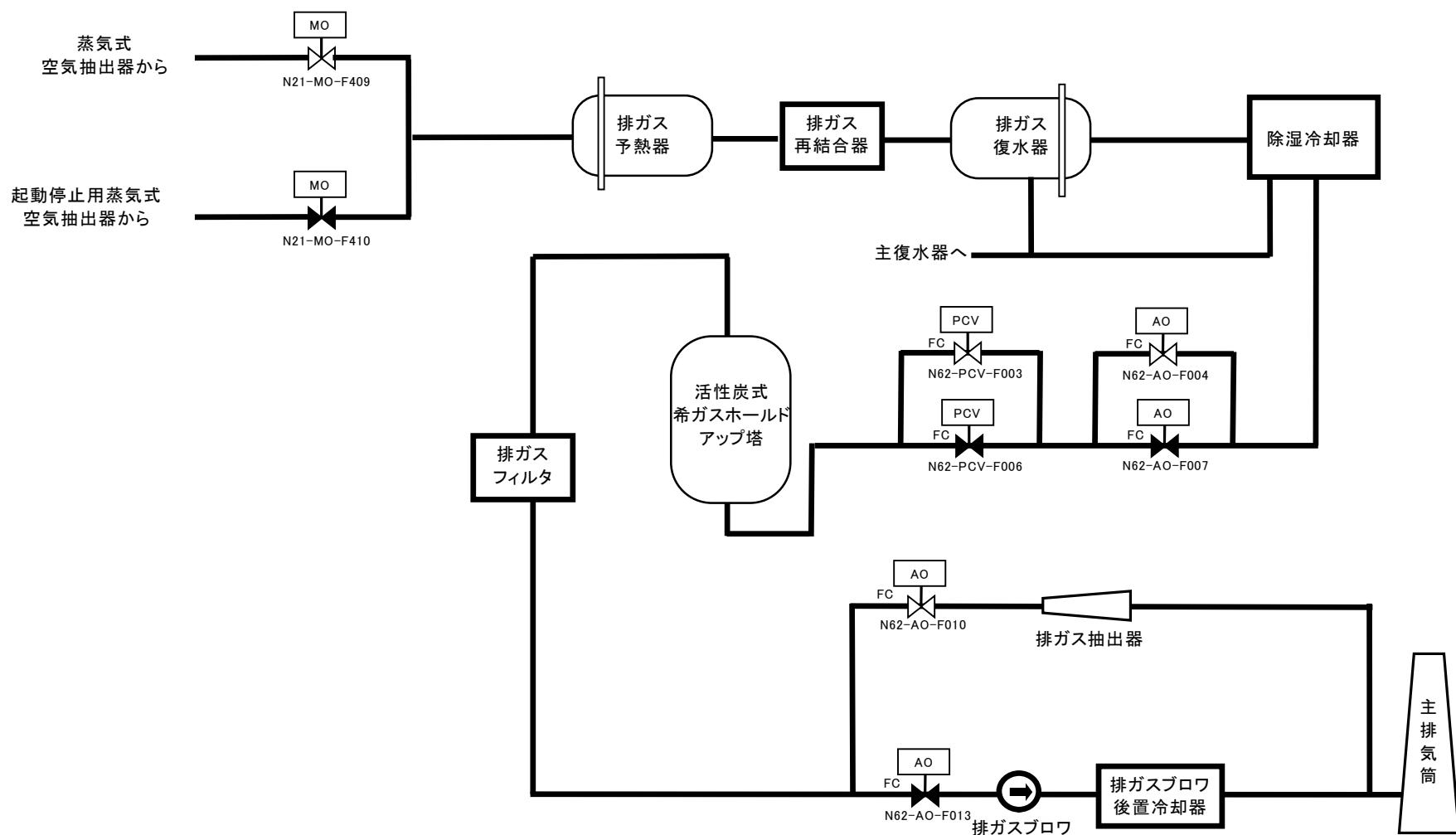
さらに、使用済燃料プールの間接関連系である燃料プール冷却浄化系については、火災によって当該機能が喪失しても、使用済燃料プールの水位が遮蔽水位に低下するまで時間的余裕があり、その間に残留熱除去系（使用済燃料プールへの補給ライン）の弁の手動操作等によって機能を復旧することができるから、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。

したがって、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。

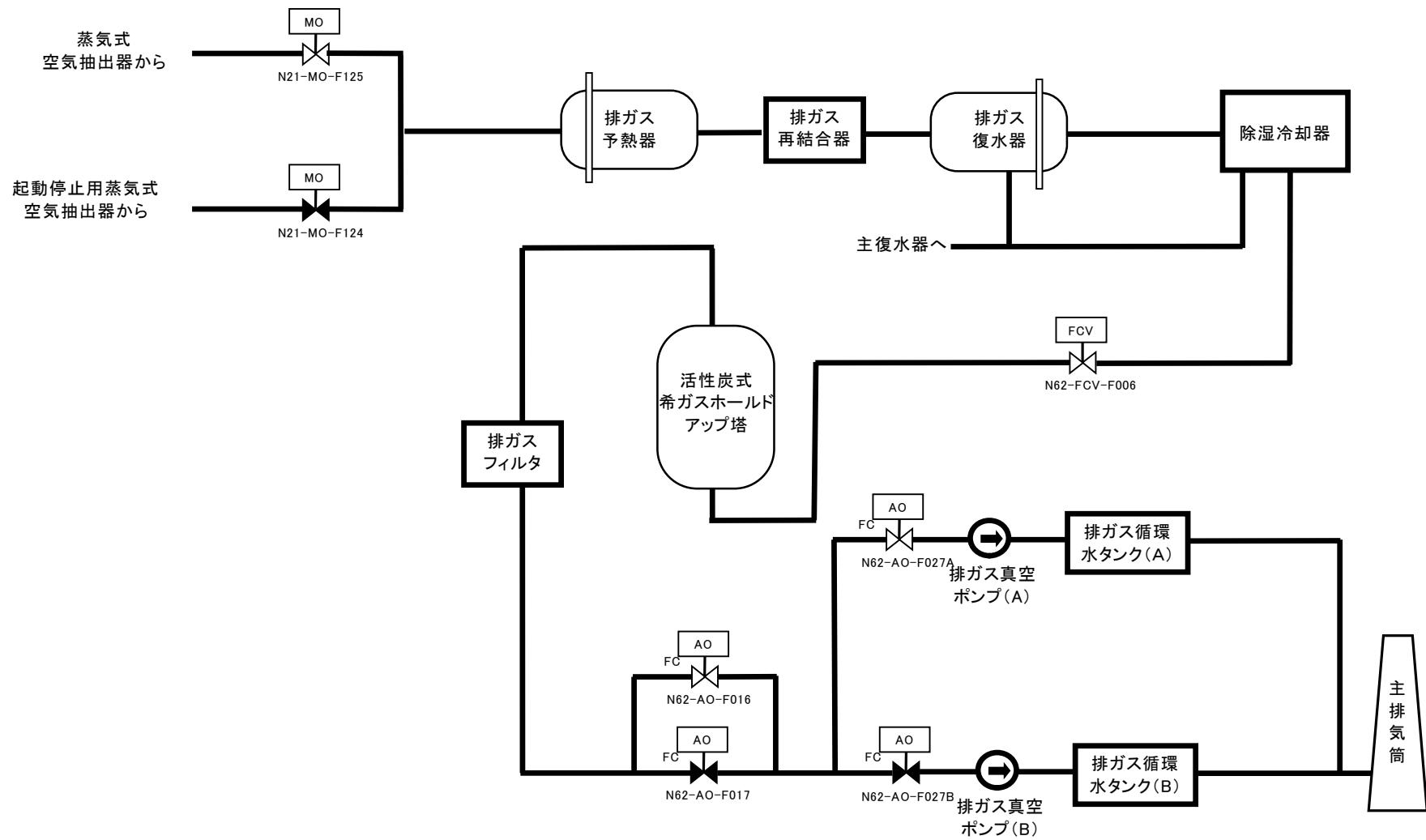
#### ※ 火災の影響で機能喪失のおそれがないもの

金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等は、不燃性材料で構成されている。また、配管、タンク、手動弁、電動弁等（フランジ部等を含む）には内部の液体の漏えいを防止するため不燃性ではないパッキン類が装着されているが、これらは弁、フランジ等の内部に取り付けており、機器外の火災によってシート面が直接加熱されることはない。機器自体が外部からの炎に炙られて加熱されると、パッキンの温度も上昇するが、フランジへの取付けを模擬した耐火試験にて接液したパッキン類のシート面に機能喪失に至るような大幅な温度上昇が生じないことを確認している。仮に、万一、パッキン類が長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配管等の機能が失われることなく、他の機器等への影響もない。

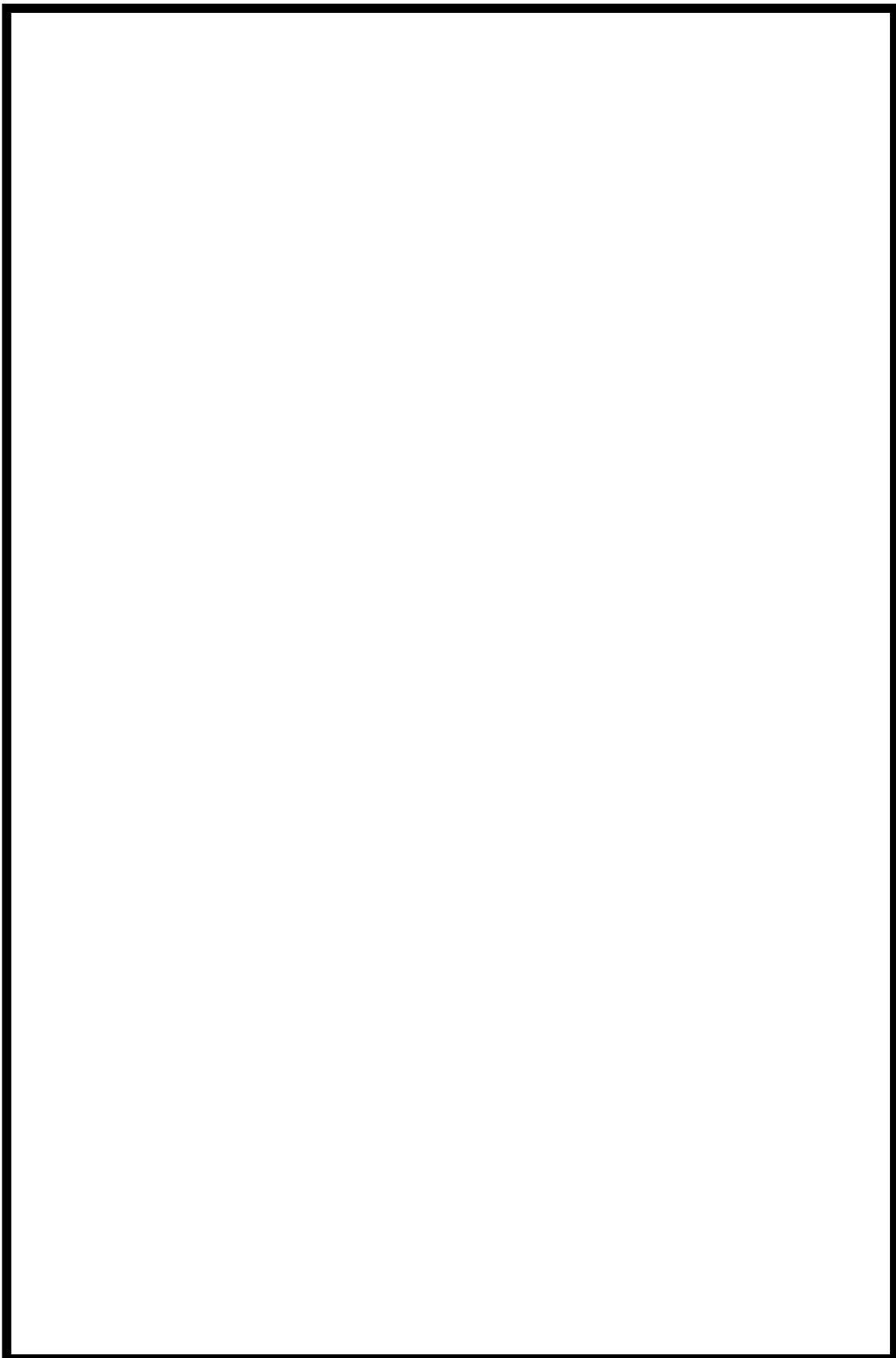
以上より、不燃性材料のうち、金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等で構成されている系統については、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。



第9-1図：气体廃棄物処理系 系統概略図（6号炉）



第9-2図：気体廃棄物処理系 系統概略図（7号炉）



第 9-3 図：気体廃棄物処理設備エリア排気モニタの配置

### 3.2.3. 使用済燃料プール水の補給機能

重要度分類指針によると、使用済燃料プール水の補給機能に該当する系統は「非常用補給水系（残留熱除去系）」である。

火災によって残留熱除去系が機能喪失しても、使用済燃料プールの水位が遮蔽水位まで低下するまでに時間的余裕があり、その間に電動弁の手動操作等によって機能を復旧することができるから、火災によって燃料プール水の補給機能に影響が及ぶおそれはない。

したがって、火災によって使用済燃料プール水の補給機能に影響を及ぼす系統ではなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。

### 3.2.4. 放射性物質放出の防止機能

重要度分類指針によると、放射性物質放出の防止機能に該当する系統は「放射性気体廃棄物処理系の隔離弁、主排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能以外）、燃料集合体落下事故時放射能放出を低減する系（原子炉建屋、非常用ガス処理系）」である。

放射性気体廃棄物処理系の排ガス真空ポンプ吸込側の空気作動弁は、3.2.2. のとおりであり、火災によって放射性物質が放出されるおそれはない。

また、原子炉建屋、主排気筒は金属等の不燃性材料で構成され、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質放出の防止機能に影響が及ぶおそれはない。※。

さらに、燃料集合体の落下事故は、燃料集合体移動時は燃料取替機に燃料集合体を機械的にラッチさせて吊り上げること、ラッチ部は不燃性材料で構成され火災による影響は受けないことから、火災により燃料集合体の落下事故は発生しない。また、3.2.1. のとおり非常用ガス処理系については火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び火災の影響軽減対策を実施する設計とする。

したがって、非常用ガス処理系を除き、火災によって放射性物質放出の防止機能に影響を及ぼす系統ではなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。

#### ※ 火災の影響で機能喪失のおそれがないもの

金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等は、不燃性材料で構成されている。また、配管、タンク、手動弁、電動弁等（フランジ部等を含む）には内部の液体の漏えいを防止するため不燃性ではないパッキン類が装着されているが、これらは弁、フランジ等の内部に取り付けており、機器外の火災によってシート面が直接加熱されることはない。機器自体が外部からの炎に炙られて加熱されると、パッキンの温度も上昇するが、フランジへの取付けを模擬した耐火試験にて接液したパッキン類のシート面に機能喪失に至るような大幅な温度上昇が生じないことを確認している。仮に、万一、パッキン類が長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配管等の機能が失われることなく、他の機器等への影響もない。

以上より、不燃性材料のうち、金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等で構成されている系統については、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。

### 3.2.5. 放射性物質の貯蔵機能

重要度分類指針によると、放射性物質の貯蔵機能に該当する系統は「圧力抑制室プール水排水系、復水貯蔵槽、放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）、焼却炉建屋、新燃料貯蔵庫、使用済燃料輸送保管建屋」である。

#### (1) 圧力抑制室プール水排水系

圧力抑制室プール水排水系の概略系統図を第9-4図に示す。圧力抑制室プール水排水系のうち、配管、手動弁、圧力抑制室プール水サージタンクは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない※。

また、圧力抑制室プール水排水系は空気作動弁を介して液体廃棄物処理系（低電導度放射性廃棄物処理系（LCW）及び高電導度放射性廃棄物処理系（HCW））と接続されているが、これらについては後述のとおり、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない。

さらに、圧力抑制室プール水排水系は空気作動弁を介して残留熱除去系と接続されているが、圧力抑制室プール水排水系と残留熱除去系を接続する残留熱除去系側の電動弁（E11-M0-F030）は、通常閉かつ残留熱除去系の機能要求時も閉であること、火災影響を受けて当該弁が機能喪失した場合でも閉状態が維持されること、万一、誤動作した場合であっても電源区分の異なる弁（E11-M0-F029）で二重化されていることから、火災によって放射性物質が放出されることはない。

以上より、圧力抑制室プール水排水系について、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない。

#### (2) 復水貯蔵槽、新燃料貯蔵庫、焼却炉建屋

復水貯蔵槽、新燃料貯蔵庫、焼却炉建屋については、コンクリート・金属等の不燃性材料で構成する構造物であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない※。

#### (3) 放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）

放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）である液体廃棄物処理系について、関連する系統（廃スラッジ系、濃縮廃液系）も含めて系統概要図を第9-5～9-8図に示す。

液体廃棄物処理系（LCW、HCW）、廃スラッジ系、濃縮廃液系のうち、配管、手動弁、收集槽、ろ過器、脱塩塔、サンプル槽、樹脂沈降分離槽、使用済樹脂

槽、タンクは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない※。

また、各空気作動弁はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。万一、空気作動弁が誤動作した場合であっても、低電導度放射性廃棄物処理系については、移送先が6号又は7号炉の復水貯蔵槽若しくはHCW収集タンクであることから放射性物質が放出されることはない。

高電導度放射性廃棄物処理系については、カナル放出ラインに3個の空気作動弁（K6 カナル放出ラインについては K13-A0-F120, F121, F126, K7 カナル放出ラインについては K13-A0-F120, F121, F128）を直列に設置しており、単一の弁の誤動作では放射性物質が放出されない設計としている（第9-6図）。これらの空気作動弁は HCW バルブ室に設置しているが、HCW バルブ室には油内包機器等の可燃物はないことから火災発生により直列に設置された3個の空気作動弁が同時に機能喪失するおそれは小さい（第9-9図、第9-10図）。仮に直列に設置された3個の空気作動弁が誤動作により開となっても、系統の上流に設置している、HCW サンプルポンプの誤起動及び空気作動弁であるサンプルポンプ入口弁（K13-A0-F112A, B）の誤動作（開動作）が同時に発生しない限り放射性物質が放出されることはない。

なお、カナル放出ラインの3個の空気作動弁を設置している HCW バルブ室は廃棄物処理建屋 [REDACTED] HCW サンプルポンプ及びサンプルポンプ入口弁を設置している HCW サンプルポンプ室は廃棄物処理建屋 [REDACTED] であり、十分な離隔距離が確保されていることから、単一の火災で全ての機器が誤動作する可能性はない。以上のことから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。

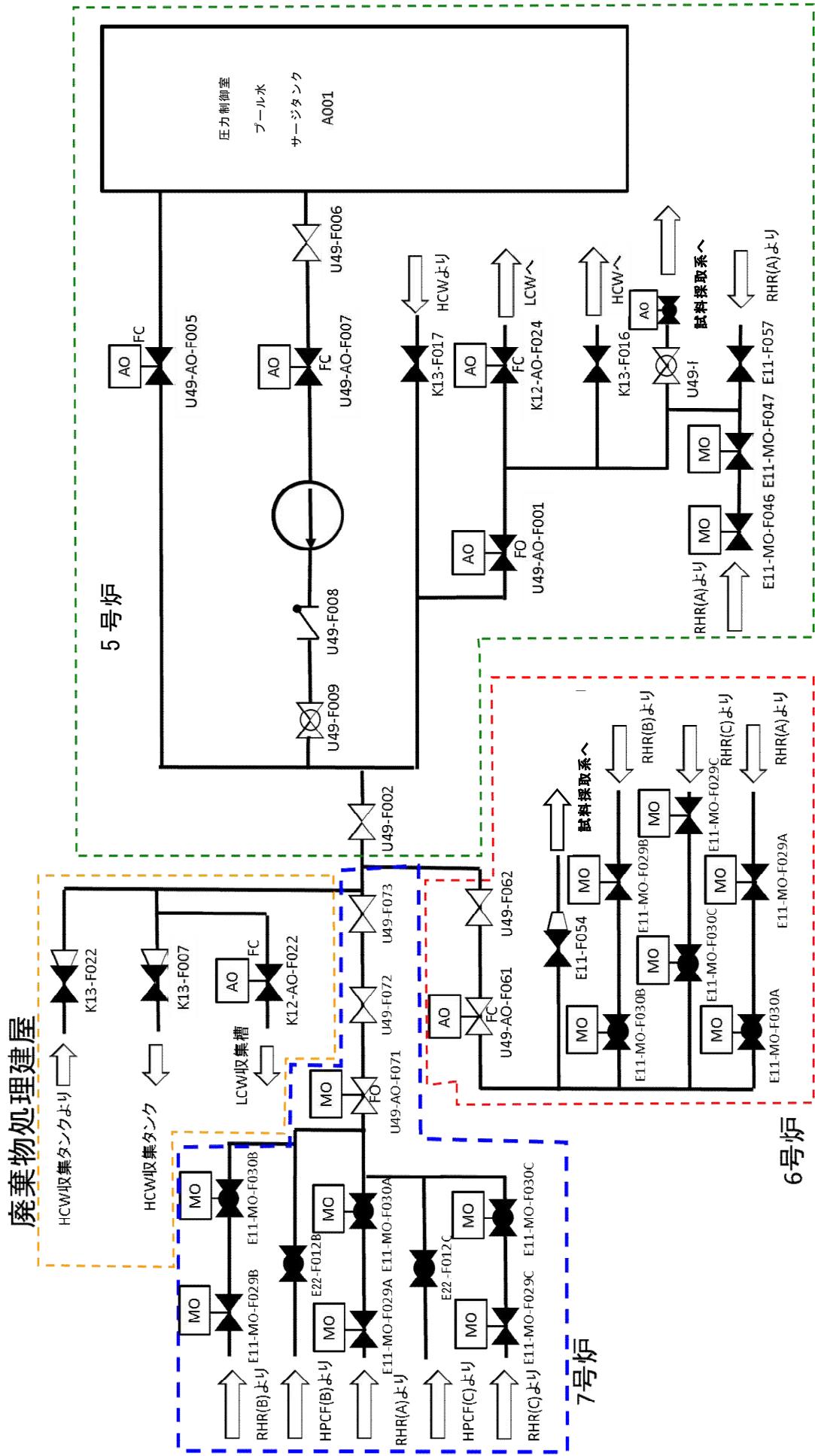
また、第9-5～9-8図より、火災によって上記の弁が閉止すると液体廃棄物処理系の放射性液体廃棄物は系統内に隔離されることとなり、系統外へ放射性物質が放出されない。

したがって、液体廃棄物処理系は火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。

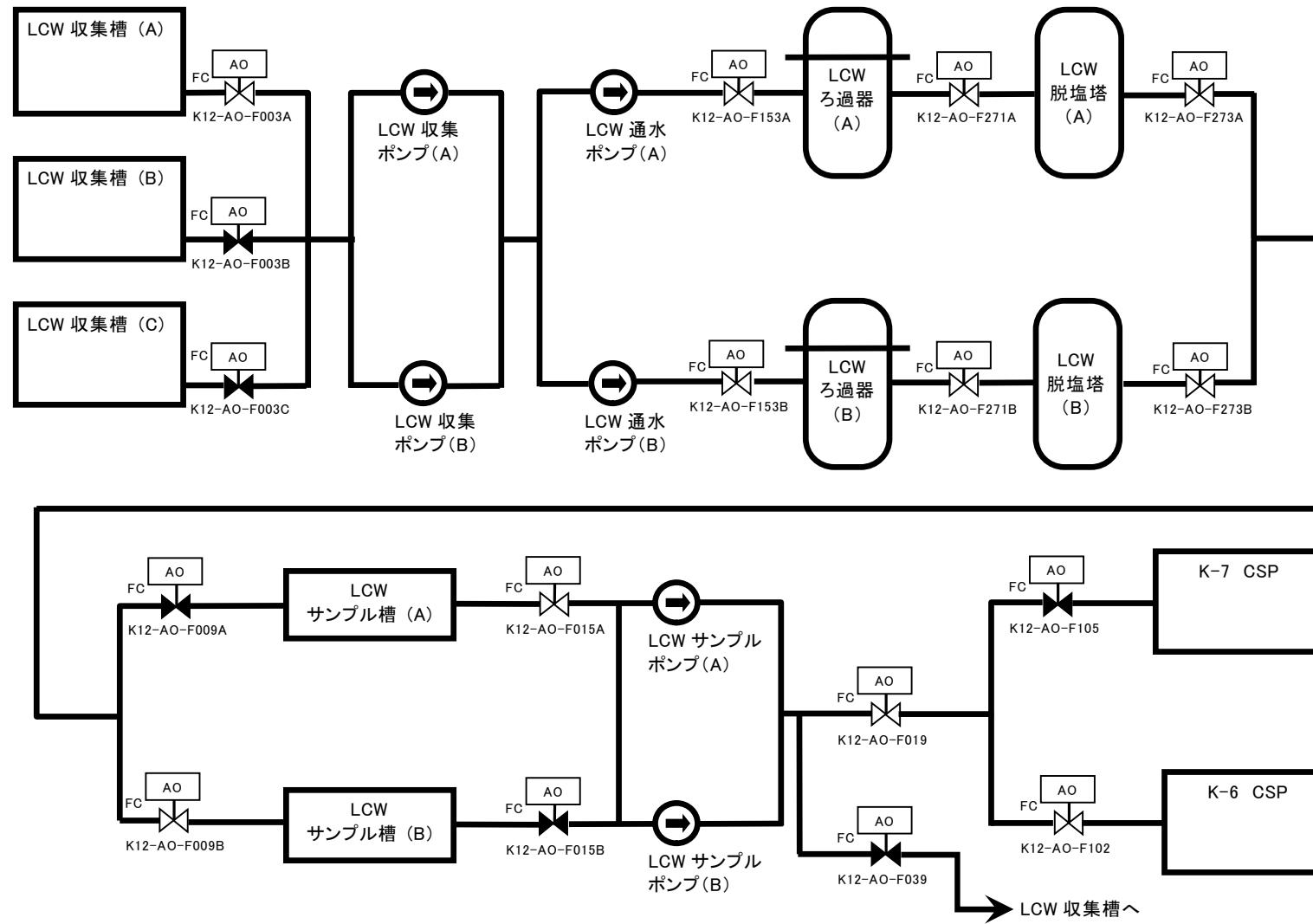
#### ※ 火災の影響で機能喪失のおそれがないもの

金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等は、不燃性材料で構成されている。また、配管、タンク、手動弁、電動弁等（フランジ部等を含む）には内部の液体の漏えいを防止するため不燃性ではないパッキン類が装着されているが、これらは弁、フランジ等の内部に取り付けており、機器外の火災によってシート面が直接加熱されることはない。機器自体が外部からの炎に炙られて加熱されると、パッキンの温度も上昇するが、フランジへの取付けを模擬した耐火試験にて接液したパッキン類のシート面に機能喪失に至るような大幅な温度上昇が生じないことを確認している。仮に、万一、パッキン類が長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配管等の機能が失われることなく、他の機器等への影響もない。

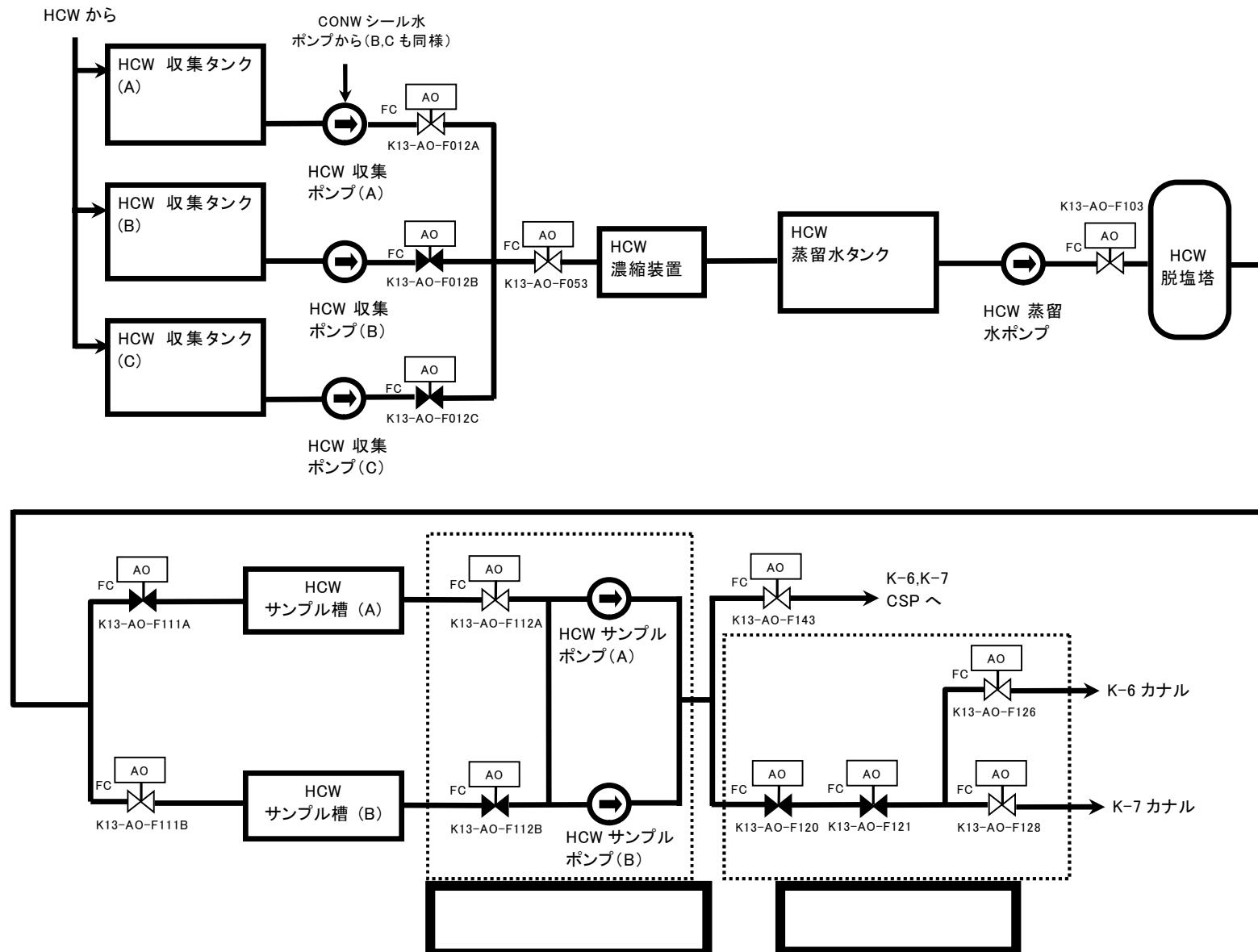
以上より、不燃性材料のうち、金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等で構成されている系統については、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。



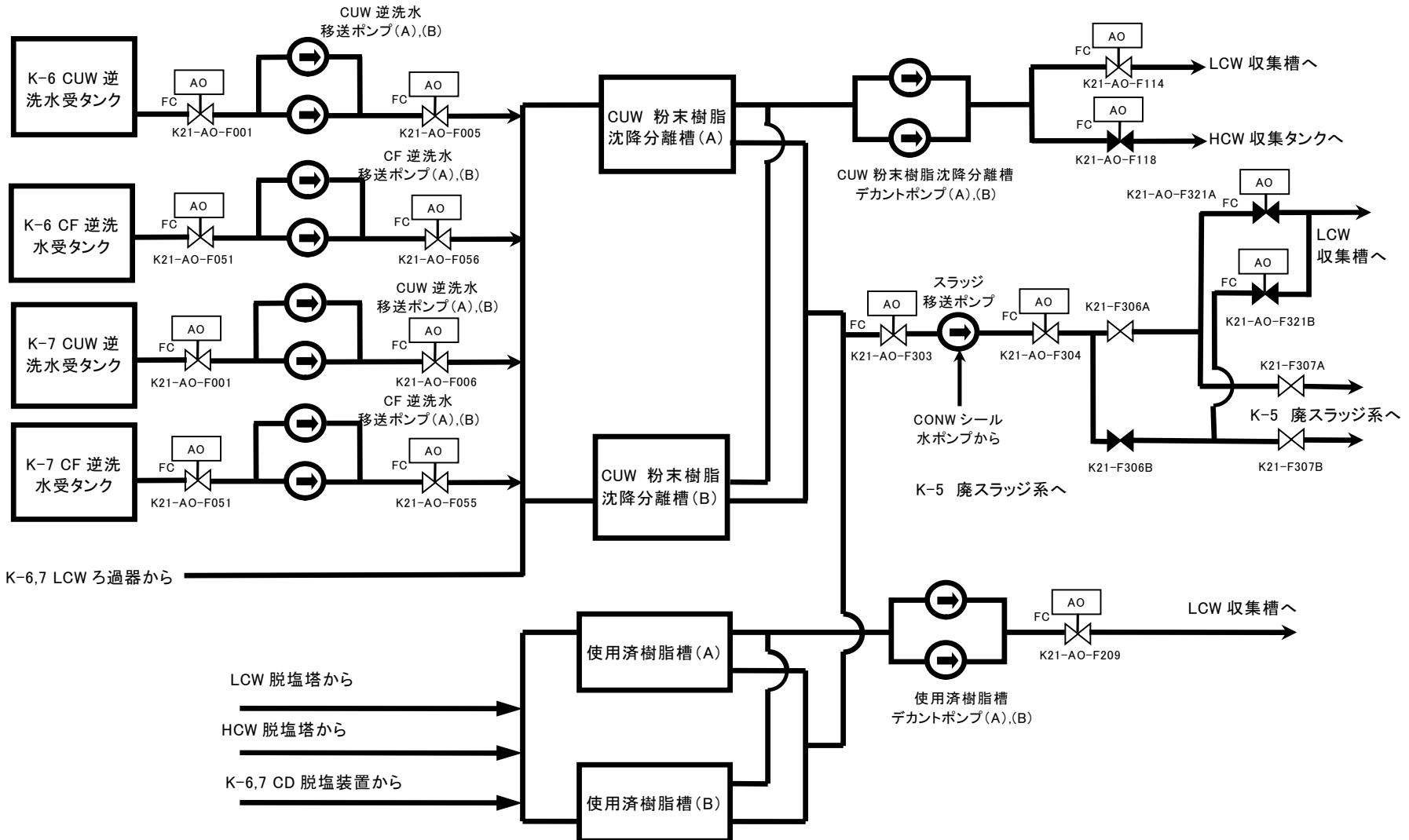
第9-4図：圧力抑制室プール水排水系の系統概略図



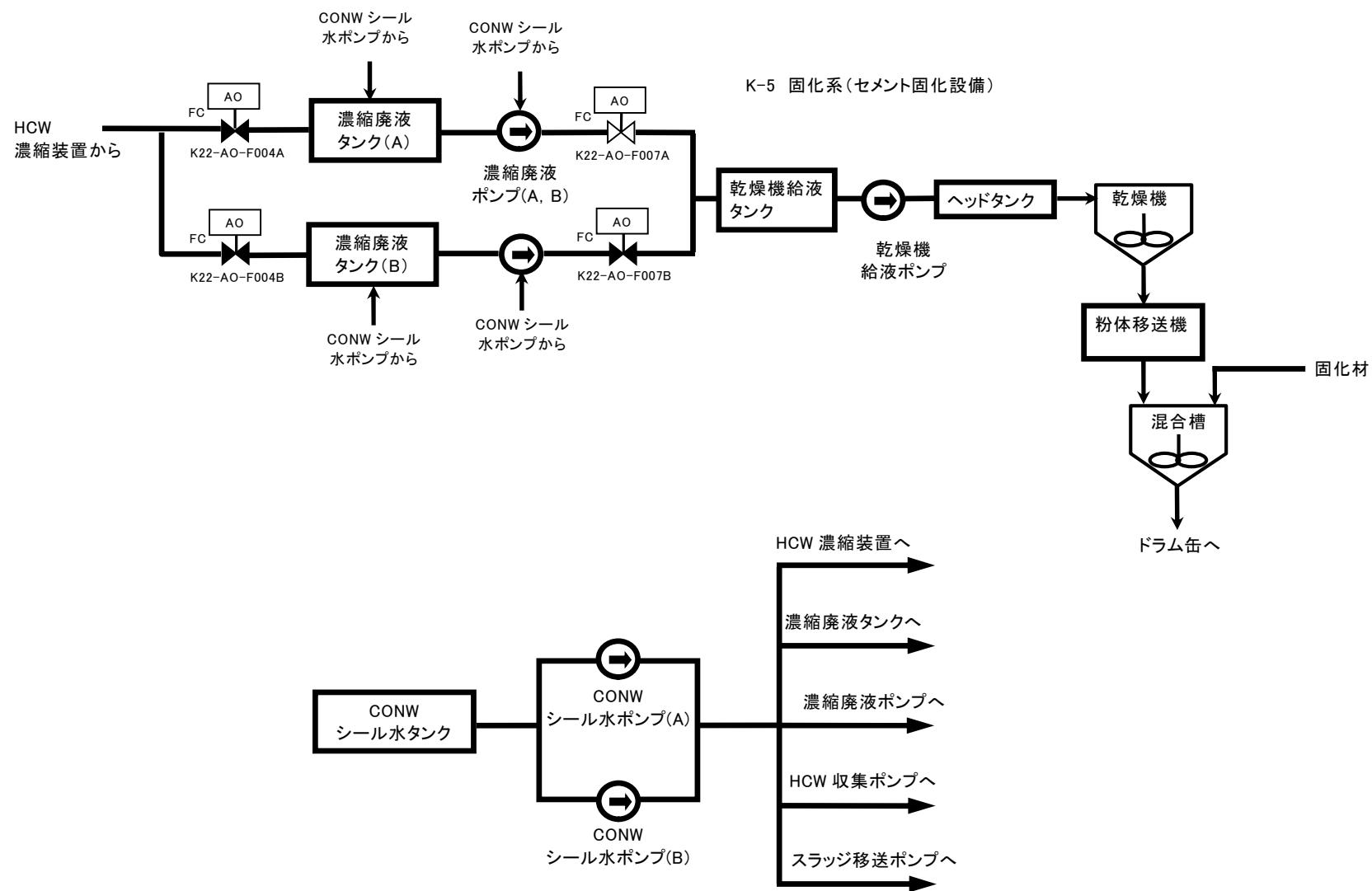
第 9-5 図：液体廃棄物処理系（LCW）系統概略図



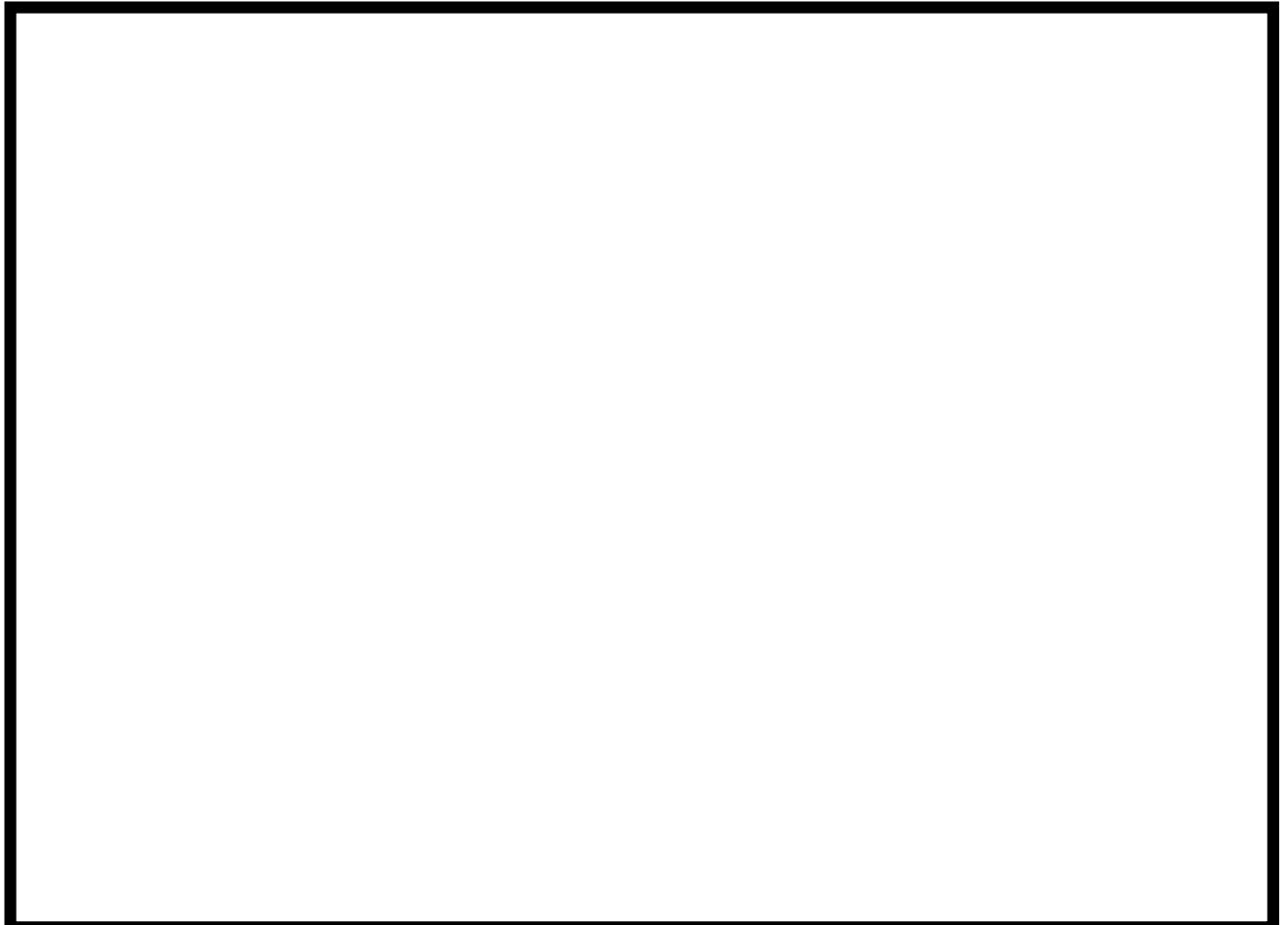
第 9-6 図：液体廃棄物処理系（HCW）系統概略図



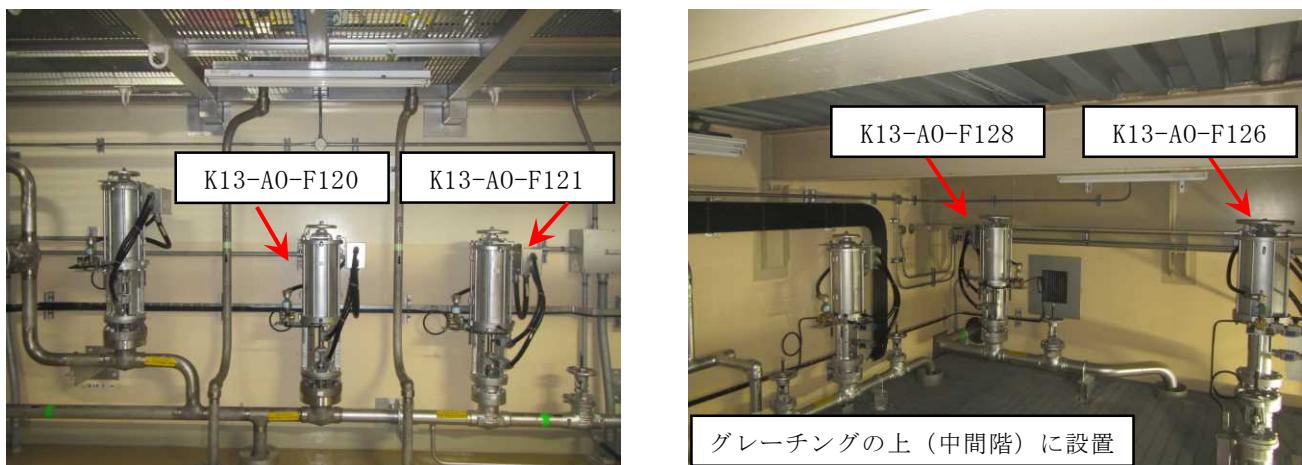
第9-7図：廃スラッジ系系統概略図



第 9-8 図：固化系及び濃縮廃液系系統概略図



第 9-9 図：高電導度放射性廃棄物処理系機器配置



HCW 放出ラインのバルブの配置 (HCW バルブ室)



HCW バルブ室の可燃物の状況 (可燃物なし)

第 9-10 図 : 高電導度放射性廃棄物処理系の弁配置状況

放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）である固体廃棄物貯蔵庫（ドラム缶）は、金属等の不燃性材料で構成される。ドラム缶に収め貯蔵するもののうち雑固体廃棄物については、第9-11図に示すフローチャートに従い分別し、「可燃」、「難燃」については、焼却炉で焼却した後の「不燃」の焼却灰の状態でドラム缶に収納することから、ドラム缶内部での火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質貯蔵等の機能に影響が及ぶおそれはない。

一方、「不燃」には、金属等の不燃性材料をドラム缶に収納する際に収納するポリエチレン製の袋や識別用シールといった可燃物を含むものの、収納物は不燃性材料であること、ドラム缶内には危険物を含まないこと、ポリエチレンの発火点は350°Cより高いこと、固体廃棄物貯蔵庫（ドラム缶）内には高温となる設備がないことから、ドラム缶内部での火災発生は考えにくく、火災によって放射性物質貯蔵等の機能喪失に影響が及ぶおそれはない。

また、固体廃棄物貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、固体廃棄物貯蔵庫を1週間に1回巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。

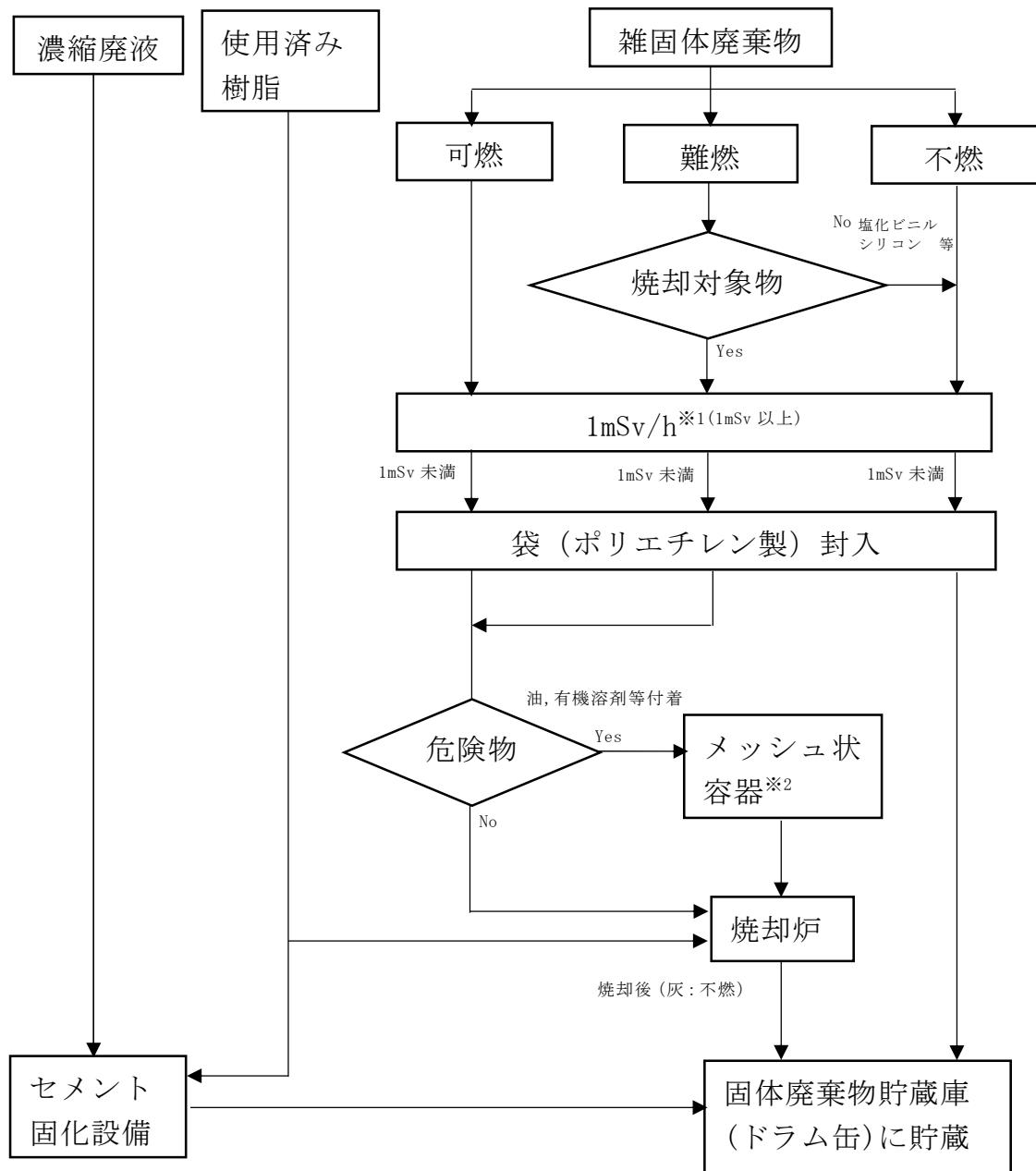
さらに、固体廃棄物貯蔵庫はコンクリートで構築された建屋内に設置されている。

したがって、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。

#### ※ 火災の影響で機能喪失のおそれがないもの

金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等は、不燃性材料で構成されている。また、配管、タンク、手動弁、電動弁等（フランジ部等を含む）には内部の液体の漏えいを防止するため不燃性ではないパッキン類が装着されているが、これらは弁、フランジ等の内部に取り付けており、機器外の火災によってシート面が直接加熱されることはない。機器自体が外部からの炎に炙られて加熱されると、パッキンの温度も上昇するが、フランジへの取付けを模擬した耐火試験にて接液したパッキン類のシート面に機能喪失に至るような大幅な温度上昇が生じないことを確認している。仮に、万一、パッキン類が長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配管等の機能が失われることはなく、ほかの機器等への影響もない。

以上より、不燃性材料のうち、金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等で構成されている系統については、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。



※1 1mSv以上の場合は、遮蔽措置あるいは減衰により、1mSv未満とした後に処置

※2 局所排風機等による換気にて保管エリアにおける可燃性ガスの滞留を防止

第9-11図：固体廃棄物貯蔵庫（ドラム缶）貯蔵へのフローチャート

### 3.3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機器等の特定

3.2. での検討の結果、添付資料2に示すとおり、火災時に「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能」が喪失する系統はない。

ただし、火災時における原子炉建屋の負圧維持の観点から、非常用ガス処理系については「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。また、気体廃棄物処理系設備エリア排気放射線モニタについては、監視機能を有する中央制御室の事故時放射線モニタ盤に対して「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。

#### 4. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災区域設定

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。火災区域については設置された構築物、系統及び機器の重要度に応じて火災の影響軽減対策を行う設計とする。原子炉建屋の負圧維持の観点から、非常用ガス処理系を設置する建屋並びに非常用ガス処理系設置区域に対して、以下の要求事項に従って3時間以上の耐火性能を有する耐火壁で隣接する他の火災区域と分離する設計とし、その他の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の設置区域については、火災によりこれらの機能が喪失することはないが、隣接する他の火災区域と3時間以上の耐火性能を有するコンクリート壁により分離する設計とする。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）

##### 1.2 用語の定義

- (11) 「火災区域」 耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。

##### 2.3 火災の影響軽減

- 2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。
- (3) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離されていること。

## 5. 火災感知設備の設置について

非常用ガス処理系を設置する火災区域に対しては、以下の要求事項に基づく火災感知設備を設置する。また、事故時放射線モニタ盤を設置する中央制御室についても、以下の要求事項に基づく火災感知設備を設置する。設置する火災感知設備については、8条-別添1-資料5に記載のものと同等とする。その他の火災区域については、消防法等に準じて火災感知設備を設置する設計とする。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）

### 2.2 火災の感知、消火

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

#### (1) 火災感知設備

- ① 各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できる場所に設置すること。
- ② 火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の感知器又は同等の機能を有する機器を組合せて設置すること。また、その設置にあたっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講じること。
- ③ 外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。
- ④ 中央制御室等で適切に監視できる設計であること。

## 6. 消火設備の設置について

非常用ガス処理系を設置する火災区域に対しては、以下の要求事項に基づく全域ガス消火設備を設置する。設置する全域ガス消火設備については、8条-別添1-資料6に記載のものと同等とする。

また、事故時放射線モニタ盤を設置する中央制御室については、8条-別添1-資料1に記載のとおり、常駐する運転員によって火災感知器による早期の火災感知及び消火活動が可能であり、火災が拡大する前に消火可能であること、万一、火災によって煙が発生した場合でも建築基準法に準拠した容量の排煙設備によって排煙が可能な設計とすることから、消火活動が困難とならない火災区域として選定し、消火器で消火を行う設計とする。その他の火災区域については、消防法等に準じて消火設備を設ける設計とする。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）

### 2.2 火災の感知、消火

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるよう、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

なお、「2.2.1 (2) 消火設備」の要求事項を添付資料3に示す。

## 添付資料 1

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における  
「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又  
は閉じ込め機能並びに系統の抽出について

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における「重要度分類審査指針」に基づく  
放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに系統の抽出について

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉		
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*
PS-1	その損傷又は故障により発生する事象によって、(a)炉心の著しい損傷又は(b)燃料の大量の破損を引き起こすおそれのある構築物、系統及び機器	1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系（計装等の小口径配管・機器は除く。）	原子炉圧力容器	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				冷却材再循環ポンプ	
				配管、弁	
				隔離弁	
				制御棒駆動機構ハウジング	
				中性子束計装管ハウジング	
		2) 過剰反応度の印加防止機能	制御棒カップリング	制御棒カップリング	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				制御棒駆動機構カップリング	
				制御棒駆動機構ラッチ機構	
		3) 炉心形状の維持機能	炉心支持構造物（炉心シュラウド、シュラウドサポート、上部格子板、炉心支持板、制御棒案内管）燃料集合体（ただし、燃料を除く。）	炉心シュラウド	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				シュラウドサポート	
				上部格子板	
				炉心支持板	
				燃料支持金具	
				制御棒案内管	
				制御棒駆動機構ハウジング	
				燃料集合体（上部タイプレート）	
				燃料集合体（下部タイプレート）	
				燃料集合体（スペーサ）	
			直接関連系（燃料集合体）	チャンネルボックス	

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉			
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器		放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*
MS-1	1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	1)原子炉の緊急停止機能	原子炉停止系の制御棒による系（制御棒及び制御棒駆動系（スクラム機能））	制御棒	—	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				制御棒案内管		
				制御棒駆動機構		
				直接関連系（原子炉停止系の制御棒による系）	水圧制御ユニット（スクラムバー、イロット弁、スクム弁、アクュムレータ、窒素容器、配管、弁）	
		2)未臨界維持機能	原子炉停止系（制御棒による系、ほう酸水注入系）	制御棒		
				制御棒カップリング		
				制御棒駆動機構カップリング		
				直接関連系（原子炉停止系の制御棒による系）	制御棒駆動機構	
				制御棒駆動機構ハウジング		
				ほう酸水注入系（ほう酸水注入ポンプ、注入弁、タンク出口弁、ほう酸水貯蔵タンク、ポンプ吸込配管及び弁、注入配管及び弁）		
		3)原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	逃がし安全弁（安全弁としての開機能）	逃がし安全弁（安全弁開機能）		
		4)原子炉停止後の除熱機能	残留熱を除去する系統（（残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）、原子炉隔離時冷却系、高圧炉心注水系、逃がし安全弁（手動逃がし機能）、自動減圧系（手動逃がし機能））	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）（ポンプ、熱交換器、原子炉停止時冷却モードのルートとなる配管及び弁）		
				直接関連系（原子炉停止時冷却モード）（残留熱除去系）	熱交換器バイパス配管及び弁	
				原子炉隔離時冷却系（ポンプ、サブレッジョン・ブル、ターピン、サブレーション・ブルから注水先までの配管、弁）		

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料 2 に示す。

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉										
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器		放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*							
MS-1	1) 異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	4) 原子炉停止後の除熱機能	直接関連系 (原子炉隔離時冷却系)	タービンへの蒸気供給配管、弁 ポンプ ミニマムフローライン配管、弁 ストレーナ 復水貯蔵槽 復水貯蔵槽出口水源切替弁 ポンプの復水貯蔵槽からの吸込配管、弁 潤滑油冷却器及びその冷却器までの冷却供給配管	直接関連系 (高圧炉心注水系) 高压炉心注水系 (ポンプ、サブレッジョン・プール、配管、弁、注入ヘッダー) ポンプ ミニマムフローライン配管、弁 ストレーナ 復水貯蔵槽 復水貯蔵槽出口水源切替弁 ポンプの復水貯蔵槽からの吸込配管、弁	逃がし安全弁 (手動逃がし機能)	直接関連系 (逃がし安全弁 (手動逃がし機能)) 原子炉圧力容器から逃がし安全弁までの主蒸気配管 駆動用窒素源 (アクチュレータ、アクチュレータから逃がし安全弁までの配管、弁)	直接関連系 (自動減圧系 (手動逃がし機能)) 原子炉圧力容器から逃がし安全弁までの主蒸気配管 駆動用窒素源 (アクチュレータ、アクチュレータから逃がし安全弁までの配管、弁)	逃がし安全弁 (手動逃がし機能)	直接関連系 (高圧炉心注水系) 高压炉心注水系 (ポンプ、サブレッジョン・プール、配管、弁、注入ヘッダー) ポンプ ミニマムフローライン配管、弁 ストレーナ 復水貯蔵槽 復水貯蔵槽出口水源切替弁 ポンプの復水貯蔵槽からの吸込配管、弁	直接関連系 (原子炉隔離時冷却系)	タービンへの蒸気供給配管、弁 ポンプ ミニマムフローライン配管、弁 ストレーナ 復水貯蔵槽 復水貯蔵槽出口水源切替弁 ポンプの復水貯蔵槽からの吸込配管、弁 潤滑油冷却器及びその冷却器までの冷却供給配管	火災による機能影響*

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料 2 に示す。

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉												
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*										
MS-1	1) 異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	5) 炉心冷却機能	<p>非常用炉心冷却系（低圧注水系、原子炉隔離時冷却系、高压炉心注水系、自動減圧系）</p> <table border="1"> <tr> <td>直接関連系（残留熱除去系（低圧注水モード））</td> <td>ボンブ、ミニマムフローラインの配管、弁 ストレーナ</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>ボンブ、ミニマムフローラインの配管、弁 ストレーナ</td> </tr> <tr> <td>直接関連系（原子炉隔離時冷却系）</td> <td>タービンへの蒸気供給配管、弁 ボンブ、ミニマムフローライン配管、弁 ストレーナ 復水貯蔵槽 復水貯蔵槽出口水源切替弁 ボンブの復水貯蔵槽からの吸込配管、弁 潤滑油冷却器及びその冷却器までの冷却水供給配管</td> </tr> <tr> <td>直接関連系（高压炉心注水系）</td> <td>ストレーナ ボンブ、ミニマムフローライン配管、弁 復水貯蔵槽 復水貯蔵槽出口水源切替弁 ボンブの復水貯蔵槽からの吸込配管、弁 自動減圧系（逃がし安全弁）</td> </tr> <tr> <td>直接関連系（自動減圧系（逃がし安全弁））</td> <td>原子炉圧力容器から逃がし安全弁までの主蒸気配管 駆動用窒素源（アクチュエータ、アクチュエータから逃がし安全弁までの配管、弁）</td> </tr> </table>	直接関連系（残留熱除去系（低圧注水モード））	ボンブ、ミニマムフローラインの配管、弁 ストレーナ	原子炉隔離時冷却系	ボンブ、ミニマムフローラインの配管、弁 ストレーナ	直接関連系（原子炉隔離時冷却系）	タービンへの蒸気供給配管、弁 ボンブ、ミニマムフローライン配管、弁 ストレーナ 復水貯蔵槽 復水貯蔵槽出口水源切替弁 ボンブの復水貯蔵槽からの吸込配管、弁 潤滑油冷却器及びその冷却器までの冷却水供給配管	直接関連系（高压炉心注水系）	ストレーナ ボンブ、ミニマムフローライン配管、弁 復水貯蔵槽 復水貯蔵槽出口水源切替弁 ボンブの復水貯蔵槽からの吸込配管、弁 自動減圧系（逃がし安全弁）	直接関連系（自動減圧系（逃がし安全弁））	原子炉圧力容器から逃がし安全弁までの主蒸気配管 駆動用窒素源（アクチュエータ、アクチュエータから逃がし安全弁までの配管、弁）	—	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
直接関連系（残留熱除去系（低圧注水モード））	ボンブ、ミニマムフローラインの配管、弁 ストレーナ														
原子炉隔離時冷却系	ボンブ、ミニマムフローラインの配管、弁 ストレーナ														
直接関連系（原子炉隔離時冷却系）	タービンへの蒸気供給配管、弁 ボンブ、ミニマムフローライン配管、弁 ストレーナ 復水貯蔵槽 復水貯蔵槽出口水源切替弁 ボンブの復水貯蔵槽からの吸込配管、弁 潤滑油冷却器及びその冷却器までの冷却水供給配管														
直接関連系（高压炉心注水系）	ストレーナ ボンブ、ミニマムフローライン配管、弁 復水貯蔵槽 復水貯蔵槽出口水源切替弁 ボンブの復水貯蔵槽からの吸込配管、弁 自動減圧系（逃がし安全弁）														
直接関連系（自動減圧系（逃がし安全弁））	原子炉圧力容器から逃がし安全弁までの主蒸気配管 駆動用窒素源（アクチュエータ、アクチュエータから逃がし安全弁までの配管、弁）														

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉																											
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*																									
MS-1	1) 異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	6) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能	<p>原子炉格納容器（格納容器本体、貫通部、所員用エアロック、機器搬入ハッチ、座部鉄筋コンクリートマット）</p> <table border="1"> <tr><td>直接関連系 (原子炉格納容器)</td><td>ダイヤフラムフロア ベント管 スプレイ管 ベント管付真空破壊弁 逃がし安全弁排気管のクランチ</td></tr> <tr><td colspan="2">原子炉建屋原子炉区域</td></tr> <tr><td>直接関連系 (原子炉建屋原子炉区域)</td><td>原子炉建屋常用換気空調系隔離弁</td></tr> <tr><td colspan="2">原子炉格納容器隔離弁及び格納容器バウンダリ配管</td></tr> <tr><td>直接関連系 (原子炉格納容器隔離弁及び格納容器バウンダリ配管)</td><td>主蒸気隔離弁駆動用空気又は窒素源 (アクチュエータ、アクチュエータから主蒸気隔離弁までの配管、弁)</td></tr> <tr><td colspan="2">主蒸気流量制限器</td></tr> <tr><td colspan="2">残留熱除去系（原子炉格納容器スプレイ冷却モード）（ポンプ、熱交換器、ガーラッシュ・ホール、ガーラッシュ・ホールからスプレイ先（トライウェル及びガーラッシュ・チャンバ気相部）までの配管、弁、スプレイヘッド（トライウェル及びガーラッシュ・ホール））</td></tr> <tr><td>直接関連系 (残留熱除去系（原子炉格納容器スプレイ冷却モード）)</td><td>ポンプ ミニマムフローラインの配管、弁 ストレーナ</td></tr> <tr><td colspan="2">非常用ガス処理系（乾燥装置、排風機、フィル装置、原子炉建屋原子炉区域吸込口から主排気筒頂部までの配管、弁）</td></tr> <tr><td>直接関連系 (非常用ガス処理系)</td><td>乾燥装置（乾燥機能部分） 主排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能）</td></tr> <tr><td colspan="2">可燃性ガス濃度制御系（再結合装置、原子炉格納容器から再結合装置までの配管、弁、再結合装置から原子炉格納容器までの配管、弁）</td></tr> <tr><td>直接関連系 (可燃性ガス濃度制御系)</td><td>残留熱除去系（再結合装置への冷却水供給を司る部分）</td></tr> <tr><td colspan="2">遮蔽設備（原子炉遮蔽壁、一次遮蔽壁、二次遮蔽壁）</td></tr> </table>	直接関連系 (原子炉格納容器)	ダイヤフラムフロア ベント管 スプレイ管 ベント管付真空破壊弁 逃がし安全弁排気管のクランチ	原子炉建屋原子炉区域		直接関連系 (原子炉建屋原子炉区域)	原子炉建屋常用換気空調系隔離弁	原子炉格納容器隔離弁及び格納容器バウンダリ配管		直接関連系 (原子炉格納容器隔離弁及び格納容器バウンダリ配管)	主蒸気隔離弁駆動用空気又は窒素源 (アクチュエータ、アクチュエータから主蒸気隔離弁までの配管、弁)	主蒸気流量制限器		残留熱除去系（原子炉格納容器スプレイ冷却モード）（ポンプ、熱交換器、ガーラッシュ・ホール、ガーラッシュ・ホールからスプレイ先（トライウェル及びガーラッシュ・チャンバ気相部）までの配管、弁、スプレイヘッド（トライウェル及びガーラッシュ・ホール））		直接関連系 (残留熱除去系（原子炉格納容器スプレイ冷却モード）)	ポンプ ミニマムフローラインの配管、弁 ストレーナ	非常用ガス処理系（乾燥装置、排風機、フィル装置、原子炉建屋原子炉区域吸込口から主排気筒頂部までの配管、弁）		直接関連系 (非常用ガス処理系)	乾燥装置（乾燥機能部分） 主排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能）	可燃性ガス濃度制御系（再結合装置、原子炉格納容器から再結合装置までの配管、弁、再結合装置から原子炉格納容器までの配管、弁）		直接関連系 (可燃性ガス濃度制御系)	残留熱除去系（再結合装置への冷却水供給を司る部分）	遮蔽設備（原子炉遮蔽壁、一次遮蔽壁、二次遮蔽壁）		<p>(原子炉格納容器及び原子炉建屋はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する建築物・構造物であること、一次系配管、主蒸気管等は金属等の不燃性材料で構成されており火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>また、火災により想定される事象（8条-別添1-資料10の8.に記載）が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはないことから、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ冷却系、非常用ガス処理系及び可燃性ガス濃度制御系は火災発生時には要求されない)</p> <p>○</p> <p>(常用ガス処理系は、原子炉区域・タービン区域送排風機とともに、原子炉建屋を負圧にする機能を有しており、火災発生時に原子炉建屋の換気空調設備が機能喪失した場合でも常用ガス処理系が使用可能であれば原子炉建屋を負圧維持することができる。このため、原子炉建屋の負圧を維持する観点から、火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び火災の影響軽減対策を実施する)</p> <p>○</p> <p>(原子炉格納容器及び原子炉建屋はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する建築物・構造物であること、一次系配管、主蒸気管等は金属等の不燃性材料で構成されており火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能に影響が及ぶおそれはない。</p> <p>また、火災により想定される事象（8条-別添1-資料10の8.に記載）が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはないことから、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ冷却系、非常用ガス処理系及び可燃性ガス濃度制御系は火災発生時には要求されない)</p>
直接関連系 (原子炉格納容器)	ダイヤフラムフロア ベント管 スプレイ管 ベント管付真空破壊弁 逃がし安全弁排気管のクランチ																													
原子炉建屋原子炉区域																														
直接関連系 (原子炉建屋原子炉区域)	原子炉建屋常用換気空調系隔離弁																													
原子炉格納容器隔離弁及び格納容器バウンダリ配管																														
直接関連系 (原子炉格納容器隔離弁及び格納容器バウンダリ配管)	主蒸気隔離弁駆動用空気又は窒素源 (アクチュエータ、アクチュエータから主蒸気隔離弁までの配管、弁)																													
主蒸気流量制限器																														
残留熱除去系（原子炉格納容器スプレイ冷却モード）（ポンプ、熱交換器、ガーラッシュ・ホール、ガーラッシュ・ホールからスプレイ先（トライウェル及びガーラッシュ・チャンバ気相部）までの配管、弁、スプレイヘッド（トライウェル及びガーラッシュ・ホール））																														
直接関連系 (残留熱除去系（原子炉格納容器スプレイ冷却モード）)	ポンプ ミニマムフローラインの配管、弁 ストレーナ																													
非常用ガス処理系（乾燥装置、排風機、フィル装置、原子炉建屋原子炉区域吸込口から主排気筒頂部までの配管、弁）																														
直接関連系 (非常用ガス処理系)	乾燥装置（乾燥機能部分） 主排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能）																													
可燃性ガス濃度制御系（再結合装置、原子炉格納容器から再結合装置までの配管、弁、再結合装置から原子炉格納容器までの配管、弁）																														
直接関連系 (可燃性ガス濃度制御系)	残留熱除去系（再結合装置への冷却水供給を司る部分）																													
遮蔽設備（原子炉遮蔽壁、一次遮蔽壁、二次遮蔽壁）																														

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉		
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*
		1) 工学的安全施設及び原子炉停止系の作動信号の発生機能	安全保護系	原子炉緊急停止の安全保護回路 ・非常用炉心冷却系作動の安全保護回路 ・主蒸気隔離の安全保護回路 ・原子炉格納容器隔離の安全保護回路 ・非常用ガス処理系作動の安全保護回路	—  (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
MS-1	2) 安全上必須なその他の構築物、系統及び機器  2) 安全上特に重要な関連機能			非常用交流電源系（非常用ディーゼル発電機、発電機から非常用負荷までの配電設備及び電路）  直接関連系（非常用交流電源系） 燃料系（軽油タンク～機関） 始動用空気系（空気だめ～機関） 吸気系 冷却水系  中央制御室  中央制御室遮蔽  中央制御室換気空調系（放射線防護機能及び有毒ガス防護機能）（非常用再循環送風機、非常用再循環フィル装置、空調ユニット、送風機、排風機、ダクト及びダンバ）  原子炉補機冷却水系（ポンプ、熱交換器、非常用系負荷冷却ライン配管、弁） 直接関連系（原子炉補機冷却水系） サージタンク  原子炉補機冷却海水系（ポンプ、配管、弁、ストレーナ（MS-1関連））  直接関連系（原子炉補機冷却海水系） ストレーナ（異物除去機能を司る部分） 非常用取水設備  非常用直流電源系（蓄電池（非常用）、蓄電池（非常用）から非常用負荷までの配電設備及び電路）  計測制御用電源設備（電源装置から非常用計測制御装置までの配電設備及び電路）	—  (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉			
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*	
PS-2	1)その損傷又は故障により発生する事象によって、炉心の著しい損傷又は燃料の大量の破損を直ちに引き起こすおそれはないが、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構築物、系統及び機器  2)通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に作動を要求されるものであって、その故障により炉心冷却が損なわれる可能性の高い構築物、系統及び機器	1)原子炉冷却材を内蔵する機能（ただし、原子炉冷却材圧力バウンダリから除外されている計装等の小口径のもの及びバウンダリに直接接続されていないものは除く。）  2)原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	主蒸気系、原子炉冷却材浄化系（原子炉冷却材圧力バウンダリから外れる部分）  主蒸気系  原子炉隔離時冷却系ターピン蒸気供給ライン（原子炉冷却材圧力バウンダリから外れる部分であって外側隔離弁下流からターピン止め弁まで）  放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの）、使用済燃料プール（使用済燃料貯蔵ラックを含む）  使用済燃料プール（使用済燃料貯蔵ラックを含む）  新燃料貯蔵庫（臨界を防止する機能）（減速材流入防止堰又は新燃料貯蔵ラック）	—  ○	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)  (気体廃棄物処理系のうち、配管、手動弁、排ガス予熱器、排ガス再結合器、排ガス復水器、除熱冷却器、活性炭式希ガスホールドアップ塔、希ガスフィルタは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。 また、6号炉における排ガス抽出器、排ガスプロワ側の空気作動弁、及び7号炉における排ガス真空ポンプ吸込側の空気作動弁はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。一方、当該弁が誤動作した場合であっても、上流側に設置された活性炭式ホールドアップ塔によって放射性物質が除去されることから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。それ以外の空気作動弁、電動弁については、火災による弁駆動部の機能喪失によって当該弁が開閉動作をしても、弁本体は金属等の不燃性材料で構成されており、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない)	
		3)燃料を安全に取り扱う機能	燃料取扱設備	燃料交換機  原子炉建屋クレーン  直接関連系（燃料取扱設備） 原子炉ウェル	—  ○	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)  (使用済燃料プール（使用済燃料ラックを含む）、新燃料貯蔵庫はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する構造物であること、また、サプレッション・チャンバ・プール水排水系のうち、配管、手動弁、サプレッション・チャンバ・プール水サイジタンクは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない)
MS-2	1)PS-2の構築物、系統及び機器の損傷又は故障により敷地周辺公衆に与える放射線の影響を十分小さくするようにする構築物、系統及び機器	1)使用済燃料プール水の補給機能	非常用補給水系	残留熱除去系（使用済燃料プール水の補給）（ポンプ、サプレッション・プール、サプレッション・プールから使用済燃料プールまでの配管、弁）  直接関連系（残留熱除去系（使用済燃料プール水の補給）） ポンプミニマムフローラインの配管、弁  ストレーナ	—  ○	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)  (火災によって残留熱除去系が機能喪失しても、使用済燃料プールの水位が遮へい水位まで低下するまでに時間的余裕があり、その間に電動弁の手動操作等により機能を復旧ができることから、火災によって燃料プール水の補給機能に影響が及ぶおそれはない)

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉		
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*
MS-2	1) PS-2の構築物、系統及び機器の損傷又は故障により敷地周辺公衆に与える放射線の影響を十分小さくするようにする構築物、系統及び機器  2) 放射性物質放出の防止機能	気体廃棄物処理系の隔離弁、主排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能以外）  燃料集合体落下事故時放射能放出を低減する系	気体廃棄物処理系（OG系）隔離弁	○	(放射性気体廃棄物処理系（OG系）隔離弁はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。万一、当該弁が誤動作した場合であっても、上流側に設置された活性炭式ホールドアップ塔によって放射性物質が除去されることから、火災によって放射性物質が放出されるおそれはない。 また、排気筒は金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質放出の防止機能に影響が及ぶおそれはない)
			主排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能以外の部分）		
			燃料プール冷却浄化系の燃料プール入口逆止弁		
			原子炉建屋原子炉区域	○	
			直接関連系 (原子炉建屋原子炉区域 原子炉建屋常用換気空調系隔離弁)		(燃料集合体の落下事故は、燃料集合体移動時は燃料取替機に燃料集合体を機械的にラッチさせて吊り上げること、ラッチ部は不燃性材料で構成され火災による影響は受けないことから、火災により燃料集合体の落下事故は発生しない。よって、使用済燃料の落下事故時に要求される機能については、火災発生時には要求されない)
			非常用ガス処理系		
			直接関連系 (非常用ガス処理系) 乾燥装置（乾燥機能部分） 主排気筒（非常用ガス処理系排気管の支持機能）		
			・中性子束（起動領域モニタ） ・原子炉スクラム用電磁接触器の状態 ・制御棒位置 ・原子炉水位（広帯域、燃料域） ・原子炉圧力 ・原子炉格納容器圧力 ・サブレッシュン・プール水温度 ・原子炉格納容器エリア放射線量率	—	
			「低温停止への移行」 ・原子炉圧力 ・原子炉水位（広帯域） 【サブレッシュン・プール冷却】 ・原子炉水位（広帯域、燃料域） ・サブレッシュン・プール水温度		
			【ドライウェルズプレイ】 ・原子炉水位（広帯域、燃料域） ・原子炉格納容器圧力 【可燃性ガス濃度制御系起動】 ・原子炉格納容器水素濃度 ・原子炉格納容器酸素濃度		
			1) 事故時のプラント状態の把握機能		(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
			事故時監視計器の一部		
PS-3	2) 異常状態への対応上特に重要な構築物、系統及び機器	BWRには対象機能なし。 制御室外からの安全停止機能	2) 異常状態の緩和機能	—	—
			3) 制御室外からの安全停止機能	中央制御室外原子炉停止装置（安全停止に関連するもの）の操作回路	—
			1) 異常状態の起因事象となるものであってPS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器	計装配管、弁 試料採取系配管、弁 ドレン配管、弁 ペント配管、弁	—
			1) 原子炉冷却材保持機能 (PS-1, 2以外のもの)		(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉			
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*	
PS-3	1) 異常状態の起因事象となるものであってPS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器	2) 原子炉冷却材の循環機能 3) 放射性物質の貯蔵機能 4) 電源供給機能（非常用を除く）	冷却材再循環系 放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）注 液体廃棄物処理系 注）現状では、液体及び固体の放射性廃棄物処理系が考えられる。 タービン、発電機及びその励磁装置、復水系（復水器を含む）給水系、循環水系、送電線、変圧器、開閉所	冷却材再循環ポンプ 圧力抑制室プール水排水系（圧力抑制室プール水サーバンク） 復水貯蔵槽 液体廃棄物処理系（低電導度廃液系、高電導度廃液系） 固体廃棄物処理系（原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽、使用済樹脂槽、濃縮廃液タンク、固体廃棄物処理系固化装置、固体廃棄物処理建屋、固体廃棄物貯蔵庫） 焼却炉建屋 新燃料貯蔵庫 新燃料貯蔵ラック 使用済燃料輸送容器保管建屋 発電機及びその励磁装置（発電機、励磁機） 直接関連系（発電機及び励磁装置） 蒸気タービン（主タービン、主要弁、配管） 直接関連系（蒸気タービン） 復水系（復水器を含む）（復水器、復水泵、配管／弁） 直接関連系（復水系（復水器含む）） 給水系（電動駆動給水ポンプ、タービン駆動給水ポンプ、給水加熱器、配管／弁） 直接関連系（給水系） 循環水系（循環水泵、配管／弁） 直接関連系（循環水系） 取水設備（屋外トレンチを含む）	— ○	— — （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能）  — （圧力抑制室プール水排水系、液体廃棄物処理系の各機器は、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない。また、各空気作動弁はフェイイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。万一、空気作動弁が誤動作した場合であっても、移送先が復水貯蔵槽若しくはHCW収集タンクであることから放射性物質が放出されることはなく、放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。 固体廃棄物処理系、復水貯蔵槽、新燃料貯蔵庫、焼却炉建屋、使用済燃料輸送容器保管建屋については、コンクリート・金属等の不燃性材料で構成する構造物であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない） — （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能）

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料 2 に示す。

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉		
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*
PS-3 1) 異常状態の起因事象となるものであってPS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器	4) 電源供給機能（非常用を除く）	タービン、 発電機及びその励磁装置、 復水系（復水器を含む） 給水系、 循環水系、 送電線、 変圧器、 開閉所	常用所内電源系（発電機又は外部電源系から所内負荷までの配電設備及び電路（MS-1関連以外）、蓄電池（常用）、蓄電池（常用）から常用負荷までの配電設備及び電路（MS-1関連以外）、計測制御用電源設備（電源装置から常用計測制御装置までの配電設備及び電路（MS-1関連以外）））	—	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
			500kV送電線及び154kV送電線		
			変圧器（所内変圧器、起動用開閉所変圧器、起動変圧器、予備電源変圧器、工事用変圧器、共通用高压母線、共通用低压母線）		
			直接開連系（変圧器） 油劣化防止装置 冷却装置		
			開閉所（母線、遮断器、断路器、電路）		
			原子炉制御系、 運転監視補助装置（制御棒価値ミニマイザ）、原子炉核計装系の一部、原子炉プラントプロセス計装の一部		
	5) プラント計測・制御機能（安全保護機能を除く）	所内ボイラ設備、計装用圧縮空気系	・原子炉制御系（制御棒価値ミニマイザを含む） ・原子炉核計装系の一部 ・原子炉プラントプロセス計装の一部	—	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
			所内ボイラ設備（所内ボイラ、給水タンク、給水ポンプ、配管／弁）		
			直接開連系（所内ボイラ設備） 所内ボイラ用変圧器から所内ボイラ給電部までの配電設備及び電路		
			所内蒸気系及び戻り系（ポンプ、配管／弁）		
			計装用圧縮空気設備（空気圧縮機、中間冷却器、配管、弁）		
			直接開連系（計装用圧縮空気設備） 後部冷却器 気水分離器 空気貯槽		
	6) プラント運転補助機能	原子炉補機冷却水系（MS-1）関連以外（配管／弁）	原子炉補機冷却水系（MS-1）関連以外（配管／弁）	—	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
			タービン補機冷却水系（タービン補機冷却ポンプ、熱交換器、配管／弁）		
			直接開連系（タービン補機冷却水系） サージタンク		

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉		
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*
PS-3	1) 異常状態の起因事象となるものであってPS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器	6) プラント運転補助機能	所内ボイラ設備、計装用圧縮空気系	タービン補機冷却海水系（タービン補機冷却海水ポンプ、配管／弁、ストレーナ）	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				復水補給水系（復水移送ポンプ、配管／弁）	
				直接関連系（復水補給水系）　復水貯蔵槽	
	2) 原子炉冷却材中の放射性物質濃度を通常運転に支障のない程度に低く抑える構築物系統及び機器	1) 核分裂生成物の原子炉冷却材中の放散防止機能	燃料被覆管	燃料被覆管	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				上部端栓、下部端栓	
				タイロッド	
MS-3	1) 運転時の異常な過渡変化があつても、MS-1, MS-2とあいまつて、事象を緩和する構築物、系統及び機器	2) 原子炉冷却材の浄化機能	原子炉冷却材浄化系、復水浄化系	原子炉冷却材浄化系（再生熱交換器、非再生熱交換器、ポンプ、ろ過脱塩装置、配管、弁）	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				復水浄化系（復水ろ過装置、復水脱塩装置、配管、弁）	
				逃がし安全弁（逃がし弁機能）	
	2) 出力上昇の抑制機能	3) 原子炉冷却材の補給機能	1) 原子炉圧力の上昇の緩和機能	原子炉圧力容器から逃がし安全弁までの主蒸気配管	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				直接関連系（逃がし安全弁（逃がし弁機能））	
				駆動用窒素源（アキュムレータ、アキュムレータから逃がし安全弁までの配管、弁）	
			タービンバイパス弁	タービンバイパス弁	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				直接関連系（タービンバイパス弁）	
			制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系	原子炉圧力容器からタービンバイパス弁までの主蒸気配管	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				駆動用油圧源（アキュムレータ、アキュムレータからタービンバイパス弁までの配管、弁）	
				・冷却材再循環流量制御系（ポンプトリップ機能） ・制御棒引抜阻止機能 ・選択制御棒挿入機構	
			制御棒駆動水圧系、原子炉隔離時冷却系	制御棒駆動水圧系（ポンプ、復水貯蔵槽、復水貯蔵槽から制御棒駆動機構までの配管及び弁）	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				直接関連系（制御棒駆動水圧系）	
				ポンプサクションフィルタ ポンプミニマムフローライン配管、弁	

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

重要度分類指針			柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉			
分類	定義	機能	構築物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響*	
MS-3	1) 運転時の異常な過渡変化があっても、MS-1, MS-2とあいまって、事象を緩和する構築物、系統及び機器	3) 原子炉冷却材の補給機能  4) 原子炉冷却材の再循環流量低下の緩和機能  5) タービントリップ	原子炉冷却材の補給機能  原子炉冷却材再循環ポンプMGセット  BWRには対象機能なし	原子炉隔離時冷却系（ポンプ、タービン、復水貯蔵槽、復水貯蔵槽から注入先までの配管、弁）  直接関連系（原子炉隔離時冷却系） タービンへの蒸気供給配管、弁 ポンプミニマムフローライン配管、弁 潤滑油冷却器及びその冷却器までの冷却水供給配管	—  —  —	—  (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				原子炉冷却材再循環ポンプMGセット	—	—  (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
				—	—	—
MS-3	2) 異常状態への対応上必要な構築物、系統及び機器	1) 緊急時対策上重要なものの及び異常状態の把握機能  原子力発電所緊急時対策所、試料採取系、通信連絡設備、放射線監視設備、事故時監視計器の一部、消火系、安全避難通路、非常用照明	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所  直接関連系（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所） 情報収集設備 通信連絡設備 資料及び器材 遮蔽設備  試料採取系（異常時に必要な下記の機能を有するもの、原子炉冷却材放射性物質濃度サンプリング分析及び原子炉格納容器雰囲気放射性物質濃度サンプリング分析機能を有する範囲）  通信連絡設備（1つの専用回路を含む複数の回路を有する通信連絡設備）  放射線監視設備  事故時監視計器の一部 津波監視カメラ 消火系（水消火設備、泡消火設備） 消火系（二酸化炭素消火設備、等）  直接関連系（消火系） 圧力調整用消火ポンプ、電動駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水タンク 火災検出装置（受信機含む） 防火扉、防火ダンパー、耐火壁、隔壁（消火設備の機能を維持・担保するために必要なもの） 安全避難通路 直接関連系（安全避難通路） 非常用照明	—  —  —  —  —  —  —  —	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)  一部○ (気体廃棄物処理系設備エリア排気放射線モニタについて は、設計基準事故時に中央制御室の事故時放射線モニタ盤 で監視する設計としていることから、重要性を踏まえ火災 防護対象機器及び火災防護対象ケーブルとして選定する。)  —  (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)	

\*各系統から抽出された機器に対して、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料 2 に示す。

## 添付資料 2

柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における  
放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成  
するための機器リスト

## 添付資料 2

### 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための機器リスト

柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号炉

※以下の対策を実施する設計とする。

①火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策

②消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策

系統又は設備番号	系統又は設備名称	機種	機能	対策	備考
■	気体廃棄物処理系	配管、排ガス予熱器、排ガス再結合器、排ガス復水器、除湿冷却器、活性炭式希ガスホールドアップ塔、排ガスフィルタ	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	②	当該の系統の各機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
		空気作動弁		②	当該弁はフェイル・クローズ設計であり、自動的に閉止する。また、万一の誤動作を想定した場合であっても上流側に設置された活性炭式ホールドアップ塔によって放射性物質が除去されることから、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
		気体廃棄物処理設備エリア排気モニタ		②	設計基準事故時の異常状態監視に必要であることから、設備の重要度に応じた火災防護対策を行う。隣接した検出器を耐火壁により分離することにより、単一火災で同時に機能喪失しないよう設計し、消防法等に準じて火災感知及び消火器を設置する設計とする。
	使用済燃料プール	使用済燃料プール(使用済燃料貯蔵ラックを含む)		②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫		②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	サプレッション・チェンバ・プール水排水系	配管、サプレッション・チェンバ・プール水サージタンク	放射性物質の貯蔵機能	②	当該の系統の各機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
		空気作動弁		②	当該弁が火災影響を受け機能喪失した場合でも下流に隔離弁があり二重化されていることから、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	復水貯蔵槽	容器		②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	液体廃棄物処理系(LCW)	配管、收集槽、ろ過器、サンブル槽		②	当該の系統の各機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	液体廃棄物処理系(LCW)	空気作動弁		②	当該弁はフェイル・クローズ設計であり、自動的に閉止する。また、万一の誤動作を想定した場合であっても、移送先が6号又は7号炉の復水貯蔵槽若しくはHCW収集タンクであることから、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	液体廃棄物処理系(HCW)	配管、タンク、サンブル槽、濃縮装置、脱塩塔		②	当該の系統の各機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	液体廃棄物処理系(HCW)	空気作動弁		②	当該弁はフェイル・クローズ設計であり、自動的に閉止する。また、万一の誤動作を想定した場合であっても、カナル放出ラインに3個の空気作動弁を直列に設置しており、単一の誤動作では放射性物質が放出されない設計としていることから、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	固体廃棄物処理系	固体廃棄物貯蔵庫(ドラム缶)		②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	原子炉格納容器	容器	放射性物質の閉じ込め機能、	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。

系統又は設備番号	系統又は設備名称	機種	機能	対策	備考
	原子炉格納容器隔離弁	空気作動弁, 電動弁	放射線の遮蔽及び放出低減  ※原子炉建屋及び非常用ガス処理系は、放射性物質放出防止機能も有する	②	原子炉の安全停止機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。
	原子炉格納容器スプレイ冷却系	配管, 電動弁, ポンプ		②	原子炉の安全停止機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。
	原子炉建屋 原子炉建屋給排気隔離弁	建屋		②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
		空気作動弁		②	当該弁は通常開、機能要求時間である。火災影響を受け機能喪失した場合はフェイル・クローズ設計のため機能要求は満足する。また、万一の不動作を想定しても二重化されていることから、系統機能に影響を及ぼすものではない。
	非常用ガス処理系	空気作動弁, 電動弁, 空調機, 乾燥装置, 排ガス放射線モニタ		①	火災時における原子炉建屋の負圧維持の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。
	可燃性ガス濃度制御系	プロア, 加熱器, 再結合器, 冷却器, セパレータ, 電動弁		②	原子炉の安全停止機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の安全停止が可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。
	非常用補給水系(残留熱除去系)	配管, ポンプ, 熱交換器, 空気作動弁, 電動弁	燃料プールの補給	②	当該系統の機能が喪失しても、使用済み燃料プールの水位が遮蔽水位まで低下するまでに時間的余裕があり、その間に電動弁の手動操作等によって機能を復旧することができるだから、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	放射性気体廃棄物処理系の隔離弁	空気作動弁	放射性物質の放出の防止機能	②	当該弁はフェイル・クローズ設計であり、自動的に閉止する。また、万一の誤動作を想定した場合であっても上流側に設置された活性炭式ホールドアップ塔によって放射性物質が除去されることから、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	排気筒	排気筒	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。	

### 添付資料 3

実用発電用原子炉及びその附属施設の  
火災防護に係る審査基準（抜粋）

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）

2.2 火災の感知、消火

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

(2) 消火設備

- ① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域または火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。
- ② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。
- ③ 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計であること。
- ④ 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。
- ⑤ 消火設備は、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること。
- ⑥ 可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。
- ⑦ 移動式消火設備を配備すること。
- ⑧ 消火剤に水を使用する消火設備は、2時間の最大放水量を確保できる設計であること。
- ⑨ 消火用水供給系をサービス系または水道水系と共に用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。

- ⑩ 消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であること。
- ⑪ 消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。
- ⑫ 消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置すること。
- ⑬ 固定式のガス系消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を吹鳴させる設計であること。
- ⑭ 管理区域内で消火設備から消火剤が放出された場合に、放射性物質を含むおそれのある排水が管理区域外へ流出することを防止する設計であること。
- ⑮ 電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。

(参考)

(2) 火災感知設備について

- ①-1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。  
上記の対策を講じた上で、中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。
- ①-2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備及びガス系消火設備（自動起動の場合に限る。）があり、手動操作による固定式消火設備には、ガス系消火設備等がある。中央制御室のように常時人がいる場所には、ハロン1301 を除きガス系消火設備が設けられていないことを確認すること。
- ④ 「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消火ポンプ系（その電源を含む。）等の動的機器の单一故障により、同時に機能を喪失することがないことをいう。
- ⑦ 移動式消火設備については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第85条の5」を踏まえて設置されていること。

- ⑧ 消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量は、要求される固定式消火設備及び手動消火設備の最大流量を合計したものであること。

なお、最大放水量の継続時間としての 2 時間は、米国原子力規制委員会 (NRC) が定める Regulatory Guide 1.189 で規定されている値である。

上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は、Regulatory Guide 1.189 では 1,136,000 リットル (1,136 m<sup>3</sup>) 以上としている。

# 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

平成25年6月  
原子力規制委員会

除去した場合はその燃焼部が広がらない性質を有するケーブルをいう。

- (9) 「可燃性物質」 不燃性材料以外の材料をいう。
- (10) 「発火性又は引火性物質」 可燃性物質のうち、火災発生の危険性が大きい、火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が大きい、又は火災の際の消火の困難性が高いものをいう。
- (11) 「火災区域」 耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。
- (12) 「火災区画」 火災区域を細分化したものであって、耐火壁、離隔距離、固定式消火設備等により分離された火災防護上の区画をいう。
- (13) 「火災防護対象機器」 原子炉の高温停止又は低温停止に影響を及ぼす可能性のある機器をいう。
- (14) 「火災防護対象ケーブル」 火災防護対象機器を駆動若しくは制御するケーブル（電気盤や制御盤を含む。）をいう。
- (15) 「安全機能」 原子炉の停止、冷却、環境への放射性物質の放出抑制を確保するための機能をいう。
- (16) 「多重性」 同一の機能を有する同一の性質の系統又は機器が二つ以上あることをいう。
- (17) 「多様性」 同一の機能を有する異なる性質の系統又は機器が二つ以上あることをいう。
- (18) 「独立性」 二つ以上の系統又は機器が設計上考慮する環境条件及び運転状態において、共通要因又は従属要因によって、同時にその機能が阻害されないことをいう。
- (19) 「単一故障」 単一の原因によって一つの機器が所定の安全機能を失うことをいう。単一の原因によって必然的に発生する要因に基づく多重故障を含む。

(参考)

(2) 建築基準法施行令（昭和25年1月16日政令第338号）における用語の定義について

第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

6 難燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第1号及び第2号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

第108条の2 法第2条第9号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料

## 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド

平成25年10月  
原子力規制委員会

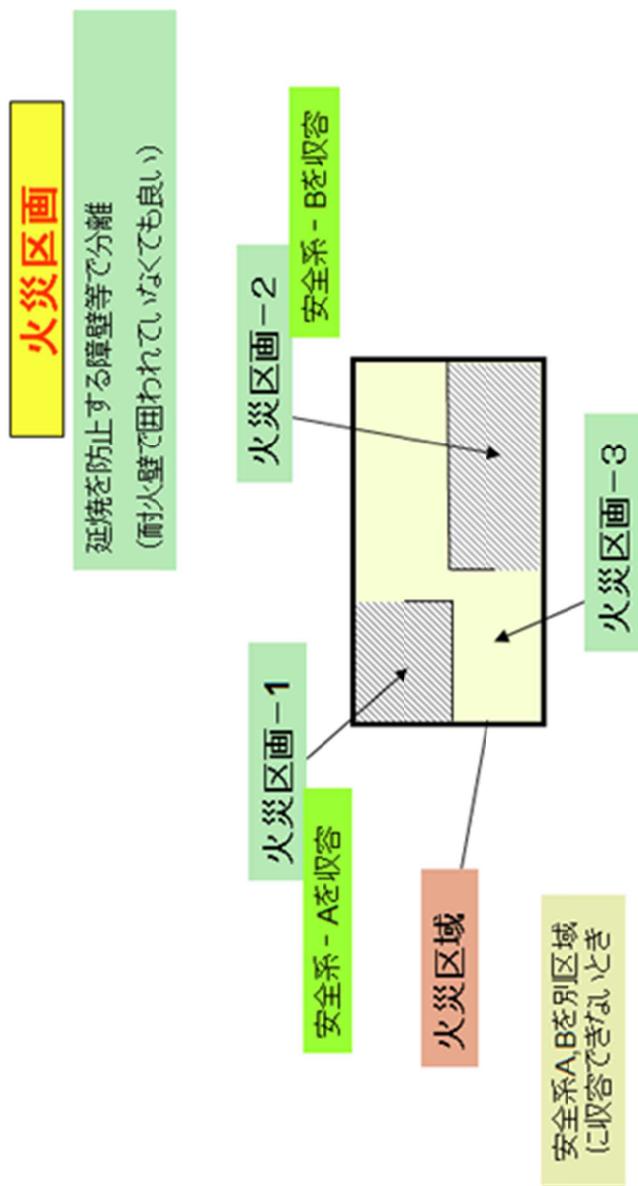


図 6.4 火災区画の概念図

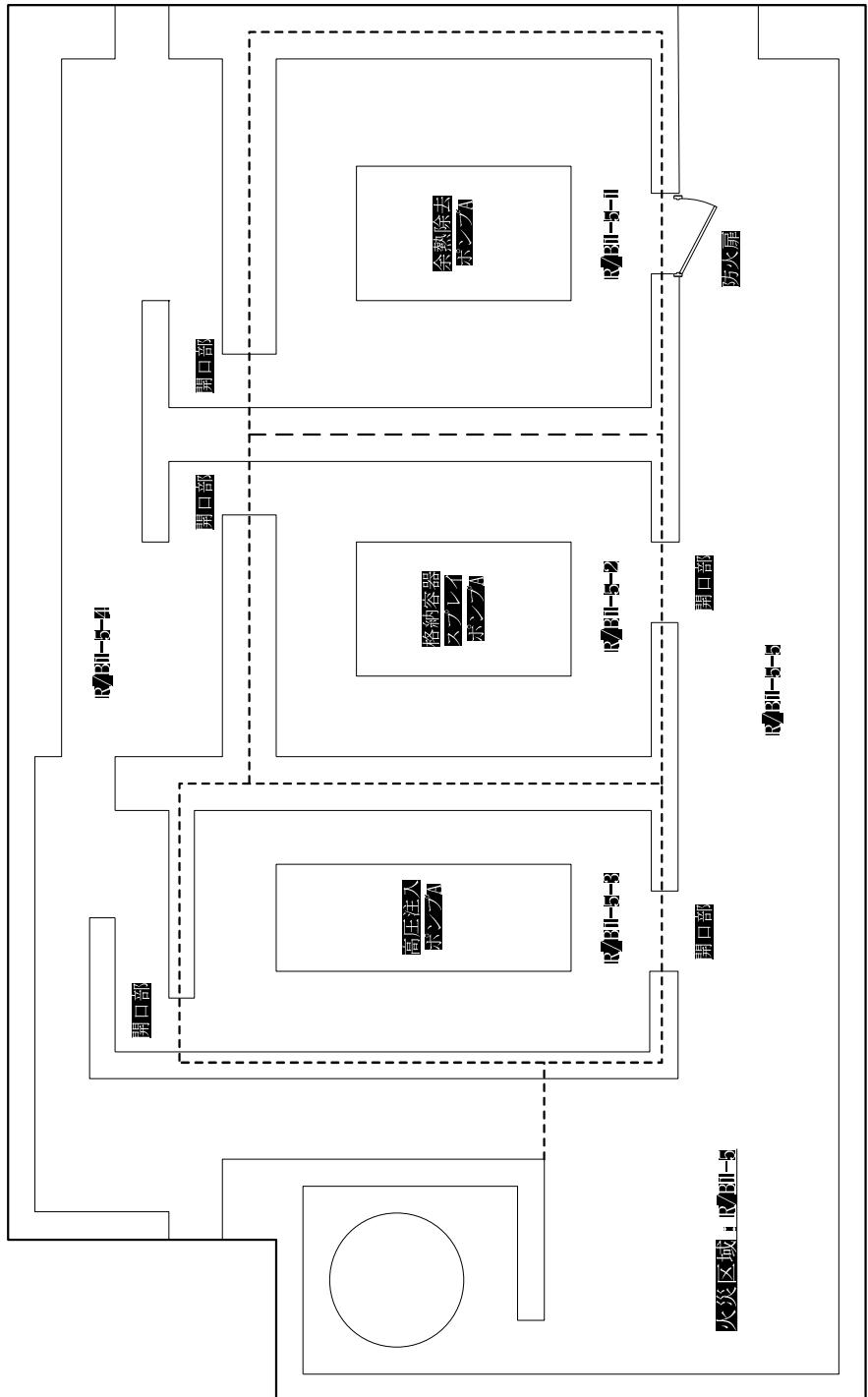
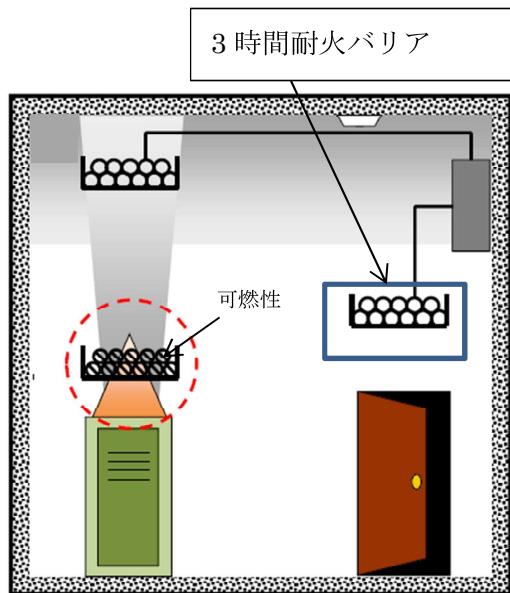
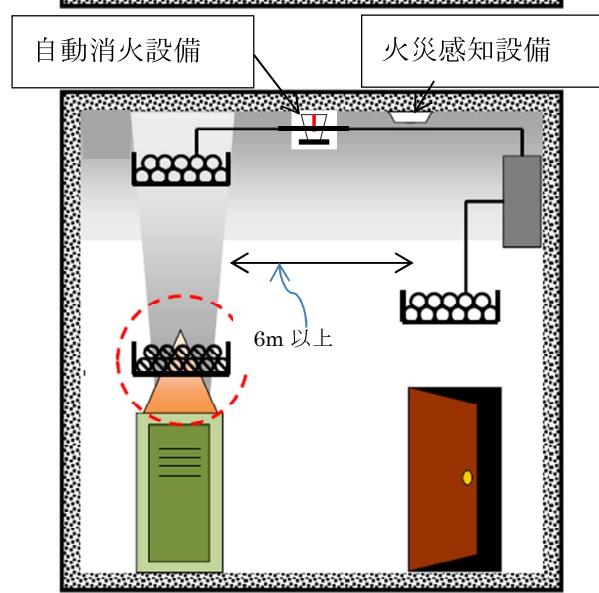


図 6.5 安全補機室 A (R/B1-5) 内の区画配置 (PWR の例 : 図 6.2 の一部)

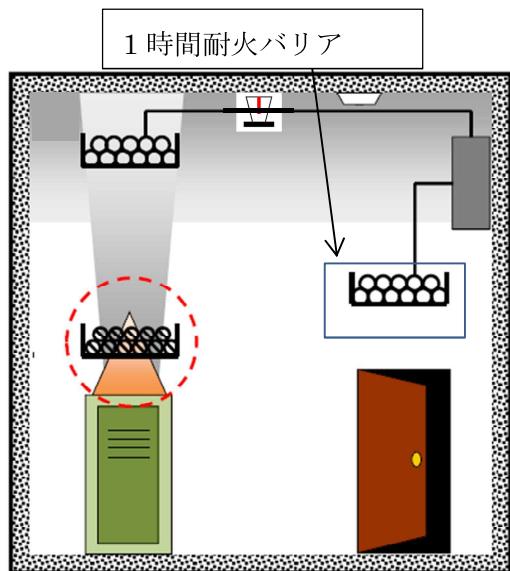


### 3時間耐火バリアによる系統分離

(消火活動が困難な場所では、自動式等の消火設備が必要。)



水平距離 6m 以上及び  
火災感知設備 + 自動消火設備による  
系統分離



1時間耐火バリア及び  
火災感知設備 + 自動消火設備による  
系統分離

図 8.2 火災区画内評価と系統分離対策

平成20年大阪市浪速区  
個室ビデオ店火災関係資料集

平成21年

総務省消防庁

# 一目次一

①予防行政のあり方について（中間報告） ～大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策～	……… p1
②消防法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知） (平成21年9月30日付け消防予第408号)	……… p113
③「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置」について (平成21年10月21日付け全消発第325号)	……… p127
④消防法施行規則等の一部改正に関するQ&A	……… p133
⑤個室型店舗等における消防訓練マニュアル等 の作成に係る調査検討会報告書	……… p139
⑥個室型店舗等の消防訓練マニュアル（リーフレット）	……… p169

# 予防行政のあり方について (中間報告)

～大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策～

予防行政のあり方に関する検討会

平成21年6月

# — 目 次 —

<u>はじめに</u> · · · · ·	1
-----------------------	---

## 大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策

### 1 現状と課題

(1) 大阪市浪速区個室ビデオ店火災 · · · · ·	2
(2) 全国の個室ビデオ店等に関する緊急調査等 · · · · ·	2
(3) 個室ビデオ店等における防火安全上の課題 · · · · ·	4

### 2 対応の考え方

(1) 火災の早期覚知・伝達手段の確保 · · · · ·	6
(2) 通路での煙等による避難障害への対策の確保 · · · · ·	7
(3) 防火管理体制の確保に関する支援促進 · · · · ·	7
(4) 消防機関における立入検査、違反是正等の充実強化 · · · · ·	8
(5) 個室ビデオ店等における更なる安全性の向上 · · · · ·	9

<u>検討会名簿</u> · · · · ·	10
------------------------	----

### <資料編>

資料 1 大阪市浪速区個室ビデオ店火災の概要
資料 2 全国の個室ビデオ店等における防火対策の実態
資料 3 全国の個室ビデオ店等における火災の実態
資料 4 個室ビデオ店等の火災に関する実験等

## 個室ビデオ店等の火災に関する実験等（概要）

### 1 個室ビデオ店を想定した火災実験

平成 20 年 10 月の大坂市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、個室ビデオ店を想定した火災実験を実施した（資料 4-1）。

- ① 今回は、第一着火物（ごみ箱又はキャリーバッグ）からリクライニングチェアに燃え移るという火災シナリオで実験を実施している。
- ② 現在流通している一般的な感知器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等を用いて実験を行った結果、その作動状況は、個別にばらつき等はあるものの、おおむね煙感知器、差動式熱感知器、定温式熱感知器、閉鎖型スプリンクラーヘッドの順に作動している。  

当該実験（資料 4-1）と別に、消防研究センターのルームカロリーメーターを用いて、個室を模した条件（扉は開放）で行った火災実験においても、おおむね同様の結果。このときの作動時間等は、煙感知器にあっては着火からおおむね 1 分後、差動式熱感知器にあってはおおむね 2 分後、定温式熱感知器及び閉鎖型スプリンクラーヘッドにあってはおおむね 3 分後、フラッシュオーバー相当の状況となったのはおおむね 4 分後であった。
- ③ たれ壁のみの開放空間の場合（実験①～⑨）と、壁で区画した場合（実験⑩～⑯）を比較すると、感知器や閉鎖型スプリンクラーヘッドの作動は、壁で区画した場合（このうち特に扉を閉鎖した場合）の方が相当程度早く、消火効果も高い結果である。区画した場合の消火効果については、消火水が散逸せず効果的に冷却等が行われたこと、狭い空間で酸素の供給不足を生じたこと等によると考えられる。

また、外部への煙の拡散も、区画して扉を閉鎖した場合には、相当程度低減されている。

なお、これらの効果は、今回の区画が比較的密閉性が高かったことにより得られたものと考えられるが、実際の個室ビデオ店では、換気用の開口部等が設けられていることが多いと考えられる。このため、防火対策を検討する上では、扉を開けた場合（実験⑯）やたれ壁のみの開放空間の場合（実験①～⑨）と同様の状況を想定することが必要と考えられる。

- ④ スプリンクラー設備等により放水を行った状況は、おおむね次のとおりであり、放水量が十分確保できる場合には、消火や延焼防止に大きな効果を発揮している。
  - 80ℓ／分（標準型ヘッド）、50ℓ／分（小区画型ヘッド）及び 30ℓ／分（小区画型ヘッドのうち特定施設水道連結型スプリンクラー設備に対応したもの）の場合、直接放水している部分は消炎し、火勢も相当程度抑制。また、区画して扉を閉鎖した条件では、ほぼ鎮圧の状態。一方、たれ壁のみの開放条件では、リクライニングチェアの裏面等に火炎が一部残り、発煙が継続。
  - 15ℓ／分（小区画型ヘッドのうち特定施設水道連結型スプリンクラー設備に対応したもの）の場合、火勢を抑制し、天井面の温度上昇等も抑制しているが、リクライニングチェアの表面を含め燃焼を継続。
  - 下方放出型自動消火装置（浸潤剤入り消火水 5.5ℓ 又は 3.0ℓ）の場合、放水直後において一時的に火炎が小さくなるものの、今回の条件ではほぼ火勢に変化なし。

上述の実験結果にみられるように、スプリンクラー設備による消火は、家具等に着火して火勢が強まった段階で放水を開始し、直接放水できる可燃物表面の消炎とともに、周囲への拡大を防止しながら、最終的に鎮火・鎮圧するという流れが一般的と考えられる。

個室ビデオ店等については、その構造や利用形態等から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気づきにくいという防火上極めて特殊な環境にある。すなわち、スプリンクラー設備による放水開始の段階において、既に着火している可燃物から避難上の支障となるレベルの発煙があるとともに、放水開始後においても、一定程度の発煙が継続することを想定する必要があり、避難安全を検討する上で留意が必要である。

## 2 個室ビデオ店を想定したシミュレーション等による分析

上記1と並行して、個室ビデオ店を想定したシミュレーション等により、避難安全上の観点から分析を実施した。

- ① 個室ビデオ店を想定した場合、火災実験で見られたように、火元となった室が短時間のうちに盛期火災に至るとともに、通路に煙が拡散し、その濃度も高くなることに伴って、視界の低下、有害物質（一酸化炭素等）の濃度上昇、温度の上昇等により、急激に避難困難となっていくものである。
- ② このような防火上特殊な環境下において、煙感知器が作動する段階では、避難上の支障となるレベルの煙・熱は火元となった室（又はその近傍）に限られる状況である。一方、現在流通している一般的な熱感知器や閉鎖型スプリンクラーヘッドが作動する段階では、避難上の支障となるレベルの煙・熱が通路においても滞留し始めている状況が想定されるところである。
- ③ 一方、避難に要する時間については、建築基準法令の適用等により避難口に至る歩行距離が一定以下（数十メートル程度）に抑えられていること等を勘案すると、適切に避難行動がとられれば、通路が煙・熱で著しく危険な状態となる前に、屋外等への避難口に到達することが可能と考えられる。
- ④ なお、排煙設備等により、通路の煙を有効に排除できる場合には、煙・熱が滞留する範囲を抑制することが可能と考えられる。

## 3 上記を踏まえた個室ビデオ店等の避難安全確保の考え方

以上のことと踏まえると、煙感知器により火災を初期段階で覚知・伝達し、内装不燃化や排煙設備により急激な延焼や煙の滞留を抑制しながら、従業者による避難誘導や通路上の誘導表示に従って、在館者が速やかに避難行動をとることができれば、煙・熱で著しく危険な状態となる前に、屋外等への避難口に到達することができると思われる（資料4-2）。

## 個室ビデオ店を想定した火災実験報告

### 1 目的

平成20年10月1日の大阪市浪速区個室ビデオ店火災を受け、以下の項目を確認するために個室ビデオ店火災実験装置を制作し、燃焼実験を行った（実施期間：平成21年2月23日（月）～平成21年3月9日（月） 場所：総務省消防庁消防大学校消防研究センター大規模実験棟）。

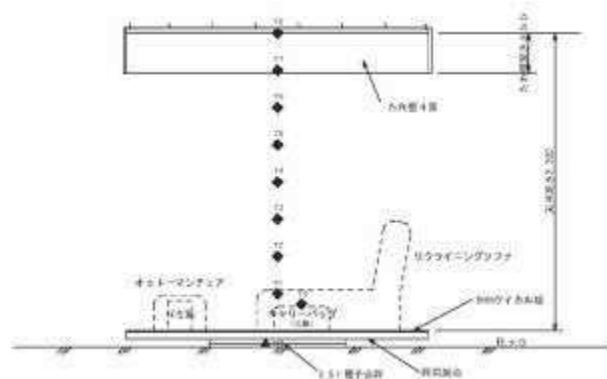
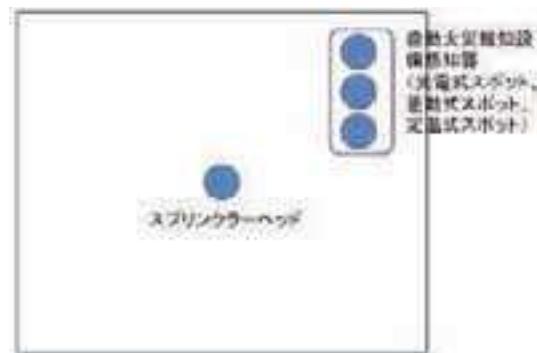
- (1) 個室ビデオ店における火災の発達状況
- (2) 個室内で発生した時間あたりの熱量（発熱速度）、一酸化炭素濃度等の経時変化
- (3) 感知器やスプリンクラーヘッドの作動状況

### 2 実験の流れ

着火 → 各種感知器発報 → S Pヘッド開放 → 20分放水 → 観察（3分） → 終了

### 3 実験条件

#### (1) 感知器等の設置場所

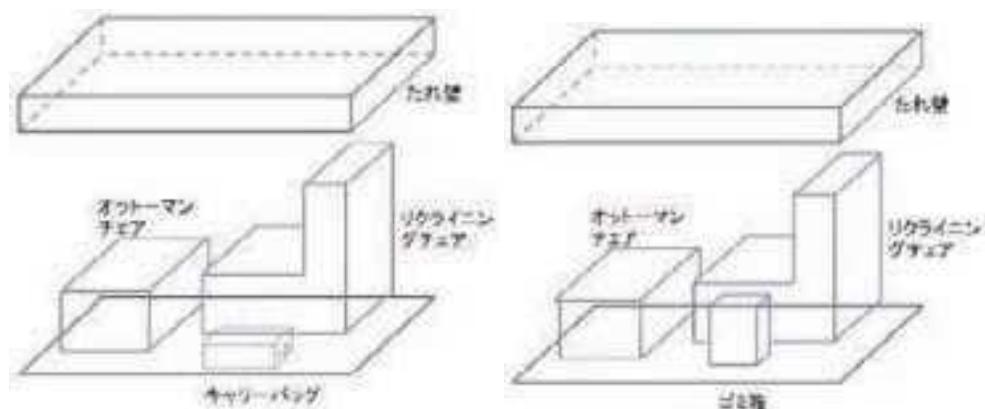


天井部分の平面図

温度測定点

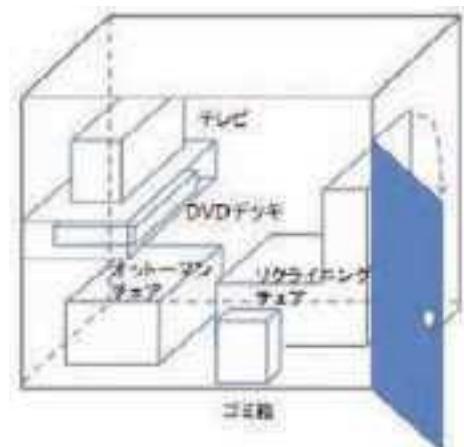
CO濃度、O<sub>2</sub>濃度、減効率の測定は部屋の中央及び、扉部上方（外部）で行った。

(2) 実験パターン①～⑨



	火源	放水量/L/min	
①	キャリーバッグ	80	
②	ゴミ箱	80	
③	キャリーバッグ	50	
④	ゴミ箱	50	
⑤	キャリーバッグ	50	防炎ソファを用いた実験
⑥	キャリーバッグ	30	
⑦	ゴミ箱	30	
⑧	ゴミ箱	第三種浸潤剤入り水 5.5L	
⑨	ゴミ箱	第三種浸潤剤入り水 3.0L	

(3) 個室実験パターン⑩～⑯



	火源	放水量/L/min	ドアの開閉
⑩	ゴミ箱	50	閉
⑪	ゴミ箱	80	閉
⑫	ゴミ箱	30	閉
⑬	ゴミ箱	15	閉
⑭	ゴミ箱	30	開
⑮	ゴミ箱	—	閉

#### 4 実験結果

(実験結果 総括表)

実験パターン	区画	火源	扉の開閉状況	スプリンクラー設備				火災感知器		結果*1
				スプリンクラーヘッド等の種類	放水圧力(MPa)	放水量(L/min)	放水開始時間(秒)	煙感知器作動時間(秒)	定温式熱感知器作動時間(秒)	
①	たれ壁タイプ	キャリーバッグ	—	標準型SPヘッド K80	0.10	80	134	63	126	○
②		ゴミ箱	—	標準型SPヘッド K80	0.10	81	126	85	126	○
③		キャリーバッグ	—	小区画型SPヘッド K50	0.10	51	156	107	154	◎
④		ゴミ箱	—	小区画型SPヘッド K50	0.10	51	139	80	—	◎
⑤		キャリーバッグ (防炎加工品)	—	小区画型SPヘッド K50	0.10	51	240	154	—	◎
⑥		キャリーバッグ	—	水道連結用SPヘッド K43	0.05	29	136	81	183	△
⑦		ゴミ箱	—	水道連結用SPヘッド K43	0.05	29	106	65	315	△
⑧		ゴミ箱	—	下方放出型自動消火装置 (第三種浸潤剤入り水5.5L)	—	—	165	76	157	×
⑨		ゴミ箱	—	下方放出型自動消火装置 (第三種浸潤剤入り水3.0L)	—	—	133	54	114	×
⑩	壁区画タイプ	ゴミ箱	閉	小区画型SPヘッド K50	0.10	50	72	58	69	◎*2
⑪		ゴミ箱	閉	標準型SPヘッド K80	0.10	81	74	60	71	◎*2
⑫		ゴミ箱	閉	水道連結用SPヘッド K43	0.05	29	83	59	78	◎*2
⑬		ゴミ箱	閉	水道連結用SPヘッド K30	0.03	15	89	67	85	○
⑭		ゴミ箱	開	水道連結用SPヘッド K43	0.05	29	118	46	119	△
⑮		ゴミ箱	閉	—	—	—	—	50	70	—

(スプリンクラー設備なしで火炎性状等を確認)

##### \*1 結果の凡例

◎…ほぼ鎮火した。

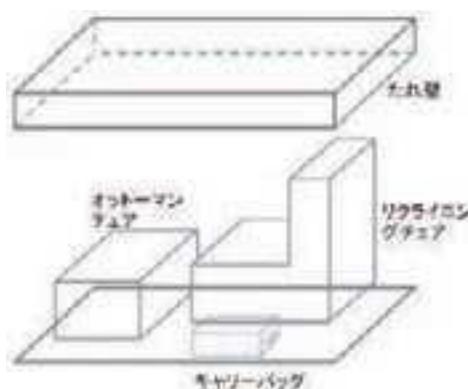
○…火勢は鎮圧し、炎が抑制された。

△…火勢はやや鎮圧したが、炎は消えなかつた(あるいは燃え尽きた)。

×…火勢は鎮圧せず、他の可燃物にも延焼した。

\*2 今回は、個室を模した区画について、密閉性が比較的高い条件で実験を行っており、扉を閉めた場合には、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備(特に定温式熱感知器)が早期に作動し、消火効果も高い結果となっている。一方、実際の個室ビデオ店では、換気用の開口部等が設けられることが多く、扉を開けた場合と同様の傾向となることが想定される。

## 実験パターン①



放水量 80 L/min

### 実験経過（目安）

時間（秒）		時間（秒）	
0	着火		
63	煙感知器発報		
95	熱感知器（差動式）発報	90	ソファへと延焼
126	熱感知器（定温式）発報		
134	SPヘッド開放		散水している表面は消炎し、火勢を抑制 一方、水の当たらない裏面で小火が残る状態
		700 ～800	ほぼ鎮火（表面のビニールレザーは残っているが、中のクッション材はほぼ燃え尽きる）



着火直後



SP開放直前



SPヘッド開放直後

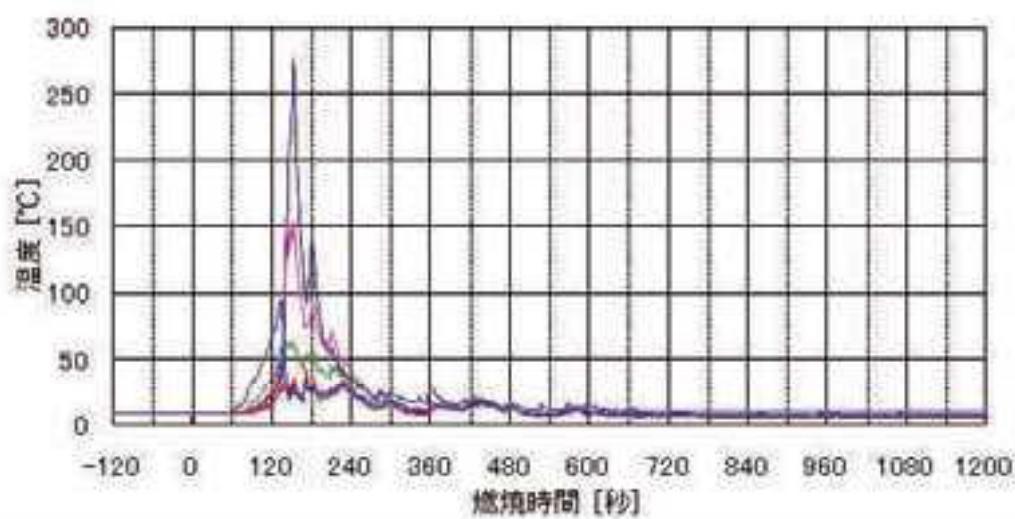


着火後360秒

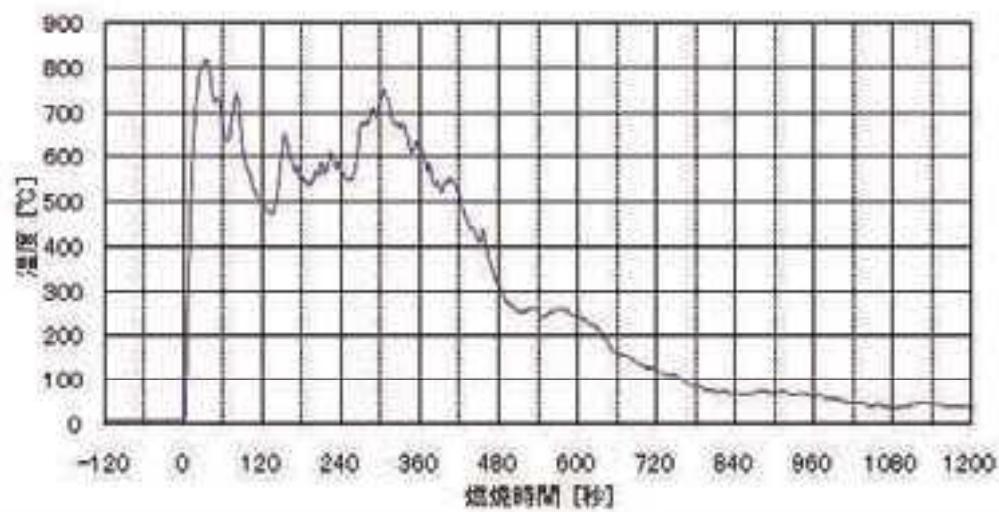


実験終了後

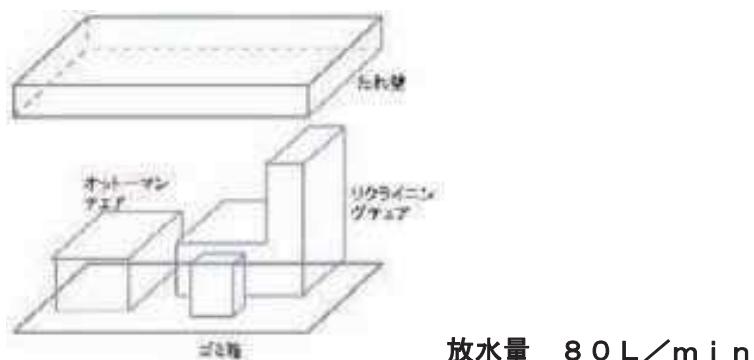
鉛直軸上温度



火源(キャリー/バック)



## 実験パターン②



実験経過（目安）

時間（秒）		時間（秒）	
0	着火		
		50	ソファへと延焼
66	熱感知器（差動式）発報		
85	煙感知器発報		
126	熱感知器（定温式）発報 SPヘッド開放		散水している表面は消炎し、火勢を抑制 一方、水の当たらない裏面で小火が残る状態
		900	ほぼ鎮火（表面のビニールレザーは残っているが、中のクッション材はほぼ燃え尽きる）



着火直後



SP開放直前



SPヘッド開放直後



着火後 240 秒



実験終了後